ISSN　0918-9904

研究紀要

第 15－1 号

── 特集　古墳時代 ──

2006（平成18）年３月

三重県埋蔵文化財センター

はじめに

三重県教育委員会事務局では、近年、経営品質に取り組んでおり、顧客の要望を基に継続的に業務の改善を推進しています。県政における顧客は言うまでもなく第一義的には県民ですが、埋蔵文化財保護行政における具体的な顧客には、いわゆる考古学ファン、研究者、市町村教育委員会、開発事業者など多方面にわたります。

三重県埋蔵文化財センターでは、こうした多くの方々のご要望に応えるべく毎年様々な事業を行っています。その中でも発掘資料活用事業では、あらゆる機会を通して情報公開を目指しており、その一環として研究紀要の刊行を行っているところです。低迷する日本経済、減少する税収、行財政改革が叫ばれている昨今の厳しい財政状況の中で、顧客から真に求められる研究成果、期待される学問情報とは何かを常に考え、毎年、計画的に特集号を組んできました。

研究紀要は今年で第15号となりますが、今回は古墳時代特集とし、祭儀空間、古墳、土器相、馬具文化とそれぞれ特徴のある論考を掲載することができました。また、縄文時代から弥生時代にかけての独鈷状石製品に関する資料紹介も併せて掲載いたしました。いずれも職員の日頃の研鑽、研究の成果と考えております。

本誌の論考が、三重県の歴史解明の一助となり、また県内外の多くの方々にお届けすることによって学校教育や地域の文化力向上に寄与することができれば幸いです。

平成18年３月

三重県埋蔵文化財センター
所　長　　吉　水　康　夫

目　　次

古墳時代祭儀空間の成立　－古墳時代の庭状遺構の評価を巡って－……（穂積裕昌）…（１）
近代古墳の研究……（豊田祥三）…（15）
古墳時代前・中期における伊勢の土器相……（伊藤裕偉）…（31）
三重・古墳時代の馬文化　－続・三重県内出土の古墳時代馬具集成…（山中由紀子）…（37）
三重県神殿遺跡出土の独鈷状石製品について……（奥　義次）…（63）

古墳時代祭儀空間の成立 ― 古墳時代の庭状遺構の評価を巡って ―

穂　積　裕　昌

Ⅰ　はじめに

日本庭園の起源を巡る問題は、これまで多くの研究史があるが、巨視的にみれば飛鳥時代に伝来する朝鮮半島系の方形池を中心とした苑池から奈良時代に唐風の屈曲のある流れを重視した庭園へと変化していく方向で捉えられてきた。とりわけ、奈良時代の庭園は、曲水の宴が行われて詩歌が詠まれた場所としてそれ以降の日本庭園史上でも重要な位置が付与され、なかでも平城京左京三条二坊六坪のいわゆる宮跡庭園はこれを具体的に示す好例として国の特別史跡に指定されている（奈良国立文化財研究所1986）。

一方、三重県伊賀市城之越遺跡では、平成３年度の発掘調査によって、庭園の洲浜や景石を思わせるような貼石や立石をもつ特異な貼石遺構が確認された（三重県埋蔵文化財センター1992）。この遺構は、一見奈良時代の庭園遺構を髣髴とさせる平面形を呈しており、奈良時代庭園遺構との連続性をどのように評価するのか関心を呼んだ。その後、奈良県天理市赤土山古墳や広陵町巣山古墳など前方後円墳の付設施設のなかに同様の手法を取り入れた施設が確認されるに及び（天理市教育委員会2003、広陵町教育委員会2005）、改めてこのような古墳時代の「庭状遺構」をどのように評価すべきかの検討の時期を迎えている。

本稿では、これら古墳時代の類「庭園」遺構がどのような機能をもった遺構であるかを確認し、そのうえで本遺構が日本の庭園史のなかでも位置づけが可能か、また可能とすればどのような評価がなしえるのかの私見を提示し、大方のご判断を仰ぎたいと考えるものである。

Ⅱ　問題の所在と視点

１　問題の所在

これまで、古墳時代研究者と造園史を中心とした一部の庭園研究者では、問題に対するアプローチの方法が異なり、議論が噛み合ってこなかった観がある。これは、これまで積み上げられてきた古代庭園史が、奈良時代以降のいわゆる曲水宴を催すための施設を中心に組まれてきたこと無関係ではない。このため、奈良時代庭園と平面プランが類似した城之越遺跡貼石遺構も、「曲水宴」自体がいつから始まったのかという議論を含めて、こうした奈良時代以降に定型化する庭園の起源が、機能的あるいは造営技術的な側面としてどこまで遡るのかという脈絡のなかで評価された。換言すれば、それまで知られていた「奈良時代（あるいは飛鳥時代も含めて）の庭園」という存在がまずあり、そこを定点としてそれがどこまで、あるいはどの要素が遡りうるのかという視点である。

一方、奈良時代を含む庭園史自体を主たる研究テーマとしてこなかった古墳時代研究者は、奈良時代の庭園に起点を置いた問題へのアプローチに違和感をもち、いったん庭園史を巡る議論の枠組みから当該遺構を切り離し、まずは発掘された遺構自体の評価を目的とした。その方向における議論のひとつの帰結が、城之越遺跡や奈良市南紀寺遺跡（奈良市教委1991・1995）を「水に関わる祭祀の場」として存在していたのではないかと考える仮説の提出であった（穂積1992、森下1998など）。

２　近年の研究動向

近年の庭園研究は、古墳時代の「庭状遺構」を含め、飛鳥京の飛鳥苑池や平城京内の庭園、平安時代の浄土庭園など、いわゆる「発掘庭園」の調査例が増加したことと無関係ではない。現在問題となっているひとつの議論は、

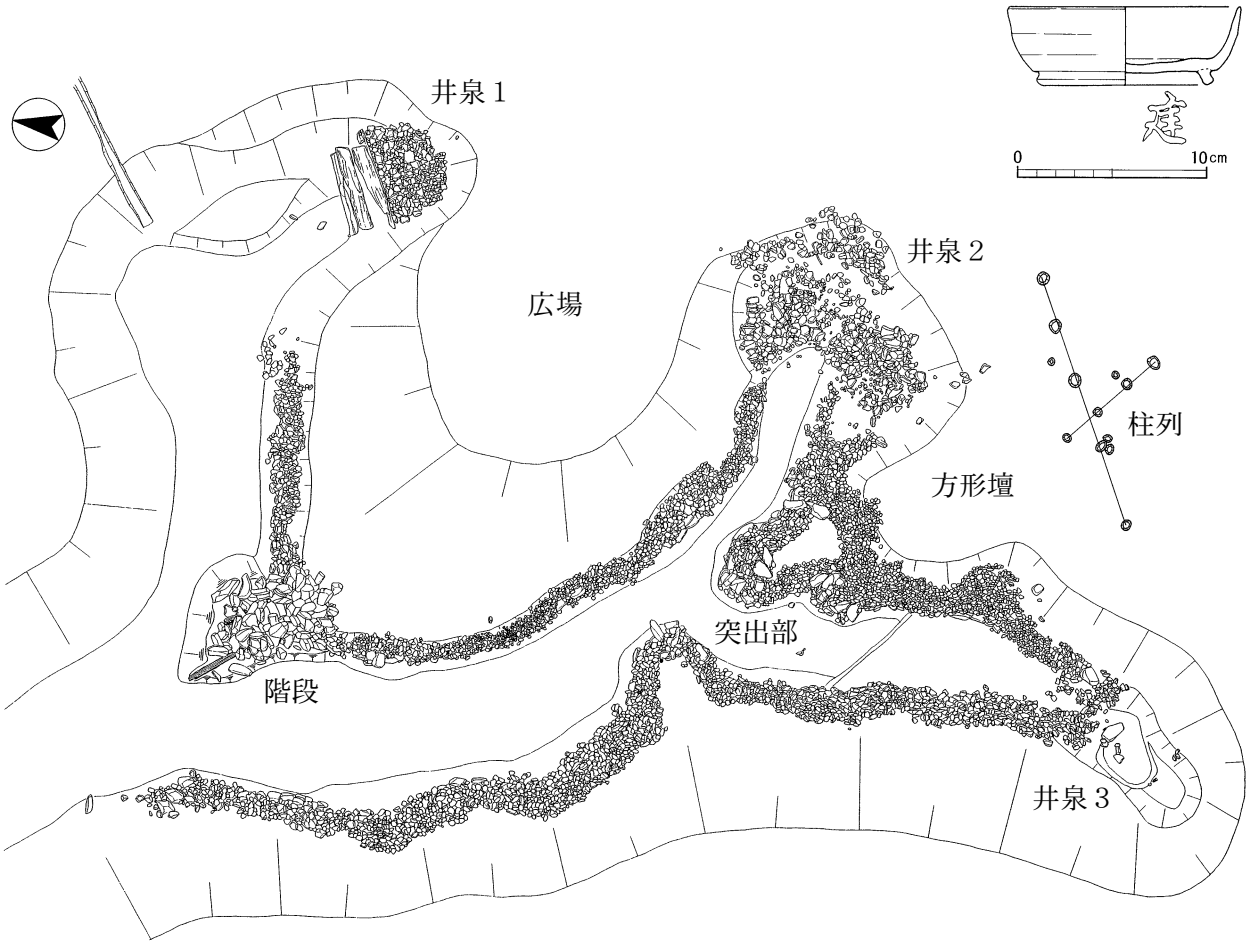

第１図　城之越遺跡貼石祭儀場（１：200）**と上層出土「庭」墨書須恵器**（右上、１：４）上野市教育委員会1998を一部改

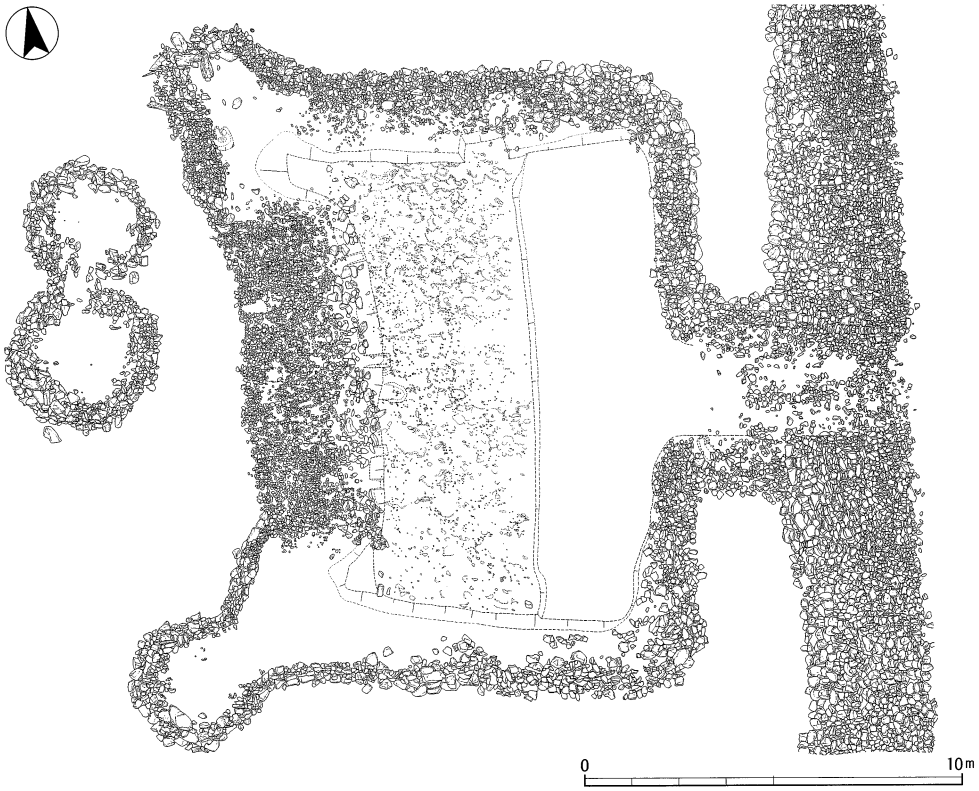

第２図　巣山古墳島状施設（１：200）　広陵町教育委員会2005より転載

庭園系譜に関わる問題で、以下の諸点をどのように評価するかに収斂される。

① 宮跡庭園をはじめとする奈良時代庭園が円形プランを指向するのに対して、飛鳥苑池が方形池を中心とした方形プランを指向しているとみられること

② このうち、方形プランの飛鳥苑池は朝鮮半島へ、曲線プランの奈良時代庭園は唐へその淵源を求める意見があること

③ 一方、城之越遺跡に代表される古墳時代の「庭状遺構」が飛鳥苑池ではなく、時代の新しい奈良時代の庭園と平面プラン上での共通点を有すること

細かい議論の差異は多々あるが、以上を評価する考え方は以下の３つに帰結する。

Ａ 外来要素の流入は認めつつ、古墳時代庭状遺構から奈良庭園までの何らかの系譜関係を認めようとする意見

Ｂ 古墳時代を切り離したうえで、飛鳥庭園は朝鮮半島から、奈良庭園は唐からという系譜関係をより大きく認め、「飛鳥→奈良」の直接的な系譜をより小さくみる意見

Ｃ 古墳時代を切り離したうえで、飛鳥庭園にも方形だけでなく曲線構造を有する点を積極的に評価し、外来的要素の流入は認めつつ、奈良時代庭園が飛鳥時代苑池を基盤として成立しているとみる意見

Ａ説を採る論者のうち牛川氏は、城之越遺跡の井泉から曲線的な貼石溝へ至る造形の系譜は、基本的には奈良時代の庭園遺構へ繋がっていく立場を明瞭にとられる（牛川1994）。また、同じＡ説でも辰巳和弘氏は、城之越遺跡貼石祭儀場の平面形や立石等の意匠が、不老不死の神仙界の霊山や霊川を具現したものと考え、造形の背景に古墳時代段階での中国思想の流入を認められる（辰巳2001）。

Ｂ説を採る小野健吉氏は、702年に送られた粟田真人による遣唐使によって唐の庭園技術・思想が持ち帰られたとし、基本的には造形の系譜として、飛鳥時代の苑池遺構と、奈良時代の庭園遺構にヒアタスを認める（小野2003）。

一方、Ｃ説は飛鳥苑池や平城京松林苑の調査に関わった河上邦彦氏に代表され、氏によると奈良時代庭園の母胎は飛鳥苑池にあるとされる（奈良文化財研究所2004p.94）。筆者自身も、技術的な系譜や、そうした造形に帰結した直接的な関係性自体は、古墳時代の「庭状遺構」と、飛鳥時代以降の苑池以降とは切り離して判断するのが妥当と考えている。そういう意味では、「系譜」という側面に限定すれば、一端古墳時代を切り離したうえで飛鳥苑池から奈良庭園の流れを統一的に考える河上邦彦氏の考えにより共感を覚える。

しかし、古墳時代の「庭状遺構」を日本の「庭園史」のなかで評価するには、一系列的な系譜関係や、発展段階を設定してその関連を述べるというものとは異なった、全く別の視点からのアプローチが必要であると考えている。

３　本稿の視点

現在の庭園史研究は、曲水宴などの後世的な遊宴的要素を大きく評価し、それに引きずられた面が多々あると認識する。例えば、庭園概念に関連して高瀬要一氏は、庭園とは「鑑賞・宴遊を主目的として造られた外部空間」として定義される（奈良文化財研究所2002p.40）。しかし、この定義は、庭が本来もつ多様な機能のうち、鑑賞と宴遊に特化して、その基準で前後も捉えようとする指向性があり、その背景には『作庭記』にみえる庭像をひとつの原型（あるいは理想像）に措定する考えや、和歌・漢詩などの文献資料とも照応可能な奈良時代の庭園の機能をまず敷衍させる従来の考え方があることは否めない。しかし、高瀬氏自身が確認されているように、「庭園」自体はたかだか明治時代中期頃以降にしか遡らない用語である。さすればその時点（あるいは平安時代の『作庭記』の段階）の「庭」が持っていた機能（鑑賞や宴遊）で古代以前も推し量ろうとするのではなく、本来の「庭」や「苑・園」から出発して、それが時代毎にどのような変化過程（形態のみならず、それに対する認識の変化も含めて）や系譜上の繋がりを有したかなどを考察し、最終的にそれらがどのような変遷を経て「庭園」として帰結したのかを

問題としなくてはならない。高瀬氏自身は、城之越遺跡などの古墳時代の諸例も含め、大きく日本の庭園史の中で広く捉えようとされるが、さすればその前提となる庭園概念自体、最初から決定されたものである必要はない。むしろ、「庭」という場が、時代によってどのように変転していくのかをこそ、問題とすべきであろう。

これまでの庭園史を紐解くと、堀口捨巳氏など前方後円墳に代表される古墳の葺石にすら日本の庭園史のなかで大きく評価していこうとする立場が存在したことは無視できない（加藤1983）。近年の巣山古墳島状施設や城之越遺跡の確認などによって、これらを日本の庭園史の中でどう評価できるのかという視点が改めて問われている。奈良文化財研究所が主催する庭園研究会における尼崎正博氏の発言「日常を非日常化していこうとする意識」（奈良文化財研究所2002p.47）は、まさにこの立場を明快に主張されたものと考えられる。

本稿では、「曲水宴」や「遊園」といったものにのみ立脚した「庭園概念」を定点にしてその変遷・変容過程、あるいは前代との繋がりを問題とするのではなく、そうした「庭園」概念から一端距離をおいて、「庭」なるものが本来どのような場面を示す語句として成立したかを確認する。そのうえで「庭」が、古代日本の古典（『記紀』）ではどのような場面を指していたのかを確認し、その遺構としてはどういったものを射程に入れて考えればいいのかを考究する。これら作業を経たうえで、城之越遺跡貼石祭儀場とこれに類似した形態を示す諸例、近年発見の古墳時代中期前方後円墳に付設された島状施設等の意義を、主に祭儀的側面から観察しようとするものである。

つまり、本稿においては、ある時期に顕在化する特定の要素や思想のみを切り取って基準を定め、それによって全時代を規定するという方向性は指向しない。ここでいう「庭園史」とは、「最終的に現代にまで続く庭園に帰結する、そこに至るまでの過程全般」を指す。本稿では、こうした庭園概念の転換を行ったうえで、このうちの列島における古墳時代を中心とした時期の資料に焦点を据えて論じるものである。

Ⅲ　「庭」の本義と古代日本における儀礼空間の認識

「庭」という漢字は日本で生成された国字ではなく、古代中国に存在する字である。このことに関して筆者は完全な門外漢であるが、いくつかの辞書・字書類を確認したうえで、考古資料（主に遺構）を評価していくための留意点を述べて問題点の顕在化を図ろう。

まず、古代中国の甲骨文字から漢字の成立を考察する白川静氏によれば、「庭」は公宮の儀礼を行うところである「廷」に屋廡（ひさし）の形である「广」を加えた文字で、「廷は土主を祀り、灌鬯して儀礼をおこなうところをいう」とされ（白川1994）、さらに日本においては、「神を迎えて祀るひろい場所」で、「祭式儀礼を行うところである」ことから「齋庭」あるいは「沙庭」のようにいう、とされている（白川1995）。

さらに、松村明氏の編になる『大辞林』においても、庭は「かつては公事・神事を行う場所」であるとされていて、基本的な見解として白川氏の説と一致をみる（松村1988）。

ちなみに白川氏は、庭と同様、「場」も「にわ」とよみ、やはり祭式の場を意味する字である」とされ、「場」の篇である「昜」は「玉光が下方に向かって放射する形で、魂振り儀礼を意味する字」であり、古代中国における「場」の祭事的用例を揚げられたうえで、「庭・場はともに祭祀の場で、わが国の「には」の古義によくかなう字」であると明快に述べる（白川1995）。

ここで『記紀』に用いられた「ニワ」の代表的用例を確認する（以下、文献引用は岩波書店1958・1967に拠る）。

1　四年の春二月の壬戌の朔甲申に、詔して曰はく、「我が皇祖の靈、天より降り鑒て、朕が躬を光し助けたまへり。今諸の虜已に平けて、海内事無し。以て天神を郊祀りて、用て大孝を申べたまふべし」とのたまふ。乃ち靈畤を鳥見山の中に立てて、其地を號けて、上小野の榛原・下小野の榛原と曰う。用て皇祖天神を祭りたまふ。　〔神武紀〕

2　天皇筑紫の訶志比宮に坐しまして、熊曾國を撃たむとしたまひし時、天皇御琴を控かして、建内宿禰大臣沙庭に居て、神の命を請ひき。（中略）亦建内宿禰沙庭に居て、神の命を請ひき（以下、略）　〔仲哀記〕

1は、神武天皇が橿原宮で即位した後、皇祖天神を祭るために鳥見山の中に設けられた場が「靈畤」（れいじ・まつりのにわ）ということになる。ここでは、「庭」の字は使用されていないが、「靈畤」を「まつりのにわ」と読み、『古典文学大系』本の頭注では説文を引きつつ畤は「天地の神霊を祭るために築いた処」と解説されている。

2は、仲哀天皇が熊襲国を攻めるにあたって筑紫の香椎宮で神の神託を求めた有名な部分で、仲哀が琴を弾くなか仲哀の大后である息長帯日賣命（神功皇后）が神懸りをして神を呼び寄せ、沙庭に控える建内宿禰が神への問い掛けを行う場面である。文中で沙庭は建内宿禰にかかるのみであるが、文章全体を通すと、沙庭が神の神託を聞く場であり、そこに神を呼び寄せるための琴を弾く仲哀が神と対峙し、建内宿禰が神（実際には神懸りした息長帯日賣命）に神託を聞く、という筋立てになっている。中略部分以降も、沙庭にて建内宿禰が神の神託を聞く。

このようにみると、古代日本の文献においても、「ニワ」は、神を祀ったり、神の神託を聞く場そのものという含意をもって認識されていたことが容易に理解される。

ちなみに2は、『書紀』では仲哀死亡後、神功紀に照応する説話がみられるが、そこで「サニワ」は「審神者」として記され、場所を「皇后の神託を請い聞き、意味を解く人」の意で使用されている。その部分を揚げよう。

3　三月の壬申の朔に、皇后、吉日を選びて、斎宮に入りて、自ら神主と為りたまふ。則ち、武内宿禰に命して琴撫かしむ。中臣烏賊津使主を喚して、審神者にす。　〔神功紀〕

ここでは、神を寄り付かせるための琴を奏じるのが武内宿禰、神懸りして神の神託を発するのが神功皇后、そして神（神懸りした神功皇后）に問い掛け、その言葉を解するのが審神者としての中臣烏賊津使主ということになる。『記』の構成とは若干の差異をみせるが、井上光貞氏は「サニワ」の「サ」は本来神に供する神聖な稲の意を表す語の可能性を指摘し、そのうえで「サニハは、その神稲を積み重ねる場で、そこに神が降臨する所から、神託を請い、意味を解する場所、及びその人の意と転じたものではないか」とされる（井上1967）。井上氏によると、『記』の「沙庭」が本来のかたちで、それが人を示す「審神者」に転じたということになる。いずれにせよ、「ニワ」という語のなかに、神の神託を聞く場という含意が古代において存在したことは認めてよかろう。

ところで、直接的に「庭」や「畤」といった文字は使用されていないが、「神の神託を聞く」という意味において、「ニワ」と同様の祭儀空間を考える上で興味深い部分が『崇神紀』に2ヶ所みられる。以下、その部分を示そう。

4　―中略―　是に天皇、乃ち神淺茅原に幸して、八十萬の神を曾へて、卜問ふ。是の時に、神明倭迹迹日百襲姫命に憑りて曰はく、「天皇、何ぞ國の治らざることを憂ふる。若し能く我を敬い祭らば、必ず當に自平ぎなむ」とのたまふ。天皇問ひて曰はく、「如此教ふは誰の神ぞ」とのたまふ。答えて曰はく、「我は是倭国の域の内に所居る神、名を大物主神と為ふ」とのたまふ。（以下、略）〔崇神7年紀〕

5　秋八月の癸卯の朔己酉に、倭迹速神浅茅原目妙姫・穂積臣の遠祖大水口宿禰・伊勢麻績君、三人、共に夢を同じくして、奏して言さく、「昨夜夢みらく、一の貴人有りて、誨へて曰へらく、『大田田根子命を以て、大物主大神を祭ふ主とし、亦、市磯長尾市を以て、倭大国魂神を祭ふ主とせば、必ず天下太平ぎなむ』といへり」とまうす。天皇、夢の辞を得て、益心に歓びたまふ。布く天下に告ひて、大田田根子を求ぐに、即ち茅淳県の陶邑に大田田根子を得て貢る。天皇、即ち親ら神淺茅原に臨して、諸王卿及び八十諸部を会へて、大田田根子に問ひて曰はく、「汝は其れ誰が子ぞ」とのたまふ。対へて曰さく、「父をば大物主大神と曰す。母をば活玉依媛と曰す。陶津耳の女なり」とまうす。亦云はく、「奇日方天日方武茅淳祇の女なり」といふ。天皇の曰はく、「朕、栄楽えむとするかな」とのたまふ。乃ち物部連の祖伊香色雄をして、神班物者とせむと卜ふに、吉し。（以下、略）〔崇神7年紀〕

４・５は、ともに『崇神７年紀』の記事である。４は、崇神が自身の世に災い（前段までに疫病流行や百姓流離、背叛の存在と、天照大神・倭大国魂を祭ったことが語られている）の多いことを憂えて、その災い元を知るための卜いを「神淺茅原」で行ったところ、大物主神が倭迹迹日百襲姫命に神懸りして災い元が自らがであることを名乗た部分、５は４を受けて大物主神を祭ったが霊験がなく（中略部分）、夢の辞（夢のお告げ）によって大物主神を祭る主が大田田根子と指定され、「神淺茅原」で崇神と大田田根子の対面の後、伊香色雄をして神班物者（神に捧げる物をわかつ人）としてよいかの卜いが行われた、という部分である。ともに、「神淺茅原」が神の神託を聞いたり、卜いを行う儀礼の場として登場する。あえてそこに「幸して」（４）・「臨して」（５）という表現をしているところから、住まい（居宅）から離れた場所にある、独立した儀式や祭祀、神託の場であることを想起させる。この「神淺茅原」の性格も、前述の１～３を敷衍すれば、一種の「ニワ」ということになろう。

以上にあげた沙庭、靈畤、あるいは神淺茅原は、いずれも文脈の構成からは屋敷地内のある場所を指し示すのではなく、独立した儀礼場に赴くという構成を示している。建物の有無は明らかでないが、少なくとも祭儀行為の中心は建物ではなく、そうした「ニワ」として認識される空間にあることは是認してよかろう。こうした「ニワ」での行為の全てを祭祀目的に特化させることはできないが、古代における祭祀行為の基本形は、建物内で行うのではなく、露天の祭祀場で行う「庭上祭祀」（岡田1992）にあることを考えれば、まさに祭祀行為の中心地たる「庭」の存在形態のあり方は、古代祭祀研究、ひいては「庭園史」においても極めて重要な論点となりうると認識される。

Ⅳ　考古資料にみる儀礼空間の具体像

儀礼や祭祀行為を行う場所自体が「庭」として認識されていたとすると、発掘調査を経て認識される遺構レベルにおいては、「庭」の把握は極めて難しいものとなる。勿論、奈良時代以降に顕在化する曲水宴や宴遊目的の貼石の庭や、朝堂院など宮内の主要建物の前面に配された庭は別である。ちなみに後者の場合、儀礼の執行の場という意味で本来のあり方を残存させる庭が、宮という内部空間に取り込まれたものとして認識される。ただし、その場合においても、庭は他の遺構との位置関係からある一定の範囲（遺構の重複がなければ、建物や塀に囲まれた明瞭な空閑地として存在）が認識（類推）されるに過ぎない。

しかし、宮のような明確な区画や囲繞施設によって特定の場所が認識できる場合はまだしも、古墳時代を含む奈良時代以前の、なおかつ宮以外の遺跡（こちらのほうが大多数を占めるが）では、遺構としての庭（古代祭祀場・儀礼空間）の特定は極めて困難である。これらの存在を顕在化させる区画や囲繞施設が伴っていたかどうか自体、不明だからである。せいぜい、何らかの祭儀的機能を認められる遺構（特別の大型建物や井泉など）が特定できれば、その周辺での空閑地と認識できる部分の存否や、遺物の出土状況などが手懸りとなる。例えば、古墳時代中期以降に顕在化する磐座は、カミの降臨すると観念される大岩・大石に対して拝む形態を採るが、福岡県沖ノ島や静岡県天白磐座遺跡などの例を敷衍すると、磐座そのものはともかく、磐座に対する供物を置く側は「祭祀」という「カミや精霊に対し、祈り、慰める」のための儀礼執行（岡田1992）の場そのものとなる。

こうしたなか、明瞭な溝や造成された土壇状の施設などから、明瞭に何らかの儀礼行為を行った場として捉えられる遺構が、三重県伊賀市城之越遺跡や奈良市南紀寺遺跡などで発見された、井泉から湧き出た水を通す溝によって囲まれた独立空間（空閑地）をもつ特殊遺構である。以下、最も代表的なこの２遺跡をみてみよう。

ａ　城之越遺跡

城之越遺跡は、三重県伊賀市比土に所在する遺跡である。焦点となる貼石遺構は、３ヶ所の井泉（うち２ヶ所が石組み）から流れ出た湧水を通す３本の貼石溝と、貼石溝に囲まれた土壇状施設、それに合流点に形成された方形壇状施設とそれらに取り付く階段や立石、突出部などで構成される。このうち、井泉１から流れ出た曲線的な北側

貼石溝と、井泉２から流れ出た中央貼石溝に囲まれた部分は、１方向のみ開放された８ｍ×７ｍの円形土壇（若干の盛土によって造成された上面にピット等の遺構が一切ない空閑地で、報告書で「広場」とした部分）で、西側に溝に下りるための階段を伴う。また、中央貼石溝と南側貼石溝に囲まれた部分は、合流点に石張突出部とそれ続く方形壇を造り出し、それらの両脇に立石を伴う。これら貼石遺構群を囲繞する施設は存在せず、僅かに方形壇の外側に簡単な目隠し塀と推定される柱列が伴うに過ぎない（三重県埋蔵文化財センター1992）。

以上のことから、城之越遺跡の貼石遺構群は、簡単な目隠し施設があるとはいえ、基本的に露天に造成された特異な遺構であり、井泉や溝（合流部より下流は素掘り大溝）から出土した祭祀性の高い遺物群（有孔のものを含む小形壺群や高杯が卓越する土器組成や刀形等の木製形代類や飾弓の存在、耕作用農具を全く含まない木製品組成など）から、祭祀を執行した貼石祭儀場（大溝祭祀遺構）と認識するに至った。こうした井泉を中心とした場で行われた祭祀行為は湧水点祭祀とも呼びうるもので、その存在形態によって湧水ないしは湧水となる井に対して行われた祭祀、もしくは聖なる井とみなされうる井水や湧水を用いての祭祀のほか、井泉（湧水点）という清浄な地を執行空間として行われた祭祀（この場合は井泉や井水は祭祀対象ではない）などの類別が可能である。

城之越遺跡の貼石祭儀場は、井泉から流れ出る清冽な貼石水路、いわば「瑞垣」によって囲まれた清浄な地であり、まさに祭儀行為執行の場、すなわち「庭」としての認識が可能な遺構と判断される。円形土壇の中心から開放部分を通って100m延長した部分には、東西に並ぶ「四面庇付」大型掘立柱建物２棟が存在し（上野市教育委員会1998）、このうちの西側建物の柱筋が土壇状施設の主軸が一致し、祭儀のなかで露天の祭儀場以外に大型建物も何らかの機能を担ったことが類推される（穂積2002）。

突出部に存在する立石は、たんに造形上の意匠というより磐座的なカミの降臨を意識した依代としての機能が観念されていたと考えられるが（鈴木1991、穂積1999）、前述のように辰巳和弘氏は古代中国思想の神仙界を具現化したものと捉えられる（辰巳2001）。また、溝の法面に施された貼石は、一見すると奈良時代苑池の洲浜を想起させるが、平面形自体は方形壇や突出部の側面に貼石を施すという意識の結果としてこうした意匠になったと思われる。

なお、城之越遺跡では、貼石祭儀場の廃絶後の奈良時代に、「庭」と墨書された須恵器坏身が投棄されている。前代の聖地としての意識の残存か、何らかの祭祀が継続していた可能性が残るとともに、改めて「庭」の本義を考えるうえで重要な遺物と認識される。ただし、遺構形成の本義自体は儀礼を執行するための場の造成にあろうが、それを貼石によって顕在化しようとする意識や、複雑な構成を実現した造成プラン（メンタリティ）は、後の「庭園」要素とも共通する列島人の意識として評価することが可能である。

ｂ　南紀寺遺跡

南紀寺遺跡は、奈良市南部を流れる能登川の南岸に所在する遺跡である。非常に限られた部分の調査のため、遺跡の全体形の把握には不明な部分が大きいが、給水源となる一辺4.5mの方形石組井泉と導水部となる素掘溝、貼石溝、護岸に貼石を施した幅広の池状部（報告で「濠１」「濠２」とされている部分）とそれに取り込まれた方形区画（島状施設）で構成され、最終的に幅12mの貼石溝に収斂して能登川へ排出されたと見られる。素掘溝は2本あることから井泉はもうひとつ存在したと想定され、それらが合流（合流する直前から貼石溝）して幅５ｍ弱の貼石溝となり、池状部（報告書の「濠１」「濠２」）へ続く。合流部には、突出部的な造形と本来は立石であったかとも推定される大型の石を配し、城之越遺跡の意匠とも共通する部分が認められる。池状部は、幅45m以上の規模をもつが、対面は調査区外となるため全体幅は不明で、未調査部分を挟んだ下流側で25m×15mの方形区画（島状施設）を取り込みつつ、直線距離で約120mの長さをもつが、深さは最大で50㎝と比較的浅い。城之越遺跡貼石祭儀場のような曲線多用のプラント異なり、直線的で屈折を多用したプランに特徴がある（奈良市教育委員会

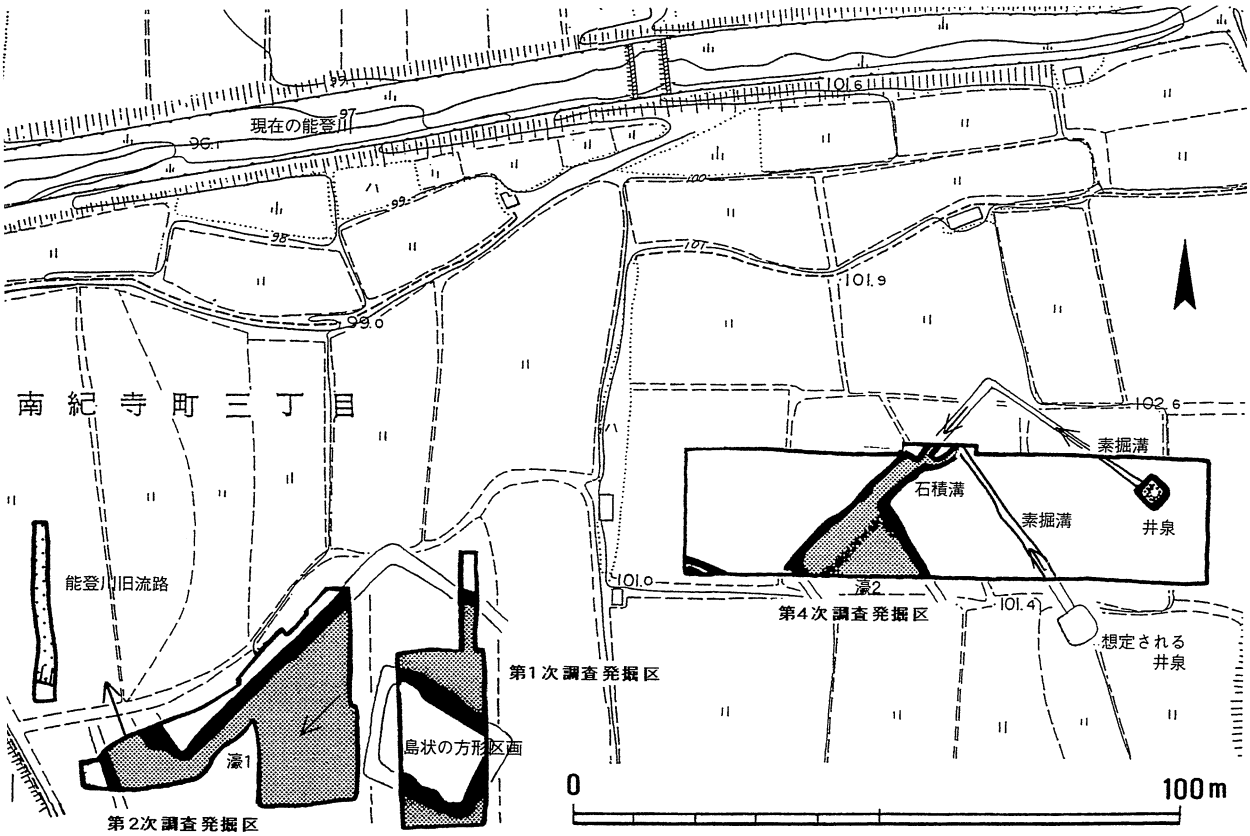

第３図　南紀寺遺跡全体図

森下1998より転載

第４図　南紀寺遺跡貼石施設全体図

奈良市教育委員会1995より転載

1991・1995)。

つまり、南紀寺遺跡の全体構成は、２ヶ所（１ヶ所は推定）の石組井泉とそれに続く導水溝、さらに導水溝が合流して１本の貼石溝となった源流・導水部、下流部で方形区画を取り込む貼石護岸の池状部、幅12mの貼石溝となる能登川への排水部という３つの構成としてみることが可能で、幅広の池状部に対して幅狭の給排水部という「巾着袋」のような形状をとる。丁寧な貼石の方形井泉や島状施設も取り込んだ広大な池状部などこの種の遺跡では最大の規模を有し、その造営に関わった主体がかなりの有力者であることを示唆している。出土遺物は乏しく、具体的な儀礼行為の復元はできないが、古墳時代の石組井泉としては最大の規模をもつことや、曲線か直線かの違いはあるが井泉を起点とする全体的な構成が城之越遺跡と共通することから、水に関わる祭祀が行われたか、あるいは「井泉から湧き出た水に囲まれた清浄な場」を前提とした何らかの儀礼執行の場であったとみられる。その場合、周囲を浅い流れに囲まれた方形区画（島状施設）の部分が、儀礼行為の中心地として城之越遺跡でいう円形土壇に相当した可能性がある。また、北側にはすぐ能登川の旧流路が迫っていることから、これら貼石施設群全体を取り囲むような柵や堀などの囲繞施設は存在せず、基本的には開放空間の独立施設として造成されている可能性が高い。

Ⅴ　古墳における島状施設の実態

これら城之越遺跡や南紀寺遺跡などは、その規模の大きさや貼石造成を伴う投下労力、全体意匠のあり方などから首長層によって造営された露天の儀礼執行施設と推定され、独立儀礼空間としての評価が可能である。そして、これら首長膝下の儀礼施設に用いられたものと類似した意匠が、古墳に付設する施設に取り込んで用いられていたことが判明しつつある。

これらが付設される古墳の多くは前方後円墳であり、後円部や前方部といったいわば「主墳丘」から外側に出た部分で認められる。筆者は、かつてこれら施設を「主墳丘付設施設」として把握したが（穂積2005)、これらは主墳丘から陸橋によって取り付いたり、主墳丘のさらに下部に付く低い段（墳丘全体を覆うことなく、墳丘片側だけなどに付加されたもので、主墳丘の段築からは切り離して考えたほうがよい「基底基壇」ともいうべきもの）に連続して存在する。また、直接主墳丘とは接続しないが、周濠内に独立した島（島状施設）も存在する。これらを具体的な事例に即して言えば、以下のように類別可能である（各古墳の典拠文献は穂積2005参照)。

Ａ　「基底基壇」の一角に埴輪による方形区画や造成を伴う埴輪樹立区として設けられた施設（奈良県赤土山古墳・三重県石山古墳など）

Ｂ　出島状施設（奈良県巣山古墳・三重県宝塚１号墳）

Ｃ　島状施設（兵庫県五色塚古墳・大阪府津堂城山古墳・群馬県保渡田八幡塚古墳）

ＢもしくはＣ（愛知県正法寺古墳・福井県向山１号墳）

このうち、奈良県巣山古墳は、両側くびれ部に設けられた造出とは別に、前方部から北側に陸橋で連結された出島状施設が設けられる。この施設は、上面で11.5m×７m、下面で16m×12mの長方形状を呈し、外側となる北東側コーナーと北西側コーナーはあたかも四隅突出墳のような突出部が突き出したもので、陸橋及び出島状施設法面は貼石され、特に堤側の辺（施設北面）は小礫による洲浜状の緩やかな石敷斜面を形成する。突出部に大型の石を配するあり様は城之越遺跡貼石祭儀場の突出部を連想させる。施設上面および周辺からは3対の水鳥形埴輪をはじめ、家・囲・柵・盾・蓋といった形象埴輪が配され、一種の埴輪配置区としても機能している。また、出島状施設の外側には、独立した瓢箪型の島状施設が伴い、こちらも貼石護岸なされている。これら出島状施設や陸橋部、瓢箪型島状施設に用いられた貼石は、主墳丘に用いられた葺石とでは、石材の大きさや積み方（葺き方）に差異が

認められ、丁寧さにおいて葺石部分が優越する印象を受ける（広陵町教育委員会2005）。

同様の施設例は、陸橋によって主墳丘と連結しない島状施設としての形態をとるものの津堂城山古墳にもあり、施設の四隅に大形石を配し、堤側の辺中は窪ませて小礫を敷き詰めて洲浜状とし、その上面に水鳥形埴輪３体が置かれていた。洲浜状とした意匠、周濠前方部に付設された位置関係、さらに樹立された水鳥形埴輪の数（３体）など巣山古墳との共通性が大きく、古市に築かれた津堂城山古墳と葛城に築かれた巣山古墳であるが、両者の築造に密接な関係があることも指摘されている（上田2005）。

また、赤土山古墳では、後円部南東側の基底基壇を拡張して埴輪配置区とし、外側に入り江状の彎曲や突出部を造成して法面を貼石護岸している。配置される埴輪は家形埴輪を中心として、入り江部分に囲形埴輪を置き、さらに北端（「後円部造出」の脇）に鳥形埴輪を配置する。ここでも、主墳丘に付設した部分での突出部の形成や洲浜状の貼石が認められ、埴輪樹立区造成にあたって複雑な造形を施していることがわかる（天理市教育委員会2005）。

これら施設では、いずれも埴輪が用いられており、すべてで共通する形象は鳥（巣山・津堂城山は水鳥、赤土山は鶏）形埴輪、ついで家形埴輪（巣山・赤土山）と囲形埴輪（巣山・赤土山）となる。ここでの埴輪群樹立の意味は諸説あるが、上記埴輪の共通性の評価が重要な論点のひとつになろう。

これら施設群はいずれも主墳丘からみれば一段と低い高さしか有しておらず、コーナー部流出のため突出部こそ未確認だが巣山古墳同様の出島状施設をもつ宝塚1号墳では、ここを取り囲む円筒埴輪列は主墳丘囲繞のものに比べて器高の低いものも相当数混じっている（松阪市教育委員会2005）。こうしたことは、墳丘での位置が高くて見えないうえに、円筒や鰭付きの埴輪列によって外界からさらなる遮蔽が意図された後円部上などと異なり、これら施設群が基本的には外界からの視認をオープンにしたうえで、儀礼演出の場として機能していたと推測される（穂積2005）。つまり、島状施設をはじめとする主墳丘付設施設群は、当該部分の埴輪樹立に込められた意味をオープンに知らしめる場としての「舞台」装置として機能が付与されていたのではなかろうか。

Ⅵ　独立儀礼空間と古墳付設施設の共通意匠とその評価

以上のように、首長が執行した儀礼空間の場としての独立祭儀場と、古墳（多くが大型の前方後円墳）に付設された島状施設等の主墳丘付設施設の造成における手法・意匠には、共通したものが認められた。箇条書きで示そう。

- 島状施設自体の造営（南紀寺遺跡と津堂城山古墳・巣山古墳・宝塚１号墳など）
- 祭儀空間の突出部付設とそのプランニング（城之越遺跡・南紀寺遺跡と巣山古墳・津堂城山古墳）
- 貼石護岸であることと立石等の大型石材の要所配置（各遺跡・古墳共通するが、特に城之越遺跡と巣山古墳に典型的に表出）
- 曲線かつ入り組みを多用した平面形（城之越遺跡と赤土山古墳）
- 水場の意識

このうち、（出）島状施設など古墳に設けられた儀礼空間の評価に関しては、そこに置かれた囲形埴輪の機能評価と関連して、首長の社会的活動において水の管理が主要な政治・経済・祭祀のテーマとなる（白石2003）ことを前提に、造出（島状施設含）は実際の首長居館をモデルとし、実際の遺跡（首長居館等）で行われた「水のまつり」を表現したものとする理解が有力である（消2001、若狭2003など）。この理解は、南郷大東遺跡で確認された導水施設が水をまつる祭祀施設と考え、それが囲形埴輪として造形されたとする考えに基づいている。この考えによると、宝塚1号墳で出土した囲形埴輪のうち、遮蔽施設内の切妻家形埴輪に内包された井戸状の施設を湧水点型の祭儀場の反映とみ、導水施設と湧水施設がともに埴輪として古墳の場に表現されていると考えるのである（今尾2003）。

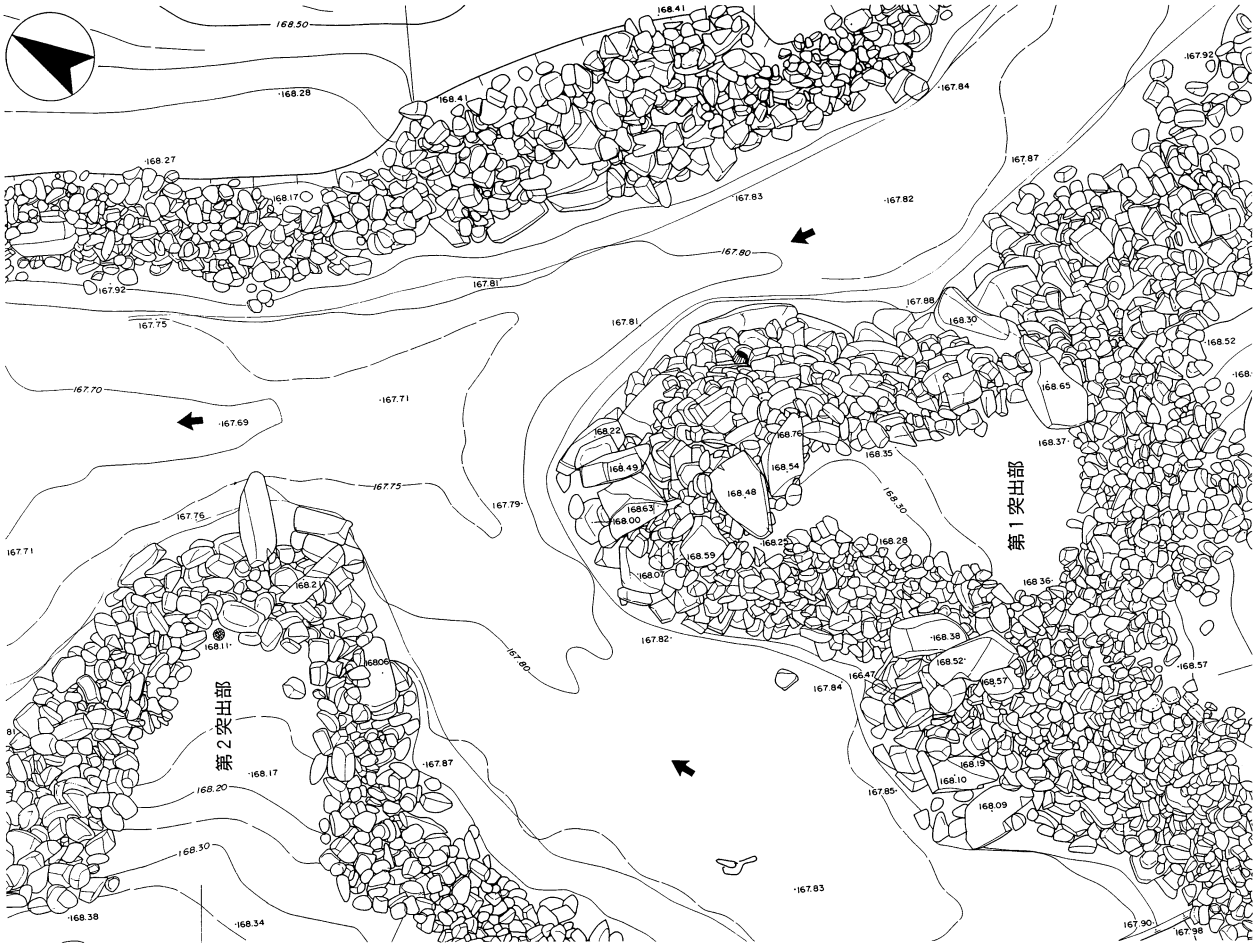

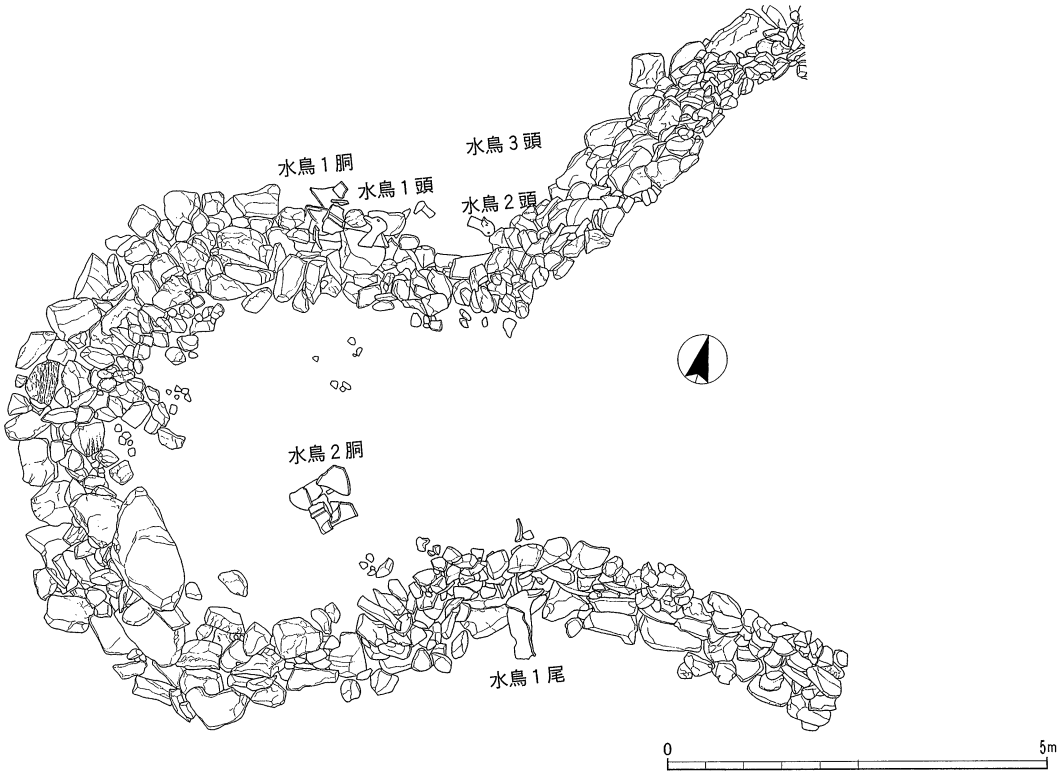

第５図　城之越遺跡貼石祭儀場（上）と巣山古墳島状施設（下）の共通意匠（１：100）

（上）三重県埋蔵文化財センター1992より転載
（下）広陵町教育委員会2005より転載

この考えに対して筆者は、導水施設及びそれを造形したとみられる囲形埴輪は、被葬者の霊魂の永続的な鎮まり（鎮魂）を意図した施設と考えていることからこの認識に立は立たない（穂積2004）。湧水点における祭祀形態の基本は遮蔽施設の伴わない「庭上祭祀」にあると考えられるのに対し、埴輪に造形された「湧水施設」及び「導水施設」は遮蔽施設が伴ういわば「閉ざされた空間」を表現しているとみられるからである。同様に、石山古墳東方外区埴輪の観察から高橋克壽氏も、少なくとも石山古墳においてはこれら施設（東方外区）は「水のまつり」の要素はなく、「喪葬や葬送」を示したものとの認識を示しておられる（高橋2005）。

しかしながら、上記のように囲形埴輪や（出）島状施設、造出の性格に関する考えに諸説あっても、それらが何らかの目的で行われた儀礼を反映し、それを「舞台」として表示しようとした機能を有するというてんでは諸説は共通する。そういう意味では、独立祭儀場と古墳上の施設のあいだで意味ずる性格（本義）に違いがあったとしても、これら施設の造営主体が等しく首長層であり、ともに「儀礼空間の場」として機能したことは共通することから、それを演出させるための仕様や意匠で共通性があっても、それらは相反することではない。

つまり、筆者の理解では、突出部や立石、洲浜状の意匠は、首長層が造営した何らかの儀礼執行の場を演出するいわば舞台装置のひとつであり、行われる儀礼の目的そのものを規定しなかったということに収斂する。従って、機能は違ってもそこに示された「洲浜」なり「彎曲形状」のモチーフ自体は、共通したものであった可能性がある。

Ⅶ　「洲浜」状貼石の原モチーフ

庭園を構成する主要要素のひとつである「洲浜」は、その字面が示すように本来は荒磯などの海浜部を造形モチーフにしているとされている。換言すれば、ある特定の「モノ」を原モチーフとして、それに見立てているわけである。これと同様に、古墳の島状施設についても、古墳の周濠を海に見立ててそこに浮かぶ港をモチーフとした可能性や（坂2000）、海の彼方の神仙世界の島－常世－を示すとの解釈が示されている（辰巳2001）。こうした古墳施設における造形モチーフは、『記紀』、特に『景行記』の倭健命段からも、古墳における喪葬や葬送の儀礼に関して、その所作に海浜を具現化したモチーフが存在した可能性を提起できる。以下、当該部分を示そう（一部略）。

6　是に倭に坐す后等及び御子等、諸下り到りて、御陵を作り、即ち其地の那豆岐田に匍匐ひ廻りて、哭為して歌曰ひたまわしく、

なづきの田の　稲幹に　稲幹に　匍ひ廻ろふ　野老蔓

とうたひたまひき。是に八尋白智鳥に化りて、天に翔りて濱に向きて飛び行でましき。　－中略－

淺小竹原　腰なづむ　空は行かず　足よ行くな　－中略－

海處行けば　腰なづむ　大河原の　植ゑ草　海處はいさよふ　－中略－

濱つ千鳥　濱よは行かず　磯傳ふ

とうたひたまひき。是の四歌は、皆其の御葬に歌ひき。故、今に至るまで其の歌は、天皇の大御葬に謡ふなり。（以下、略）〔景行記〕

これは、伊勢の能煩野（能褒野）で倭健命が亡くなった後、彼の后や子が伊勢に下向し、御陵の脇で行われた儀礼と謡われた歌を記したもので、この四首はこれ以降、今（『古事記』筆録時）に至るまで天皇の大葬歌として歌われていることが記されている。ここで確認できる儀礼は、殯所（「記紀」のアメノワカヒコ葬儀部分や、柿本人麻呂の高市皇子殯宮挽歌（『万葉集』巻２、通番199）などに記された内容と儀礼や登場者（具体的には「鳥」）などと一定の共通性を有し、喪葬や葬送の情景の一端を示す。具体的にいうと、ここに示された原モチーフは海浜であり、そこで匍匐・哭為して死者を慰め、霊魂の象徴としての鳥が登場している。ちなみに『古事記』では、この箇所の後に白鳥となった倭健命が河内国志幾へ飛び翔り、一端ここに築かれた御陵に鎮まった後、さらに天へ向か

って翔け飛んでいった筋書きへと続く。これら説話は、天皇の大葬歌が、倭健命の葬礼に起源しているという認識を示す目的があったと思われるが、説話の筋書きとしては御陵造営後にこれら儀礼を行っていることも注目できる。

ここで、改めて島状施設等の部分で最も普遍的な形象埴輪のひとつが鳥形埴輪（特に水鳥）であることの意味が想起される。先に筆者は、主墳丘から外側の付設施設で行われる儀礼に関して、囲形埴輪の機能と関連して被葬者の霊魂の永続的な鎮まり（鎮魂）を意図した施設との理解を示したが、上記はこのことと照応する内容をもつ。このことに関して小浜成氏は、「霊魂の現世と来世との往来を担う水鳥を主役とした（出）島状施設は、現世か来世の場か断定はできないが、そこから墳頂にある依り代へ霊魂を運ぶ、あるいは墳頂から造り出しへ霊魂を運ぶための中継の儀礼の場を表現」したとの見解を出されている（小浜2005）。

このように、（出）島状施設が示すものが、喪葬や葬送などの場を示したものとすると、それら施設における貼石護岸にみる洲浜状の表現は、文字通り海浜を原モチーフにしたという可能性も提起される。

Ⅷ　まとめ～古墳時代庭状施設の評価～

島状施設など古墳における付設施設の「庭状表現」も含め、それが内在的に、ある特定の「モノ」をモチーフとしつつ、そのアナロジーとして造形されている可能性がより明らかとなった。（出）島状施設の場合、それが首長居館に起源（若狭2003・2005）するのか、あるいは喪葬の場（この場合、原モチーフに海浜部の情景を含意した可能性あり）に起源するのかは評価が分かれており、囲形埴輪の評価を含めて「（出）島状施設施」という場そのものの役割として何が意図されたのかという命題についてはさらに追求しなくてはならない。しかし、いずれの説を採るにせよ、それがある特定の「モノ」をモチーフとして造形がなされたと考えることは是認してよかろう。

以上のように考えた場合、そこに造形感覚を含めて人間の思考活動の発現が加わっていることはいうまでもない。ここにおいて、古墳時代の「庭状施設」が、尼崎氏のいう「日常を非日常化していこうとする意識」（奈良文化財研究所2002p.47）の発現した場であることは明瞭である。さらに、「儀礼の場」を演出したこれら古墳における施設も含めて、「庭」の本義が、元々「祭祀や儀礼」を行う場という部分に内在していたことを敷衍すると、古墳時代の「庭状施設」も、やはり庭園史のなかに取り込んで評価すべき対象であることを如実に示している。

そして、「庭園史」を語る場合、生成時の性格から離れて、途中に付与されていった「鑑賞」や「宴遊」という後出的な機能にのみ視点を置いて、それを判断基準に個々を評価していくことの方法論的な問題も明らかである。列島における「庭園史」には、「祭祀」や「儀礼」空間の場としての「ニワ」（ここで祭祀と儀礼を分けたのは、「祭祀」が本来「神マツリ」を意味する語であることから、神まつり以外の可能性がある古墳上の儀礼なども包含することを含意している）を出発点として、その意味を示す漢字として「庭」が選択され、さらに時代と共にその性格も変転していくという基本ラインを押さえる必要がある。「祭祀」や「儀礼」空間としての庭を正しく位置づけた場合、古社における庭の系譜も、改めて整理できる余地が広がる。以上の視点は、個々の庭の位置づけに際して、その系譜がどこからもたらされたのかを考える技術系譜の問題以上に、本源的な問題を孕んでいるように思われる。

つまり、列島の庭園史を考える場合、古墳時代の独立祭儀場や古墳付設施設における「庭状施設」表現は、まさに列島庭園史において、庭が「祭祀」や「儀礼」執行の場を出発点としていることを確認したうえで、「そこに発現した意図的な造形」をも射程に議論を積み上げていく必要のあることを示している。ここに至って、庭園史も古代史研究や古墳研究などとも照応して日本史のダイナミズムのなかに統一的に評価することが可能となろう。

本稿の問題意識は、平成3年に伊賀市（当時は上野市）城之越遺跡の調査を担当したことに端を発し、平成13年以降は奈良文化財研究所で行われる庭園研究会に参加させていただく機会を通して改めて考えてきたことである。

本稿を記すまでに、下記の諸先生・諸氏から多大のご指導や示唆を頂いている。改めて感謝の意を表したい。

尼崎博正・石野博信・今江秀志・榎村寛之・今尾文昭・井上義光・牛川嘉幸・卜部行弘・大川操・小野健吉
金子裕之・河上邦彦・清水真一・杉本宏・高瀬要一・高橋克壽・辰巳和弘・中浦基之・仲隆裕・坂　靖
福田哲也・松本洋明・水野正好・森浩一・森下博行・安原啓二・山澤義貴・和田萃・渡辺寛

（参考文献）

井上光貞　1967「解説」（岩波書店　1967『日本古典文学大系　日本書紀上』所収）
今尾文昭　2003『カミによる水のまつり』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
上野市教育委員会　1998『城之越遺跡（２次）発掘調査報告』
岩波書店　1958『日本古典文学大系　古事記祝詞』
岩波書店　1967『日本古典文学大系　日本書紀上』
上田睦　2005「狼塚古墳と導水施設形埴輪」『水と祭祀の考古学』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編
牛川嘉幸　1994「日本庭園における流れの遺構」『史跡大覚寺御所跡発掘調査報告』大覚寺
岡田精司　1992「神と神まつり」『古墳時代の研究』12　雄山閣出版
小野健吉　2003「飛鳥・奈良時代の庭園遺構と東院庭園」『平城宮発掘調査報告ＸＶ』奈良文化財研究所
加藤允彦　1983「日本庭園成立前後の問題」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所
広陵町教育委員会　2005『巣山古墳調査概要』学生社
小浜成　2005「埴輪による儀礼の場の変遷過程と王権」『王権と儀礼』大阪府立近つ飛鳥博物館
白川静　1994『字統』平凡社
白川静　1995『字訓』平凡社
白石太一郎　2003「首長の水のまつり」『日本の歴史』週間朝日百科38　朝日新聞社
鈴木敏弘　1991「集落内祭祀の諸問題」『赤羽台遺跡－八幡神社地区－２』東北新幹線赤羽地区遺跡調査団
消　斎　2001「水の祭祀場を表した埴輪についての覚書」『史跡心合寺山古墳発掘調査概要報告書』八尾市教育委員会
高橋克壽　2005「東方外区の埴輪」『石山古墳』三重県埋蔵文化財センター
辰巳和弘　2001『古墳の思想』白水社
天理市教育委員会　2003『史跡赤土山古墳第４次～第８次発掘調査概要報告書』
奈良市教育委員会　1991『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書平成２年度』
奈良市教育委員会　1995『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書平成６年度』
奈良国立文化財研究所　1986『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』
奈良国立文化財研究所　1998『発掘庭園資料』
奈良文化財研究所　2002『「古代庭園に関する調査研究」（平成13年度）報告書－古墳時代以前の泉・流れ遺構の検討－』
奈良文化財研究所　2003『「古代庭園に関する調査研究」（平成14年度）報告書－飛鳥時代庭園遺構の検討－』
奈良文化財研究所　2004『「古代庭園に関する調査研究」（平成15年度）報告書－奈良時代庭園遺構の検討－』
坂　靖　2000「埴輪祭祀の変容」『古代学研究』150
穂積裕昌　1992「大溝空間の性格とその意義」『三重県上野市比土　城之越遺跡』1992　三重県埋蔵文化財センター
穂積裕昌　1994「古墳時代の湧水点祭祀について」『考古学と信仰』（同志社大学考古学シリーズⅥ）
穂積裕昌　1999「井泉と誓約儀礼－記紀誓約神話成立の背景ー」『考古学に学ぶー遺構と遺物－』（同志社大学考古学シリーズⅦ）
穂積裕昌　2001「井泉と大形建物」『八王子遺跡考察編』愛知県埋蔵文化財センター
穂積裕昌　2005「墳頂部方形区画と東方外区」『石山古墳』三重県埋蔵文化財センター
松村明　1988『大辞林』三省堂
三重県埋蔵文化財センター　1992『三重県上野市比土　城之越遺跡』
森下浩行　1998「奈良市南紀寺遺跡」『日本の信仰遺跡』（奈良国立文化財研究所学報第57冊）
若狭徹　2003「造り出しの埴輪配列と人物埴輪」『関東の埴輪と宝塚古墳』松阪市・松阪市教育委員会
若狭徹　2005「埴輪と居館と地域社会－保渡田八幡塚古墳と三ッ寺Ⅰ遺跡を起点にー」『王権と儀礼』大阪府立近つ飛鳥博物館

近代古墳の研究

豊　田　祥　三

はじめに

近代古墳は、伊賀市（旧上野市）上神戸に所在した古墳である。水田耕作などにより墳丘部分が削平され、後円部の一部が残るのみであった。昭和61年のほ場整備の際に、竪穴式石室と考えられる埋葬施設が半壊した状態で出土したため、工事を中断し調査が行われた[1]。その結果、全長30mの前方部の短い帆立貝形古墳であることが判明し、石室内から三角板革綴衝角付冑をはじめ、頸甲、肩甲、三角板鋲留短甲といった武具類のセットと、鉄鉾、鉄刀、鉄剣が出土し、墳丘のくびれ部や周溝からも土器や埴輪が出土した。

しかしながら、伊賀における中期古墳の貴重な調査事例であるものの、当時の埋蔵文化財行政は大規模な調査の連続であり、厳しい状況のなかでの緊急調査であった。また、甲冑をはじめとした鉄製品の保存処理の問題もあって、報告書は刊行されていなかった。

近代古墳は伊賀最大の古墳群である美旗古墳群と学史上著名な石山古墳の間に位置する古墳で、埋葬施設と副葬品が明らかになっている貴重な事例である。今回、個々の詳細に関しては正報告に譲ることとし、ここでは古墳の概要を述べたうえでこれらの遺物を紹介・検討し、当古墳の意義付けをおこなう。

1　古墳と出土遺物の概要

a　古墳の概要

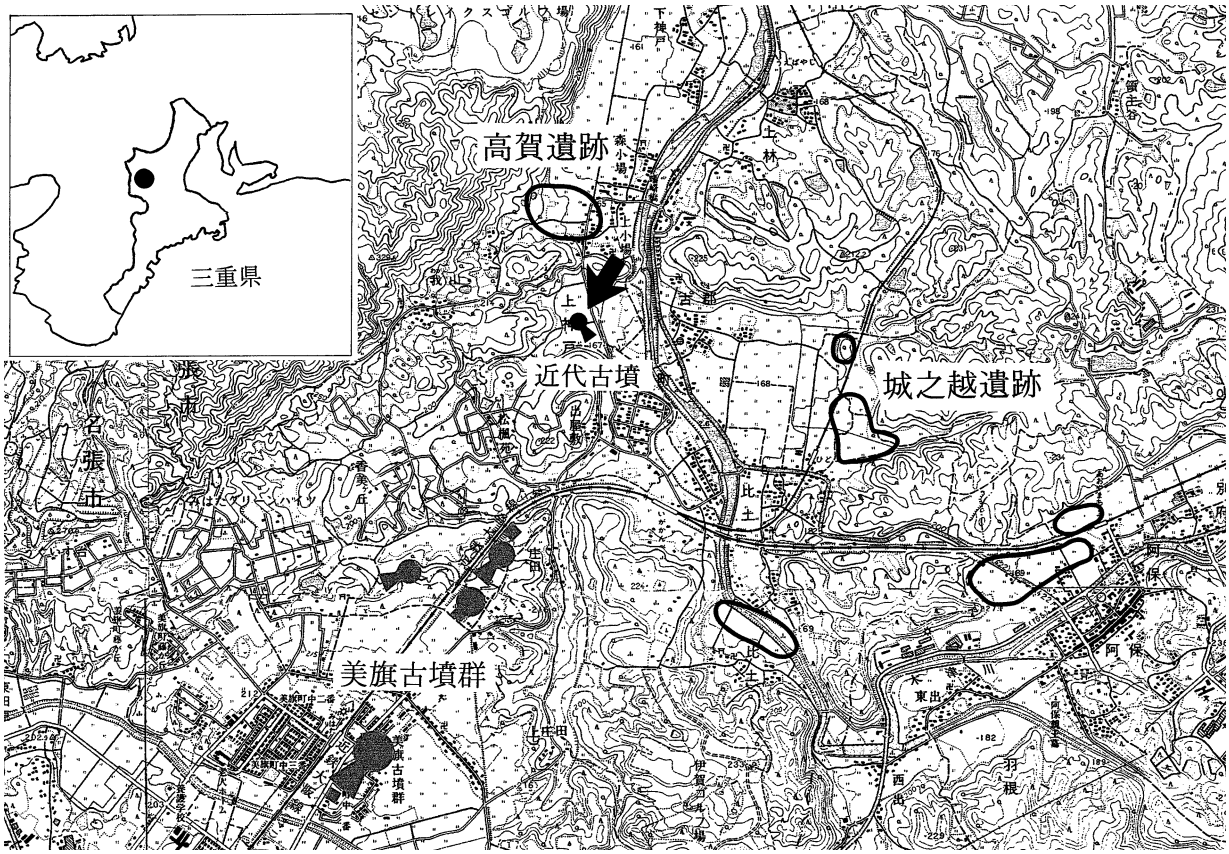

第１図　近代古墳位置図

近代古墳は、両側を丘陵によって画された狭い谷合地形の中央部に位置する。調査前の段階ですでに田畠の造成で墳丘の大半が削平され、後円部の墳丘の一部が島状に残存するのみであった。墳丘規模の確認のため周辺にトレンチを入れたところ、周溝を確認したため、調査範囲を墳丘・周溝全面に拡げた。その結果、全長30m、後円部径24m、前方部長6.0mの前方部の短い帆立貝形の古墳であることが判明[2]した。

埋葬施設は大半が破壊されていたが、一部が残存しており、礫を積み上げた長軸は4.0m以上、幅は約1.0mの竪穴式石室であった。石室の主軸は、ほぼ東西方向である。石室内の埋土からは須恵器が採集されている。石室の床には粘土が貼られており、木棺を固定するために敷かれたものとみられる。

棺内からは短甲をはじめとした武器・武具が原位置を保った状態で出土した。石室の西端から出土した武具は短甲の中に衝角付冑を逆転させ、冑前方を短甲の右側に向けて収められている。板綴は下方に落ち込んだ状態で出土している。短甲の後胴の押付板から地板の第１段が、内側に折れこみ、衝角付冑上に被さり、その上に右肩甲が銹着していた。さらに破片の一部は短甲内外に散在していた。左の肩甲は短甲の左側に折りたたまれたような状況で出土している。また、頸甲と考えられる破片が短甲の現況上端部にあった。

以上の出土状況から短甲の埋納形態は立位で、短甲上に頸甲・肩甲を装着状態で配置していたものと考えられる。短甲の後胴側には鉄刀が添えられている。石室内からは他にも鉄刀・鉄鉾が出土しているが、粘土床の脇にて出土しており、棺内のものではなく棺外に供献されたものとみられる。

b　出土遺物の概要

甲冑は出土後、保存処理に出され、処置がなされたものの、付着した土の除去・錆落としが充分になされないまま処理され、保管されてきた。頸甲・肩甲については接合・復元がなされておらず、短甲についても、復元はなされているものの後胴の押付板や脇部など接合が不充分な箇所があり、将来的には再処理の必要があるが、甲冑の地板配置など基本的な属性は確認できるため、ここでは、現状で確認できる事項を紹介[3]する。

甲冑　三角板革綴衝角付冑

鉄板構成　伏板・地板第１段・胴巻板・地板第２段・腰巻板からなる三角板革綴衝角付冑である。地板１段は９枚の鉄板から構成される。地板第２段は12枚で構成される。部分的に欠損するが、構成する鉄板はすべて揃っている。

着装状態で前後27.4㎝、左右21.6㎝、全高19.4㎝を測る。地板は衝角部に近いほど上重ねに連結され、伏板、胴巻板に下重ねされる。遺存状態は良好である。伏板は前後29.5㎝、頂部で最大幅9.1㎝、先端部で5.0㎝を測る。

地板第１段は左右４枚ずつ、後頭部に１枚の計９枚の地板で構成される。長さ6.0～8.8㎝、高さ4.8～5.2㎝ほどの三角板と逆三角の地板を交互に配する。後頭部には両側辺と上縁が弧状をなす逆三角形状の地板を１枚配する。

胴巻板は、幅2.4㎝を測り、１枚の鉄板である。

地板第２段は左５枚、右６枚後頭部１枚の計12の地板で構成される。長さ10～12㎝、高さ6.0～6.5㎝ほどの

三角板の地板を交互に配する。後頭部中央部に配された三角板を境に左右の地板枚数が異なり、右側の衝角部寄りには小形の三角板を継ぎ足しており左側より１枚多い。後頭部には三角板の地板を配する。

腰巻板は、幅2.6㎝で、１枚の鉄板である。

衝角底板・竪眉庇構造　腰巻板は、衝角部先端付近で内側に折り曲げ、衝角底板に連結する。また、同時に衝角部先端を内側に折り曲げて衝角底板と腰巻板の上に重ねる。一部欠損するが、野上氏の分類の「上接式」[4]である。衝角底板・竪眉庇は一枚の鉄板である。

綴　衝角付冑に伴う幅10㎝、残存長61㎝の鉄板を馬蹄状に曲げて製作された板綴で、いわゆる「一枚板綴」である。覆輪は一部に目視で確認できる箇所もあるが、不明瞭である。綴孔はＸ線でみても確認しづらい。冑から垂下

古墳平面図

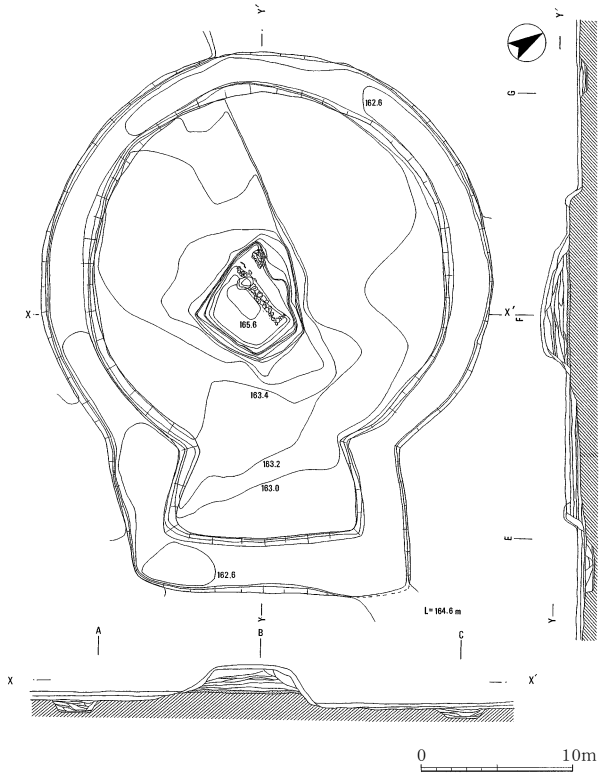

竪穴式石室遺物出土状況

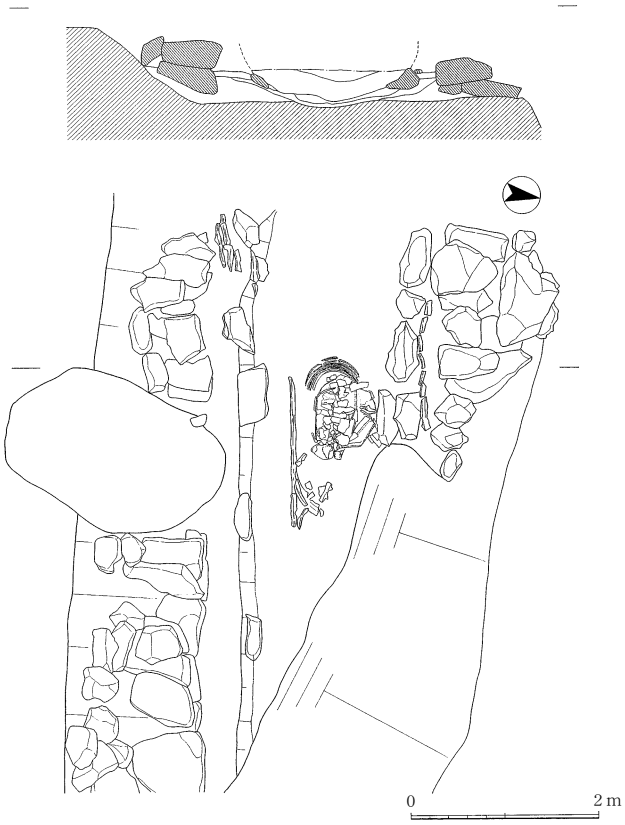

竪穴式石室実測図

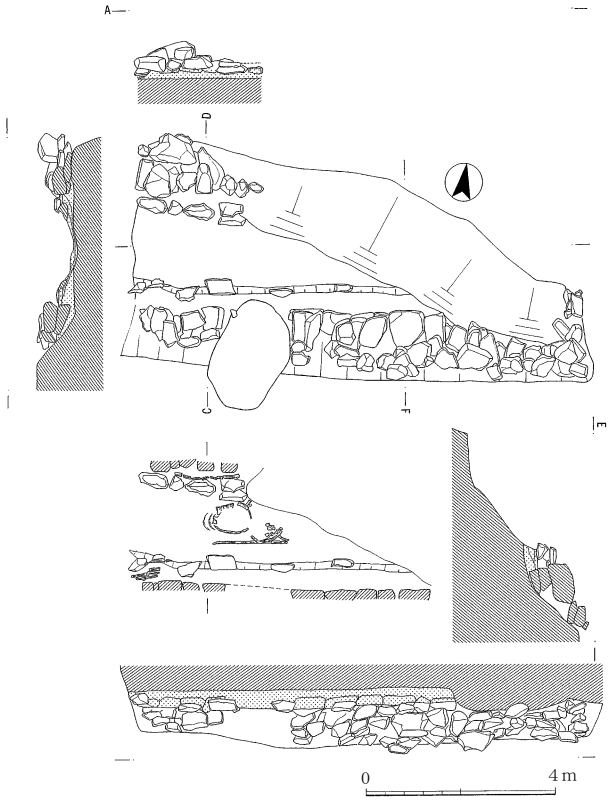

甲冑出土状況図

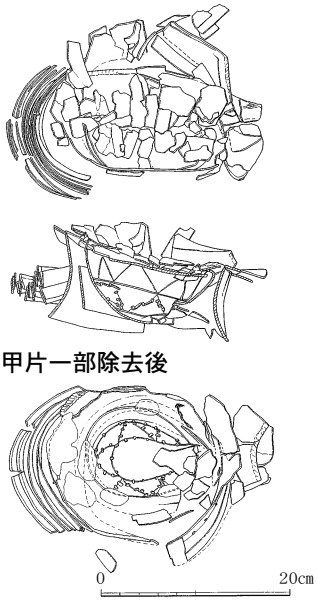

第２図　近代古墳平面図・遺物出土状況

するための孔は水平方向に２孔１組で、２箇所確認できる。

三角板鋲留短甲

地板配置　前胴、後胴とも竪上３段、長側４段の計７段で構成される胴一連の三角板鋲留短甲である。前胴の地板配置は小林謙一氏のＡ型[6]、鈴木一有氏の分類のＡ・鼓形系統[7]に相当する。地板の配置は展開模式図で示した通りである。竪上第２段の地板枚数は後胴３枚、前胴２枚で長側の１段・３段の枚数はそれぞれ７枚・９枚である。地板の合計は21枚である。

前胴の特徴　前胴は、脇部でやや押付板と地板の連結が異なっている点を除けば、左右とも同じ鉄板構成である。引合板は左右各１枚で、上端は角がとれ丸みをもつ。幅はほぼ一定で3.4㎝である。右前胴の引合板の上端部から押付板にかけて、木質が付着している。また、左側の引合板には繊維痕が残存している。

押付板は引合板と連結する部分で幅6.2㎝で、右側の引合板の側縁から2.0・3.7㎝ほどの位置にはワタガミ受緒孔が横に２孔認められる。

長側第１段の地板は左右各２枚で構成され、引合板側の地板は三角板であるが、脇部側の押付板との連結部分には押付板の形状に合わせて裁断された地板を用いており脇部まで続く。

長側第２段の帯金は、左右各１枚からなり幅3.8～4.0㎝である。長側第３段の地板は、合計９枚で構成され、逆三角の地板と三角の地板を交互に連結している。

脇部の特徴　右側脇部の押付板は長側第1段の帯金に接するものの、左側は接しない。

後胴の特徴　後胴は、竪上第３段の帯金部分が欠損しているほか、押付板に肩甲片や錆瘤がおびただしく付着しており、不明瞭な部分があるが、それ以外については鉄板構成が推定出来る。

竪上第１段の押付板は、上縁がややふくらみをなし、１枚の鉄板を彎曲させて形成される。押付板の幅は左右43.6㎝、上下12.2㎝である。

竪上第２段の地板は、３枚で構成される。底辺22.9㎝、高さ8.7㎝の二等辺三角形の地板を中央に配し、その左右に逆台形を呈した地板を連結し、懸緒孔とみられる小孔がＸ線写真より横位に２孔確認出来る。

竪上第３段の帯金は１枚の鉄板で、幅は約4.0㎝である。

長側第１段の地板は３枚の鉄板で構成されていたと考えられ、中央部に逆三角形の地板を配し、その左右に台形状の地板を連結する配置をとっていたと思われる。台形状の地板は脇部まで続き、長い。そのため、長側第１段の地板は合計７枚となり、本短甲の大きな特徴となる。

長側第２段の帯金は１枚で、幅は中央部で3.5㎝を測る。前胴の左右各１枚を含めると３枚からなる。幅は後胴中央部で3.5㎝を測る。幅は左3.9㎝、右3.8㎝である。

長側第３段の地板は５枚の鉄板で中央に二等辺三角形の地板を配し、逆三角と三角板を交互に連結し、前・後胴合わせて９枚で構成される。

長側第４段の裾板は、１枚の鉄板で、幅約8.5㎝を測る。中央１枚、左右各１枚で構成される。

鋲の特徴　鋲頭径は５㎜ほどで、滝沢誠氏の属性分類[8]（以下滝沢分類と称する）の「大型鋲」に相当する。鉄板の連結数については後胴竪上第３段における連結数を編年の指標とされている。近代古墳の短甲は後胴竪上第３段が欠損しており、連結数は不明である。帯金と引合板などの縦板との連結位置は縦板の２箇所で帯金を連結しており、連結位置は滝沢分類の「Ｃ類」に相当し、３枚留めを避けている。

覆輪　押付板と裾板には革組覆輪が施される。覆輪孔は、３～４㎝程度のピッチで穿孔されている。覆輪は、右前胴の押付板や後胴左側の押付板には残るが、全体的に遺存状態は良くない。

頸甲　左側の一部が残存するが他にも小破片があり、接合の可否の検討が必要である。正面立面形は逆台形で、一

三角板革綴衝角付冑

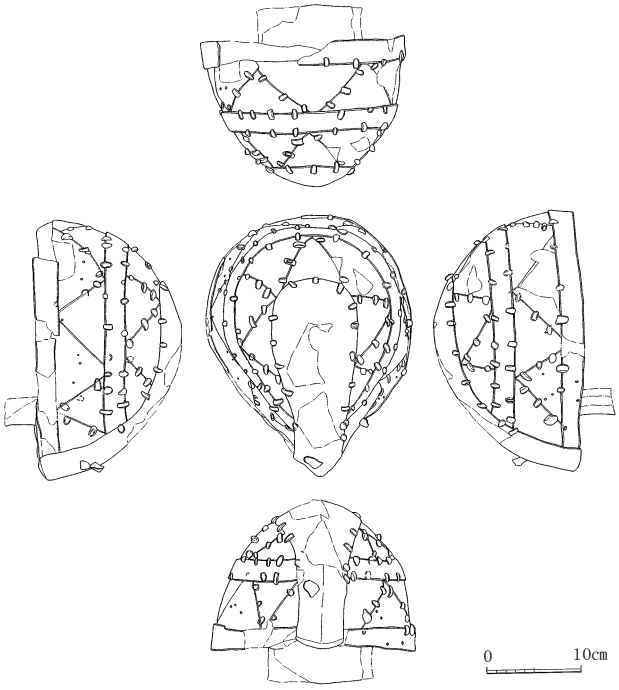

鉄鉾

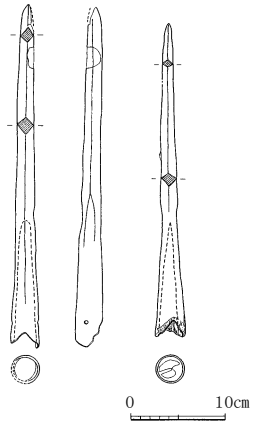

綴

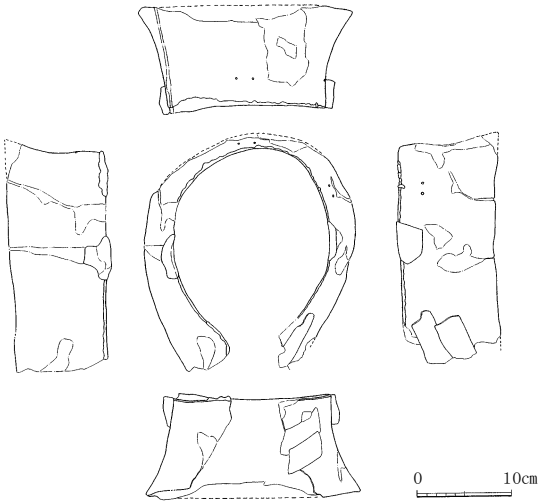

鉄刀・鉄剣・鉄鎗

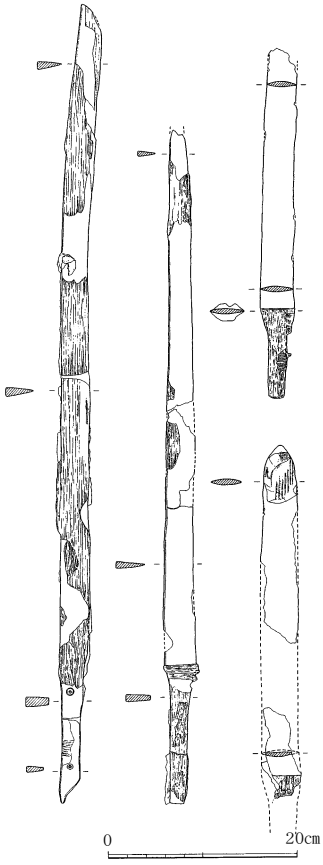

頸甲

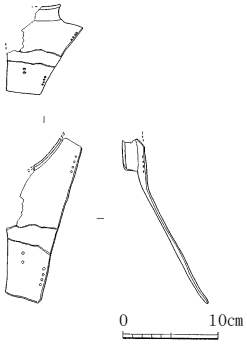

第３図　近代古墳出土遺物実測図(1)（１：８）

三角板鋲留短甲

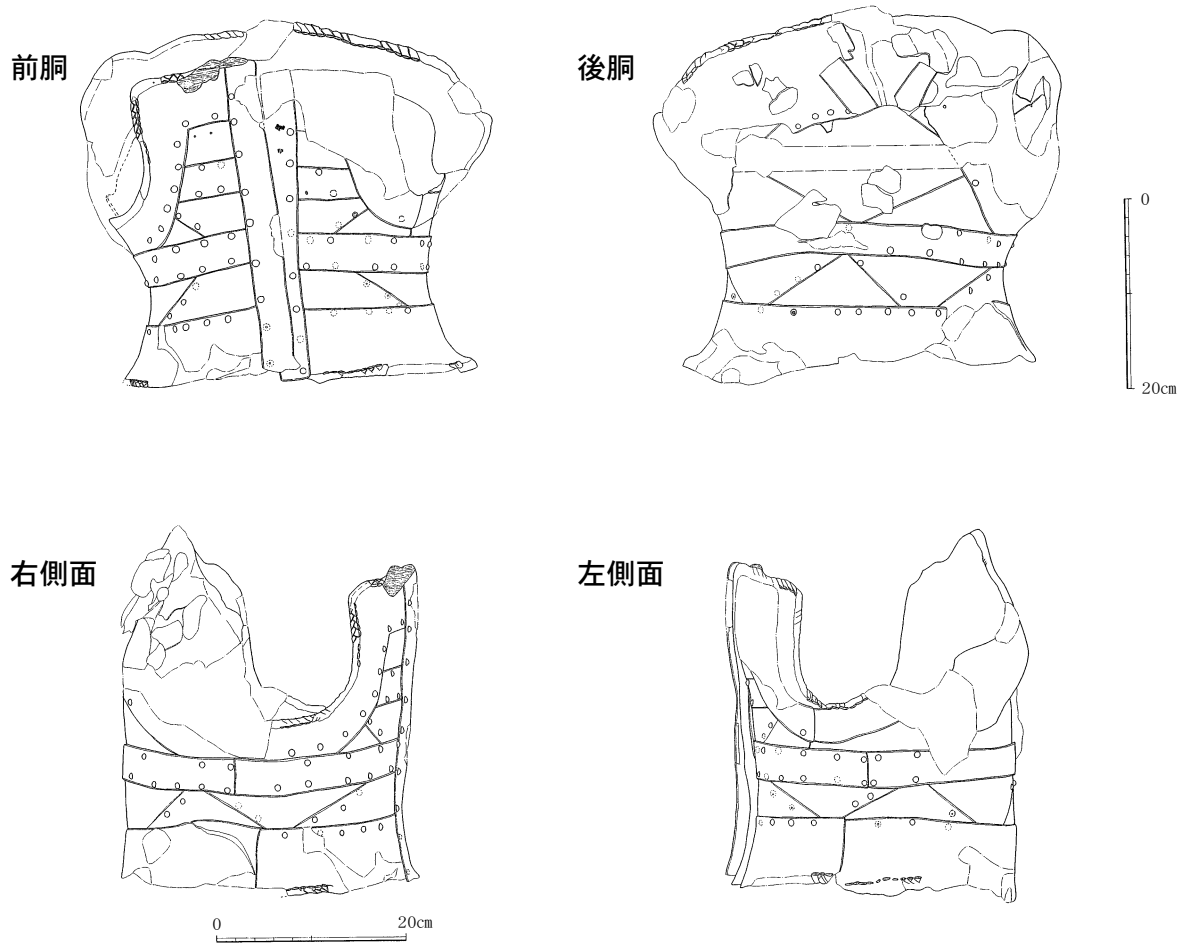

第４図　近代古墳出土遺物実測図(2)（１：８）

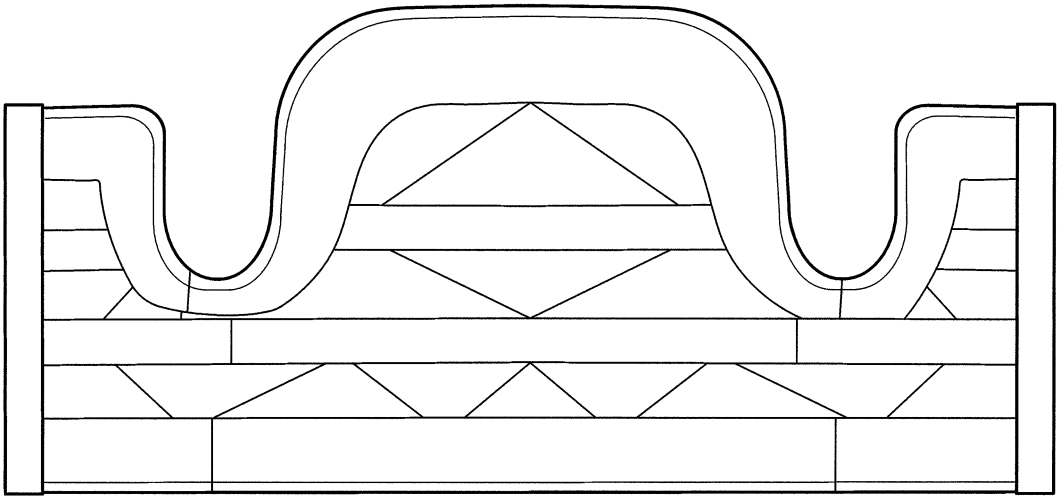

第５図　短甲展開模式図

部に鋲が残存することから、鋲留のものと考えられる。下縁部は斜めになる。藤田和尊氏の分類[9]のⅢ－b類に相当する。側縁にはＸ線写真でみると肩甲と連結するための４孔１組の威孔が３箇所確認できる。また、前側の引合板寄りには引き合わせのための小孔が縦位に２孔認められる。

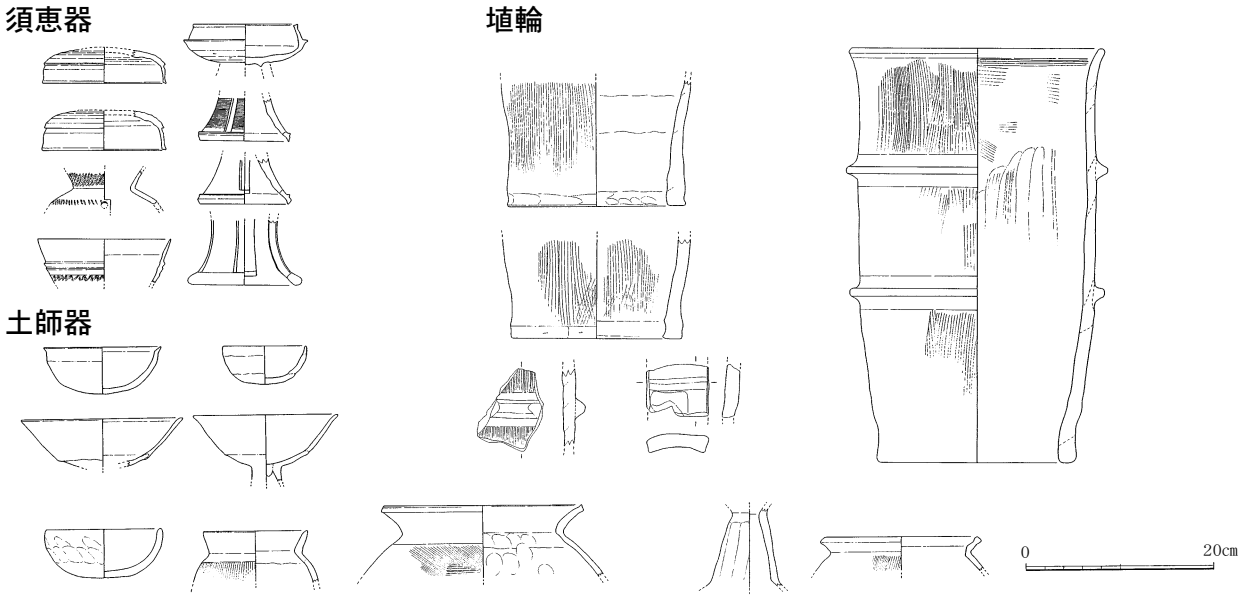

第６図　近代古墳出土遺物実測図(3)（１：８）

肩甲　左右一対存在したと考えられるが、破片がバラバラのため図化できていない。将来、破片を検討したうえで接合・復元する必要があるが、現状で確認できる事項について触れる。

破片の残存などから片段15段前後になるとみられる。一部の破片には鉄板端を「」」状に折り曲げているものがあり、頸甲に懸垂した時点での最下段の部分に相当するとみられる。それぞれの下縁近くにはＸ線写真では４孔１組の威孔が３箇所確認できる。

武器　鉄刀・鉄槍・鉄鉾

武器は鉄刀・鉄槍・鉄鉾が出土している。直刀は、全長84.0㎝、両平造で、茎尻は隅抉尻のものと、残存長は70㎝、茎尻が十文字尻で、おそらく片関のものがある。鉄剣・鉄槍はそれぞれ１点確認されている。鉾は２点出土しており、ともに刃部の断面は菱形で、明瞭な鎬をもつのが特徴的で、袋部には山形の抉りが入る。関は不明瞭になっている。

土器・埴輪（第６図）

須恵器　蓋杯・高杯・瓲・直口壺が出土している。蓋杯は、天井部には丁寧にヘラケズリされ、口縁部との境も明瞭である。

土師器　くびれ部から鉢と高杯、周溝埋土から甕・壺が出土している。

埴輪　前方部側の周溝内から埴輪が出土している。２条３段の円筒埴輪で、全周しないため、透かし孔については不明である。焼成は土師質であるが、やや硬質のものもある。外面の調整は粗いタテハケで、内面はナデ調整である。外面には赤色顔料が残り、赤彩されていたことがわかる。形象埴輪の破片と考えられるものもある。

２　遺物の考察

ａ　甲冑の編年的位置

近代古墳の甲冑について先学の研究を参考に検討を行う。当古墳の三角板革綴衝角付冑は、地板第１段が９枚で、地板２段が12枚、胴巻板幅2.3㎝、腰巻板幅2.5㎝である。また、地板第２段の地板枚数が左右で異なる点が特徴である。三角板革綴衝角付冑の新古の問題については地板枚数と全体の高さの中での帯金の占める割合がその指標とされている。鈴木一有氏によれば、地板第１段が11枚以上のものと９枚以下のもので様相が異なり、前者は単数

例しかなく、後者は複数例存在することからそれぞれ、試行期と量産段階の所産とされている[10]。近代のものは地板第１段は９枚であり、新しい要素をもつが、第２段は12枚あり、第１段が９枚のものの中ではやや古い部類に相当し、全体の高さの中での帯金の占める割合をみても48.9と小さく、試行期の所産とされる革綴冑に近い値を残す。また、地板第２段の地板枚数が左右で異なる点については、滝沢誠氏による研究[11]がある。氏は、地板第１段と第２段の合計が24枚以上のものをⅠ式、20枚以下のⅡ式と大別し、Ⅰ式の冑はいずれも地板の上下配置が対象形を示さず、左右で地板枚数が異なることを示した。また、Ⅰ式の冑は同一地板構成をとるものがなく、Ⅱ式の冑の地板が第１段９枚・第２段11枚か第１段７枚・第２段９枚という定まった構成をとるのとは対照的なありかたを示すとも指摘されている。近代古墳例は地板の枚数ではⅡ式に近いが、地板構成ではⅠ式に近く、氏の分類のいずれにも属さない。従って、地板の枚数パターンにやや変則的な要素がみられる[12]。

次に錏であるが、当古墳のものは一枚錏で覆輪を施す。幅は10.3㎝である。錏の新古については、古谷毅氏が幅広のものから幅狭という変遷を想定されている。近代のものは１枚錏のなかでも幅が広く、覆輪もある点からやや古相の部類に相当する。冑と錏に関しては、諸要素から古墳築造時期よりも明らかに古い要素をもつ。

短甲に関しては、開閉装置の有無や、地板枚数、鋲の大きさ、鋲留数といった要素から新古を判断することとなる。帯金は3.6～3.7㎝、鋲径は７㎜前後と中間である。地板の枚数については中段と下段の地板の枚数がそれぞれ７・９枚と蝶番がなく、胴一連のものとしては類例のない組み合わせである。とりわけ後胴の中段の地板に関しては脇部まで続いており、通常は５枚であるが、３枚で構成されており、少なめの地板を用いて生産効率の省略化の傾向が窺える。また、形状も押付板や胴部の形状も曲線化しており新しい傾向がみられる。

頸甲については藤田分類のⅢ－ｂに相当すると考えられ、短甲同様、冑と綴とは時期差がある。

以上のことから、冑・錏については中期前葉を中心とした所産と考えられるが、短甲・頸甲・肩甲については中期後葉を中心とした時期が想定できる。

ｂ　甲冑にみられる編差に関して

近代古墳出土甲冑の地板の構成は類例のないものであった。日本各地で出土している短甲に関しては三角板鋲留短甲ひとつをとってみても全く姿・形が同一の個体は存在せず、必ず細部の編差、いわば個体独自の特徴がみられる。筆者がかって検討した長釣壺式の蝶番に関してもその形状は古墳ごとにそれぞれ異なる[13]。このような諸要素の差異は製作工程・集団の系譜の違いなども要因の１つとして考えられるが、当墳の衝角付冑の地板配置のように１枚の鉄板で済む箇所をあえて２枚で綴じるケースがあり、製作者があえて“イレギュラー”な要素を加えている可能性も考えられる。これらのことから細部の編差が個体ごとに存在することの意味に関しては、甲冑が単に一元的に量産され、王権から一方的なかたちで配布されたというものではなく、入手・流通に関しては王権の優越性は認めつつも、地方の首長達も自らの意思をある程度反映させることが可能で、言い換えれば、現在でいう、オーダーメイドともいうべき、地方の被葬者の要請に応じて製作されている可能性を考えてもいいのではないだろうか。

ｃ　甲冑の組み合わせについて

近代古墳から出土した甲冑のセット関係は、衝角付冑と綴が革綴で、頸甲・短甲が鋲留の組み合わせからなる。甲、冑で異なる技法が用いたものがセットとなる例は知られるが、基本的には中期中葉の鋲留出現期のセットで、その際には冑が鋲留、短甲が革綴であるパターンが殆どで、その逆の冑が革綴、短甲が鋲留という組み合わせは極めて稀である。近代古墳と同様の組み合わせとしては現在のところ確認されておらず、九州の宮崎県の六野原６号墳・島内76号地下式横穴墓にて、横矧板鋲留短甲に三角板革綴衝角付冑が伴う例が報告[14]されているのみである。こうしたセット関係については藤田和尊氏の研究[15]が知られるが、セット関係の乱れがみられる古墳の被葬者を配布に不利な位置にいた被葬者と想定されている。近代古墳の場合、その背景については、冑は古く、短甲は新しい

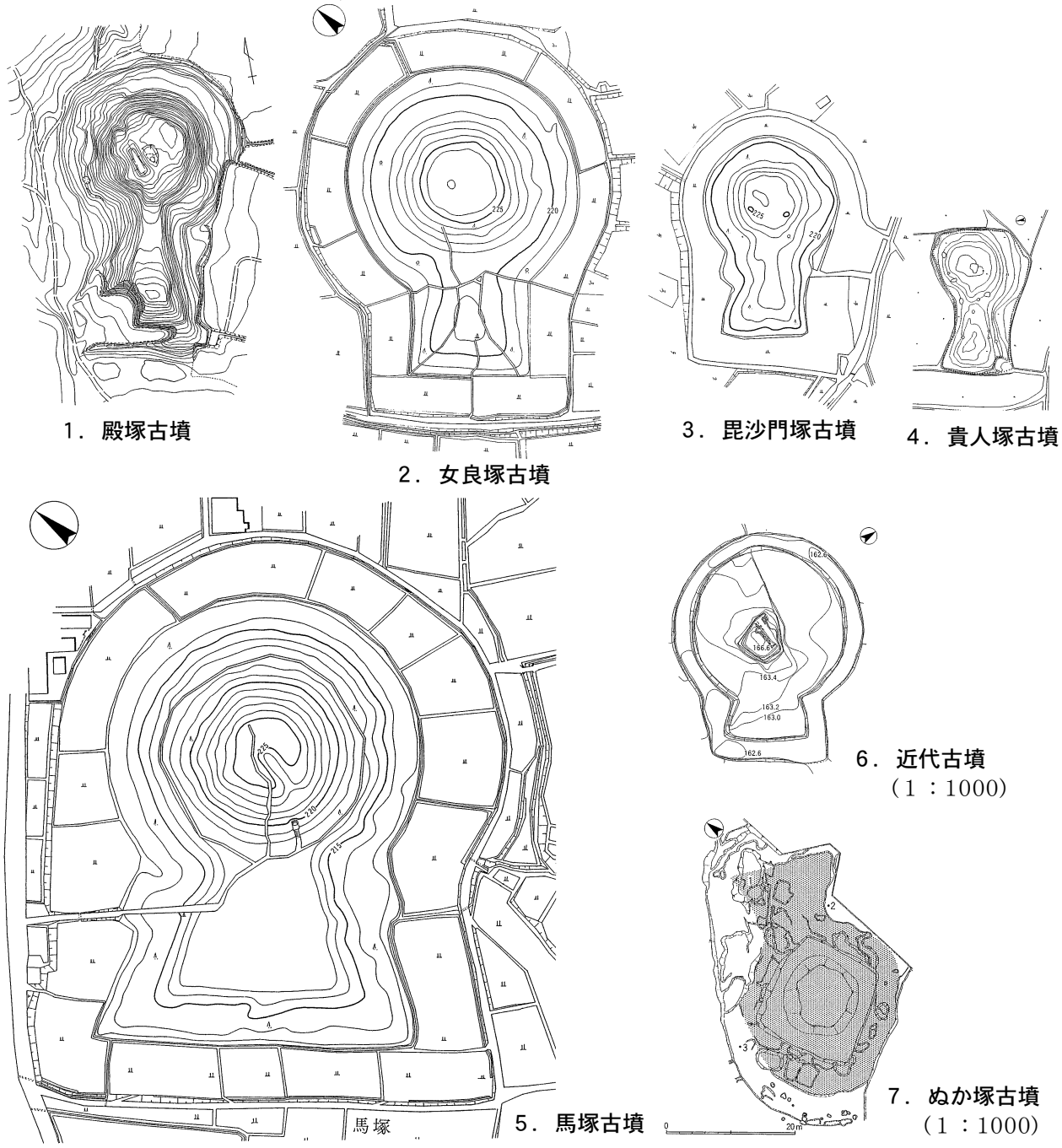

第７図　美旗古墳群と周辺の中期古墳（1：2000）

名称	墳形	規模	外面調整						口縁部				透孔	黒斑	底部押圧	家	盾	蓋	靫	囲	甲冑	動物	人物	備考
			タテハケ	Bb種	Bc種	Bd種	ヨコ	C種	外折	外反	貼りつけ	直立												
殿塚	前方後円	88m					■		■				○	有		■	■				■			壺形あり？
わき塚1号	方	23m	■	■									○	有		■								
わき塚2号	円	26m	■	■						■				有										
女良塚	帆立貝形	100m					■							有		■								
近代	帆立貝形	30m	■							■				有										須恵器TK208
馬塚	前方後円	141m	■				■			■				無				■						
玉塚	方	34m	■			■	■		■	■	■		○	無		■		■	■	■				
貴人塚	前方後円	55m	■			■		■				■	○	無	■							■		須恵器TK47

第１表　美旗古墳群の埴輪

セットをもつこと、当古墳が美旗古墳群から約1.5㎞北東という近距離に位置し、美旗古墳群の傍系集団の墳墓と考えられることから、被葬者が一括して入手できたものではなく、初期に入手した武具が旧式として混じった可能性も考えられる。

d　近代古墳の埴輪と美旗古墳群における埴輪との比較・検討

美旗古墳群は、累代的に首長墳クラスの古墳が築造されることで、全国的にも著名な古墳群であるが、首長墳クラスの古墳の本格的な調査は行われておらず、殿塚古墳の陪塚のワキ塚１・２号墳と馬塚古墳の陪塚とされる玉塚古墳で昭和30年代に行われた調査[16]のみでその実体については依然不明な点が多い。ここでは、現状で確認できる資料などとの比較から近代古墳の埴輪について検討する。

群中で最初に築造されるのが88mの前方後円墳の殿塚古墳[17]である。殿塚古墳から採集された埴輪[18]には円筒・朝顔形・盾・甲冑形がある。資料のなかには壺形埴輪の可能性がある個体もある。円筒埴輪の口縁端部は屈曲している。外面にはタテナデやヨコハケが散見できるが、調整の詳細は不明である。殿塚古墳よりも若干先行すると考えられる石山古墳の円筒埴輪は透かし孔に逆三角や方形があり、鰭付も確認されている。口縁部端部も屈曲し、殿塚でも口縁部端部は屈曲するが、透かし孔は円が確認されているのみで、鰭付の存在は不明である。盾形の破片には綾杉文が確認できる。

わき塚１号墳の埴輪[19]は家・円筒埴輪が確認されており、円筒にはＢ種ヨコハケが確認[20]されている。

女良塚古墳は墳頂部で家形埴輪が出土しているが、円筒埴輪については良好な資料がなく詳細は不明であるが、採集した破片をみると酸化焔焼成で黒班をもつが、殿塚やワキ塚よりは焼きがやや硬緻で、褐色を呈することから築造時期はこれらの古墳よりは後出するものと考えられる。

毘沙門塚古墳に関しては墳形から、女良塚に後続すると考えられているが、埴輪の有無に関しては不明である。陪塚と考えられている矢羽塚では還元焔焼成の埴輪が採集されているという。

馬塚古墳では現在でも埴輪片が採集できる。円筒・朝顔・家・蓋形が確認[21]されている。円筒埴輪は口縁部端部の屈曲は消失しており、須恵質まではいかないものの、かなり硬質である。馬塚古墳の陪塚とされる玉塚古墳は、昭和30年代の調査で多くの埴輪が出土している。多くの家形埴輪をはじめ、蓋形・靭・囲形埴輪が出土するなど豊富な形象埴輪をもつ。円筒埴輪についてはＢｄ種ヨコハケが確認されており、焼成はかなり硬質のものと土師質のものが併存している。口縁部端部には貼りつけ突帯をもつ円筒埴輪が確認できることから埴輪の生産には近畿を中心とした集団の関与も想起される。

貴人塚古墳は県によって周溝部が調査され、埴輪が出土し、資料の一部が紹介[22]されている。外面調整はＢｄ種ヨコハケ[23]が確認されているが、焼成はやや硬質のものと完全な須恵質を呈するものもある。底部外面に押圧技法が確認できる個体がある。形象埴輪は馬形埴輪が確認されている。

近代古墳の円筒埴輪についてみると、資料数が少なく制約があるものの、器壁は厚手で、外面調整には非常に粗いタテハケが施されているのみで、ヨコハケは施されず製作手法については大雑把な印象を受ける。また、伊賀北部の同時期と考えられる伊予之丸古墳の埴輪と器高がほぼ一致することが確認できることから、埴輪製作に従事した集団の存在は窺えるが、埴輪の意匠は在地色が強い。一方で、築造時期は近代より後出する美旗古墳群の玉塚古墳では、近代例と比較しても調整や、成形が丁寧で、口縁部端部は非常にシャープなつくりをした埴輪が確認でき、埴輪の製作に習熟した製作集団が携わったとみられ、口縁部端部には貼りつけ突帯をもつ円筒埴輪が確認できることから近畿を中心とした集団の関与が想起される。近代古墳については、優秀な副葬品をもつ墳でありながら、埴輪の造りは粗雑であり、副葬品から想起される先進性は埴輪に関しては反映されていない。甲冑を副葬する古墳に関しては王権との関連で説明されることが多いが、埴輪からは大和や河内といった近畿地方の特徴は見出せず、必

殿塚古墳

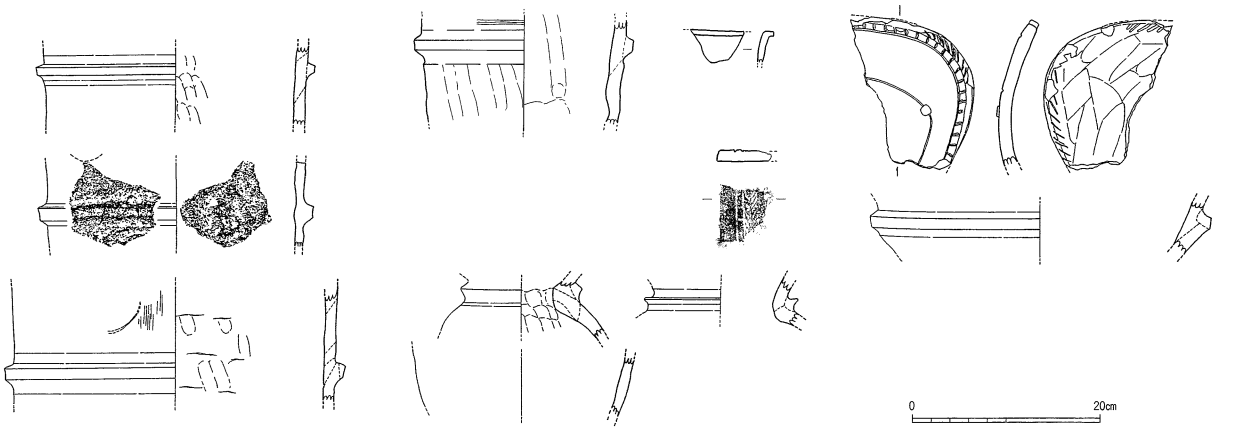

わき塚１号墳

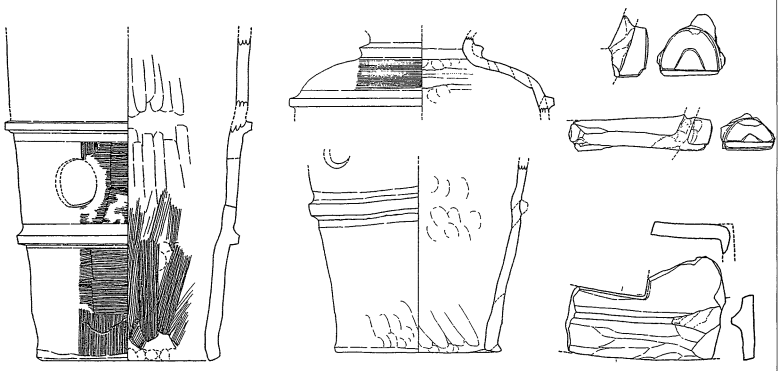

わき塚２号墳

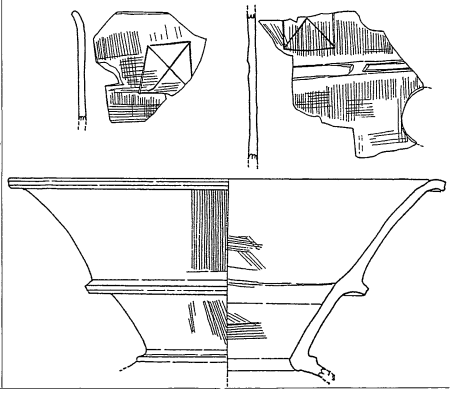

女良塚古墳

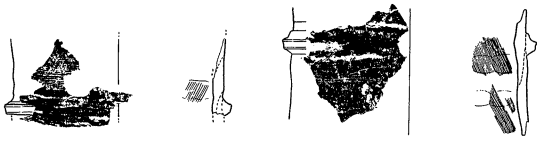

近代古墳

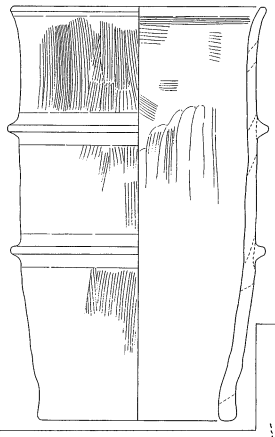

馬塚古墳

貴人塚古墳

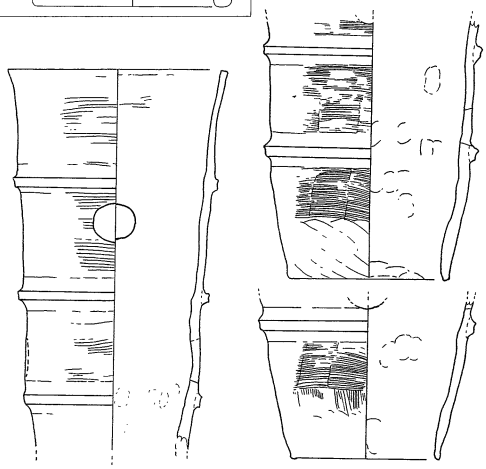

第８図　美旗古墳群の埴輪（１：８）

ずしも埴輪の生産体制には反映されていないことを考慮すれば、埴輪の生産に関しても地方の首長の意思をある程度反映させることが可能であったと考えられる。

e　土器について

古墳からは墳頂で須恵器、くびれ部から土師器が出土している。伊賀地域における古墳時代中期の土器の様相については不明な点が多く、編年についても構築されていない。伊賀の須恵器生産の開始に関しては現状ではMT15段階の二つ峠窯が確認されているのみでそれ以前の様相は不明である。従って現状では陶邑編年を参考にする。近代古墳の須恵器は、高杯の脚部にやや新しい要素がみられる個体があるものの、概ね田辺昭三氏による陶邑編年[24]のＴＫ208型式併行期に相当する。土師器の高杯については同様のものが森脇遺跡[25]にてＴＫ208型式併行期の須恵器と共伴することが確認されており、同様の時期と捉えて良いだろう。

f　古墳の時期について

築造時期については、出土した須恵器・土師器の特徴が田辺昭三氏による陶邑編年のＴＫ208型式に併行する時期に相当することや、埴輪の焼成は須恵質にはなっていないものの、やや硬質のものが確認できることから中期後葉であると考えられる。冑や鏃に関しては古い要素を残すが、短甲とその付属品などの副葬品の特徴をみても妥当であると考えられる。

3　近代古墳の被葬者像と伊賀における位置付け

近代古墳は、副葬品と出土した土器・埴輪などから古墳時代中期後葉（TK208型式併行期）に相当すると考えられる。墳形は前方後円墳で埋葬施設には竪穴式石室、副葬品には甲冑セットをはじめ鉾や剣などの武器をもつなど優秀な副葬品をもつ。しかしながら、美旗古墳群の陪塚クラスの古墳と比較すると、わき塚古墳では築造された時期の最新甲冑セットが出土しており、セット関係に乱れなどがある当墳の副葬品や埴輪の内容では格差がみられ、被葬者は美旗古墳群の一族よりは下位の身分のものであると考えられる。近代古墳の埋葬施設は伝統的な竪穴式石室を採用しており、被葬者は伝統的な在地勢力であることが看取できるが、古墳の立地やその内容からは美旗古墳群の一族に仕えた者の墳墓である可能性が高く、甲冑についてもこれらの首長を介して入手したと捉えたい。

古墳の所在する上神戸付近は、前期から中期前半に相当する古墳は知られていないが、500mほど北に高賀遺跡[26]が存在し、大溝から扉部や刀形・刀の鞘・鞘口の木製品が出土している。大溝は庄内式を中心とした時期と古墳時代中期の遺物に大別されるため、古墳と同時期の遺物とは断定できないが、少なくとも、前期以来、この周辺に有力者の存在を裏付ける事例であり、近代古墳の被葬者との関連が窺われる。穂積裕昌氏はその居住域を遺跡の西側の丘陵上に想定[27]されている。また、高賀遺跡の南の比土には庭園遺構で著名な城之越遺跡や、貼り石遺構が確認された楳ヶ森・沢代遺跡があり、美旗古墳群の被葬者との関連が指摘されており、この地域一帯は有力者の居住区や祭祀空間として機能していた注目すべき地域といえる。

まとめ

古墳時代中期後葉頃になると、伊賀では近代古墳から木津川沿いに５キロほど下った市部に所在するぬか塚古墳や、古い段階の淡輪技法をもつ伊予之丸古墳など、これまで首長墳がみられなかった地域にも古墳が築造されるようになる。これらの勢力の台頭には政治的背景や交通路との関連が考えられる。

美旗古墳群→近代古墳→ぬか塚古墳を結ぶとこれらの古墳は古代東海道が通るルートの縁辺に沿って位置しており、王権の東進のルート上にあったと想定される。しかしながら、このような古墳から王権との直接的な結びつきを明確に示す要素は意外に多くはない。近代古墳に葬られた被葬者は甲冑のセットや埴輪などの検討から、必ずし

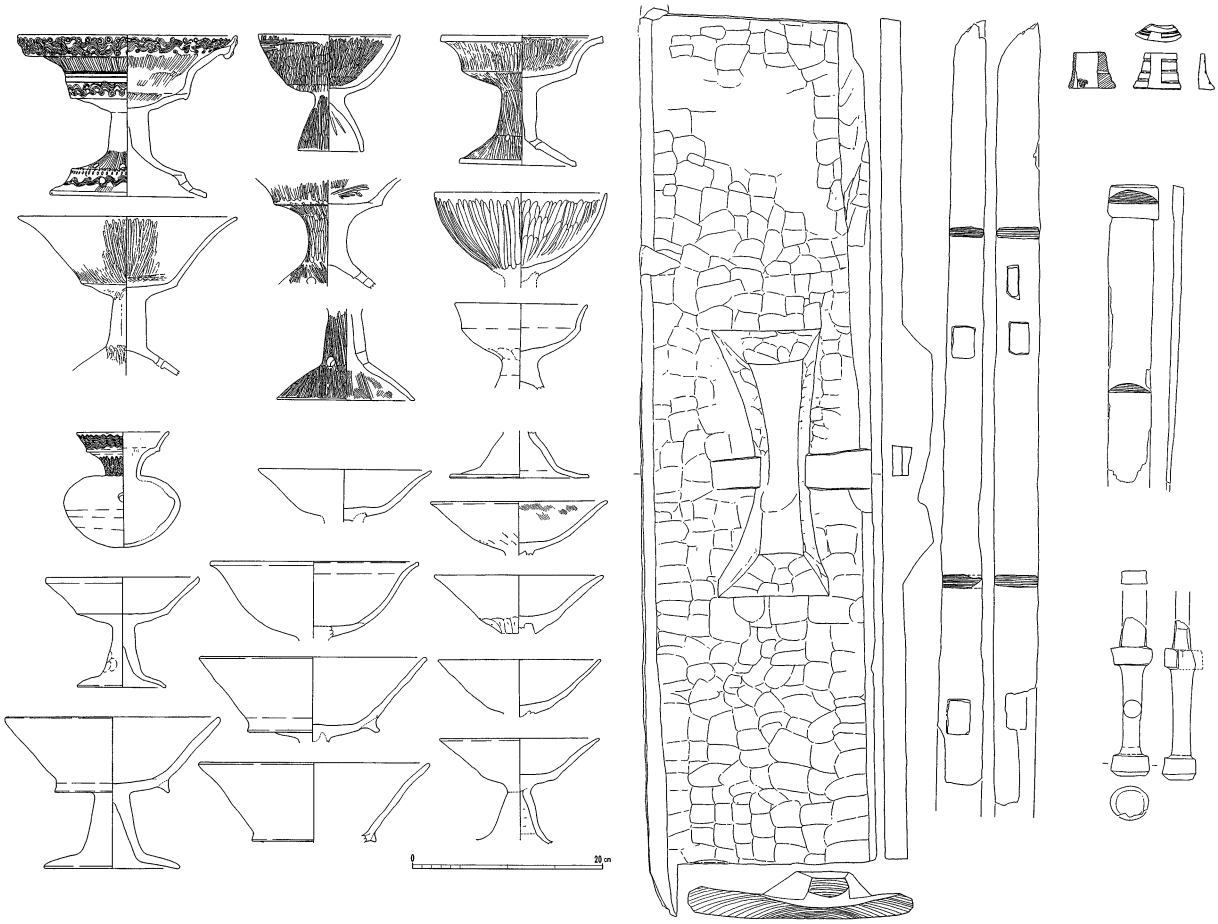

第９図　高賀遺跡出土遺物実測図（１：８）

も強力な勢力であったとは考えがたく、美旗古墳群の傍系集団、もしくは一族に仕えた者の墳墓であろう。中期後葉段階における中小規模の古墳の評価については被葬者に王権がどの程度、地方に影響力を及ぼしていたのかを考えるうえで重要であり、近代古墳はこれらの問題を検討するうえで興味深い事項を提示しているといえよう。

小稿をなすにあたり以下の諸氏にご教示・ご協力を賜った。記して感謝致します。

大川操　門田了三　阪口英毅　鈴木一有　穂積裕昌　（敬称略）

［註］

（１）豊田祥三「附編－近代古墳発掘調査報告」（『天童山古墳群発掘調査報告』三重県埋蔵文化財センター　2006年刊行予定）

（２）古墳の調査内容に関しては杉谷正樹「近代古墳の甲冑について」（『三重歴史文化研究会発表資料』1993年）仁保晋作「近代古墳」（『上野市史　考古編』2005年　伊賀市）を参考にした。

（３）甲冑の所見に関しては鈴木一有氏、阪口英毅氏の諸氏に御教示頂いた。

（４）野上丈助「甲冑製作技法と系譜をめぐる問題点・上」（『考古学研究』21－4　1975年）

（５）古谷毅「京都府久津川車塚古墳出土の甲冑－いわゆる“一枚鋺”の提起する問題」（『ＭＵＳＥＵＭ』第445号）

（６）小林謙一「甲冑製作技術の変遷と工人の系統（上）」（『考古学研究』21－4　1975年）

（７）鈴木一有「千人塚古墳の研究（1）－衝角付冑について－」（『浜松市博物館館報Ⅶ』浜松市博物館　1995年）

（８）滝沢誠「鋲留短甲の編年」（『考古学雑誌』第76巻第３号　1991年）

（９）藤田和尊「頸甲編年とその意義」（『関西大学考古学研究紀要』４　1984年）

(10) 鈴木一有「千人塚古墳の研究（2）－三角板短甲について－」（『浜松市博物館館報Ⅶ』浜松市博物館　1995年）

(11) 滝沢誠「長野県桜ヶ丘古墳の再調査」（『信濃』第40号第10号　1988年）

(12) なお三角板革綴衝角付冑の研究動向については橋本達也「野毛大塚古墳出土甲冑の意義」（『野毛大塚古墳』世田谷区教育委員会野毛大塚古墳調査会　1999年）を参考にさせていただいた。

(13) 豊田祥三「小谷13号墳出土短甲の検討」（『天花寺丘陵遺跡群発掘調査報告Ⅵ－天花寺城・小谷赤坂遺跡・小谷古墳群（第６・７次調査）』三重県埋蔵文化財センター　2005年）

(14) 橋本達也「副葬鉄器からみる南九州の古墳時代」（『前方後円墳築造周縁域における古墳時代の多様性』第６回九州前方後円墳研究会　2003年）

(15) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」（『橿原考古学研究所論集８』吉川弘文館　1988年）

(16) 美旗古墳群の馬塚採集資料、玉塚古墳出土の埴輪は名張市教育委員会の門田了三氏のご厚意により実見させていただいた。

(17) 舘邦典「殿塚古墳」「わき塚１号墳」「わき塚２号墳」（『上野市史　考古編』伊賀市　2005年）

(18) 山本雅靖「殿塚古墳採集の埴輪」（『伊賀盆地研究会会報』№70　伊賀盆地研究会　1987年）

(19) 森浩一・森川桜男・石部正志・田中英夫・掘田啓一「三重県わき塚古墳の調査」（『古代学研究』66　1973年　古代学研究会）

(20) 註（17）に同じ

(21) 山本雅靖「古墳時代首長墓の系列的築造と地域構造」（『三重県史研究』第３号　1987年）

(22) 藤田充子「名張市貴人塚古墳の出土遺物について」（『三重県史研究』第14号　1998年）

(23) 一瀬和夫「古市古墳群における大型古墳埴輪集成」（『大水川改修にともなう発掘調査概要・Ⅴ』大阪府教育委員会　1988年）

(24) 田辺昭三『須恵器大成』（角川書店　1981年）

(25) 森川常厚「森脇遺跡発掘調査報告」（『研究紀要』第13号　三重県埋蔵文化財センター　2003年）

(26) 三重県埋蔵文化財センター　「高賀遺跡」（『平成２年度農業基盤整備事業地域埋蔵文化財発掘調査報告－第３分冊－』1991年）

(27) 穂積裕昌「高賀遺跡」（『上野市史　考古編』2005年　伊賀市）

(28) 註（25）に同じ

図版の出典

第７図　殿塚古墳　舘邦典「殿塚古墳」（『上野市史　考古編』伊賀市　2005年）

女良塚・毘沙門塚・馬塚・玉塚・貴人塚古墳　三重県文化財連盟（『青蓮寺開拓建設事業地域遺跡地図』1970年）

ぬか塚古墳　「ぬか塚古墳」（『上野市史　考古編』伊賀市　2005年）

第８図　殿塚古墳　山本雅靖「殿塚古墳採集の埴輪」（『伊賀盆地研究会会報』№70　伊賀盆地研究会　1987年）

※ただし、中央の円筒埴輪・盾形埴輪の破片は筆者採集資料

わき塚１・２号墳　森浩一・森川桜男・石部正志・田中英夫・掘田啓一「三重県わき塚古墳の調査」（『古代学研究』66　1973年　古代学研究会）

女良塚古墳　山本雅靖「御墓山古墳の検討」（『考古学論集Ⅰ』考古学を学ぶ会　1985年）掲載を一部改変して掲載

馬塚古墳　　山本雅靖「古墳時代首長墓の系列的築造と地域構造」（『三重県史研究』第３号　1987年）

貴人塚古墳　藤田充子「名張市貴人塚古墳の出土遺物について」（『三重県史研究』第14号　1998年）を再トレース

近代古墳全景

竪穴式石室全景

甲冑出土状況（取り上げ後）

近代古墳出土武具・武器

古墳時代前・中期における伊勢の土器相

伊　藤　裕　偉

はじめに

古墳時代前期後半の土器に関し、筆者は先に拙文を提示した[1]（以下、「前稿」とする）。前稿では、伊勢地域（伊勢湾西岸地域）のなかでも中部にあたる雲出川流域の土器相に関し、仮称「堀田式」を提示することからいくつかの問題提起を行った。そこでは、「堀田式」の特徴として、「近畿地方の布留式土器を様相上受容する一方、東海地方としての伝統性も保持される段階」とし、古墳時代前期のなかでも大きな意味を持つ段階として把握した。これは、Ｓ字状口縁台付甕（以下、「Ｓ字甕」とする）に代表される東海地域（現在の静岡・愛知・岐阜・三重の各県および和歌山県東部を指す）の当該期土器が、「堀田式」以前には極めて独自色の強い排他的な様相であったものが、「堀田式」段階に至り、その独自性・排他性を払拭して近畿布留式土器との融合を遂げているという点に最大の意義を認めたものである。

前稿でも指摘したように「堀田式」の成立とは、その後に迎える須恵器受容という大画期の「地均し」とでも言えるような意味を有している。しかしその一方で、古墳時代初頭に定形化したＳ字甕に対しては、古墳時代後期にまで固執し、生産され続けている。「融合・均一化の受容」と「伝統への執着」‥‥この一見矛盾するような動きが同時存在していることに、伊勢を含めた東海地域の本質が横たわっているように思われるのである。

小稿では、「堀田式」以後の土師器に関する問題をいくつか見ていく。これは、当該期の伊勢が果たしていたであろう機能の一端を垣間見るためのささやかな作業である。

１　「堀田式」を構成する土器

前稿で指摘したように、「堀田式」は堀田遺跡（三重県松阪市嬉野宮古町）出土土器[2]を標識とする土器群である。尾張地域の編年では、松河戸Ｉ式期[3]に併行するものと考える。

「堀田式」の構成を第１図に示した。高坏・壺・台付甕・丸底甕・小形丸底壺・小形器台がある。高坏はＡ・Ｃの２形態があり、台付甕には少なくとも３つの大きさが見られる。壺では二重口縁壺（壺Ｂとする）のみを図示しているが、二重口縁形を呈さない広口壺（壺Ａとする）や、「柳ヶ坪形壺」と呼ばれる装飾壺（壺Ｃとする。第４図13を参照）も存在する。

これらの器種の中で、前代からの伝統をそのまま受け継いでいるのはＳ字甕と壺のみである。多くの器形がこの段階で変換していることがわかる。

２　「堀田式」以後の土器変遷

ａ　寺門遺跡出土土器

前稿で指摘したように、「堀田式」に続くのが河曲中部低地遺跡群（鈴鹿市河田町・十宮町一帯）の資料から提示した「河曲Ｂ群土器」[4]であり、ついで「高茶屋式」[5]へと至る。ここでは、「堀田式」と河曲Ｂ群土器との間をつなぐ資料として、寺門遺跡（鈴鹿市三宅町）出土資料[6]を見ておく（第２図）。

竪穴住居ＳＨ１出土資料　31は高坏Ａ、32は高坏ＡとＢの中間的な形態である。33は高坏Ｃ。34・35は高坏ＡないしはＢの脚部で、34には３方透かしがある。36は小形丸底壺、37は器台の脚部と考えられる。38・39は壺

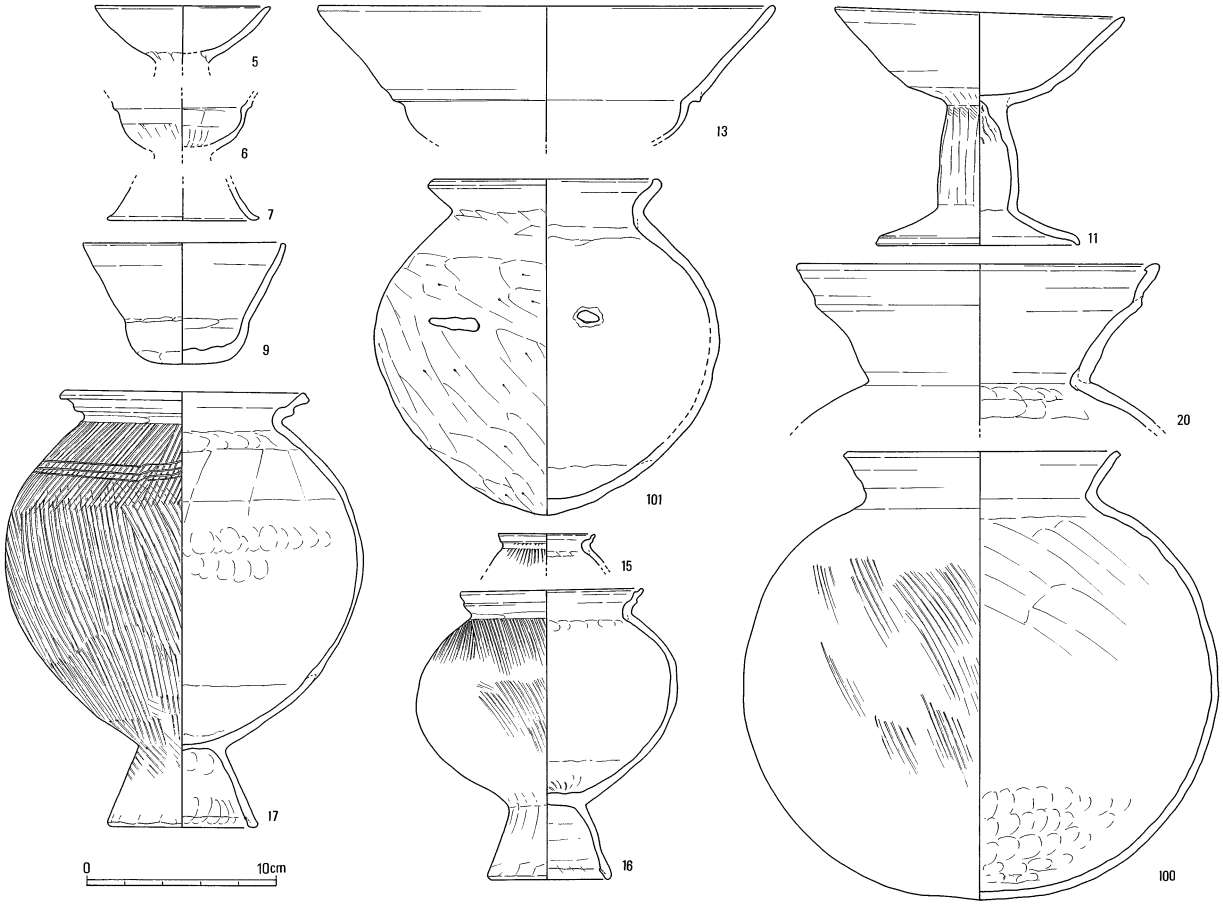

第１図　「堀田式」の主要土器構成（１：４）　註(2)文献より抽出

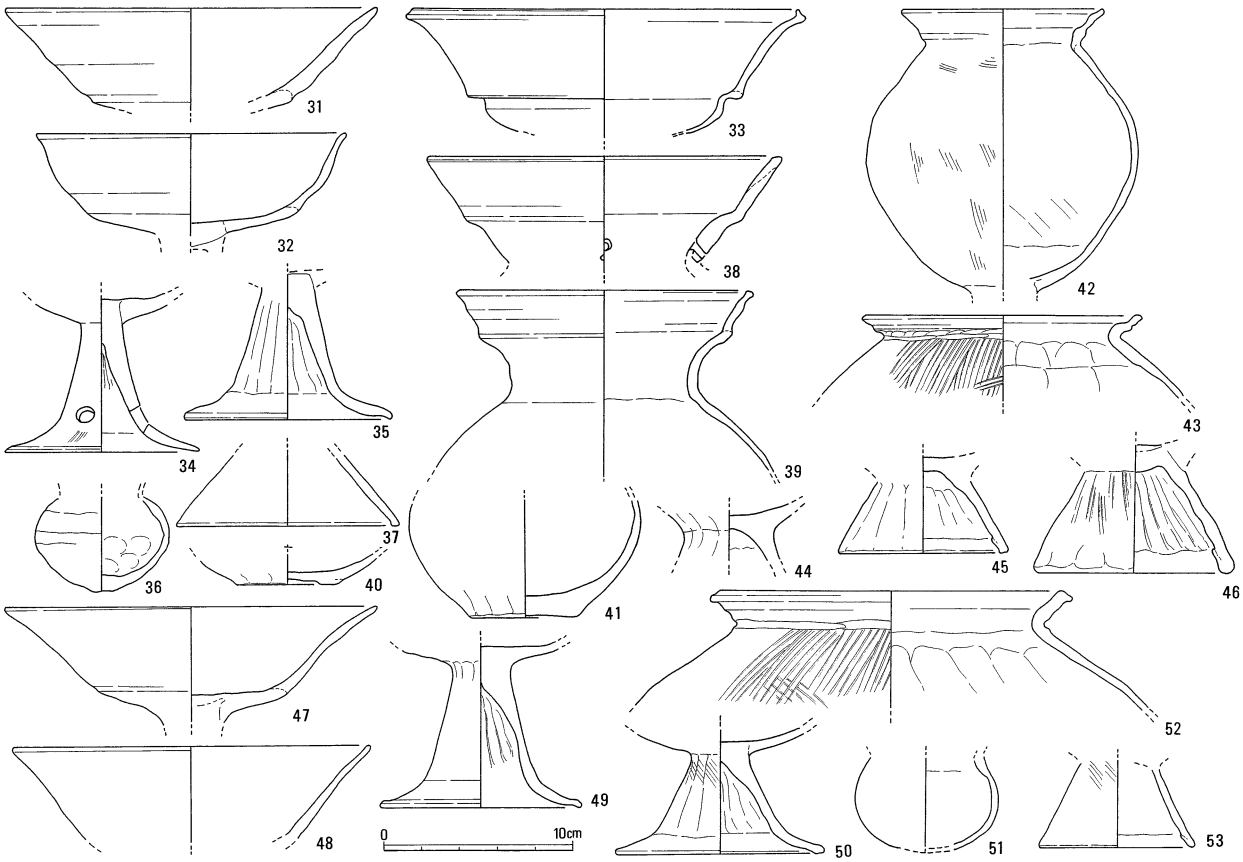

第２図　寺門遺跡出土土器（１：４　31～46…ＳＨ１、47～53…ＳＨ５）

Ｂで、二重口縁をなす。40・41は壺の底部。42～46はＳ字甕の口縁部で、Ｄ類に相当する。

竪穴住居ＳＨ５出土資料　47・48は高坏Ａ、49は高坏Ａの脚部、50は高坏Ｃの脚部であろう。51は小形丸底壺、52・53はＳ字甕でＤ類に相当するが、先述のＳＨ１よりは新しい形態である。

寺門遺跡の資料は、「堀田式」に続く土器相として把握できるもので、とくに高坏やＳ字甕の形態に新しい様相が見てとれる。「堀田式」の地域とは離れるものの、興味深い資料といえる。

つぎに、寺門遺跡出土資料も含め、「堀田式」とそれ以後の土器変遷を見ておこう。

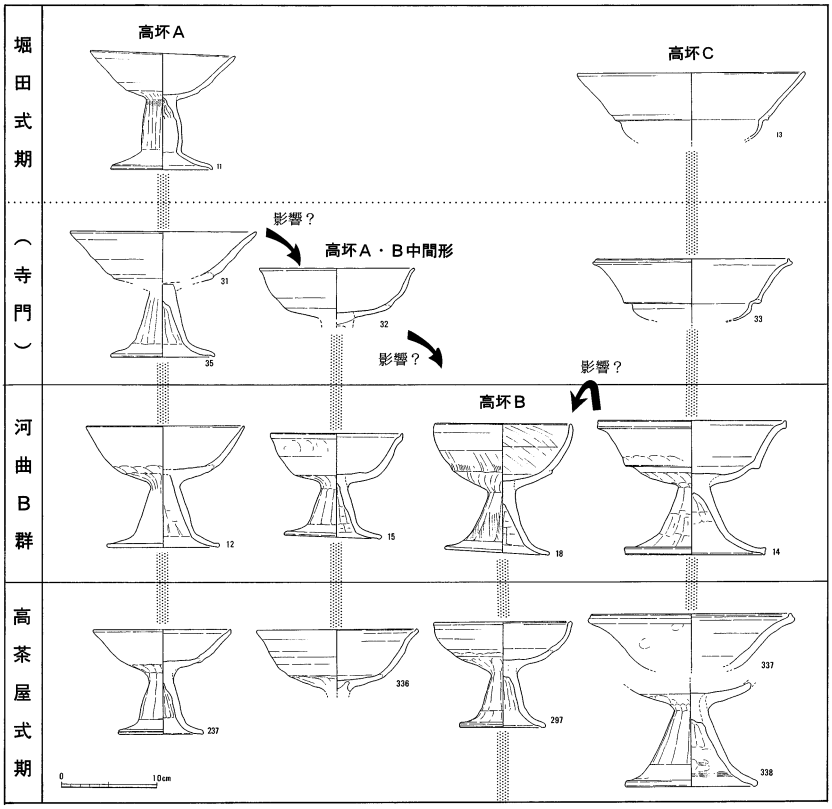

第３図　堀田式～高茶屋式期における高坏の変遷（１：８）

ｂ　高坏の変化

「堀田式」以後の高坏には、第３図に示したようにＡ～Ｃの３形態が見られる。高坏Ａは、坏口縁部と坏下部が明確な屈曲を持っており、脚部も屈折して開くものである。高坏Ｂは、脚部から坏下部までは高坏Ａと大差ないが、坏口縁部が丸みを持っている。「椀形高坏」とも呼べるものである。高坏Ｃは、口縁部が上方に突出し、坏下部は丸く椀形を呈するものである。

さて、坏部が椀形を呈する高坏Ｂは、高茶屋式期、すなわち古墳時代後期の土師器高坏で主体となる形態である。この形態は、とくに須恵器出現期以降に中心となることから、須恵器出現に伴って新たに発生したように見える器形である。しかし、河曲Ｂ群土器および寺門遺跡ＳＨ１の資料中には、高坏Ａ・Ｂの中間形態と呼べるものが存在している。そこで、それを介在させて変遷を見ると、第３図のようになる。つまり、高坏Ｂの祖形として高坏Ａの存在があると見ることができるのである。また、高坏Ｂの坏部が椀形を呈することにも注意が必要で、この点からは高坏Ｃの影響も考える必要があろう。

高坏Ｃは、その器形から北陸地域の影響を受けた土器として考えられてきたし、筆者自身もそのように判断したことがある。しかし、北陸でこれに類した形態が見られるのは古墳時代前期でも初頭頃であり、伊勢で頻繁に見られるのが前期後半であることとは齟齬がある。高杯Ｃは「堀田式」以後に組成上組み込まれる器形である。伊勢での定着は、北陸地域との関係とは別の要因によって発生した可能性も考えておく必要があろう。

ｃ　Ｓ字甕の変遷

Ｓ字甕を中心とした台付甕の変遷は、赤塚次郎氏をはじめとした多くの研究者によって検討が加えられているので、あまり贅言を要しないであろう。ここでは、伊勢地域内で見られるいくつかの特徴的な事柄について、大方の共通理解とするために触れておく。

「堀田式」を構成するＳ字甕は、概ねＤ類の範疇で把握できる。特徴は、器壁が薄く、体部外面上半には横方向

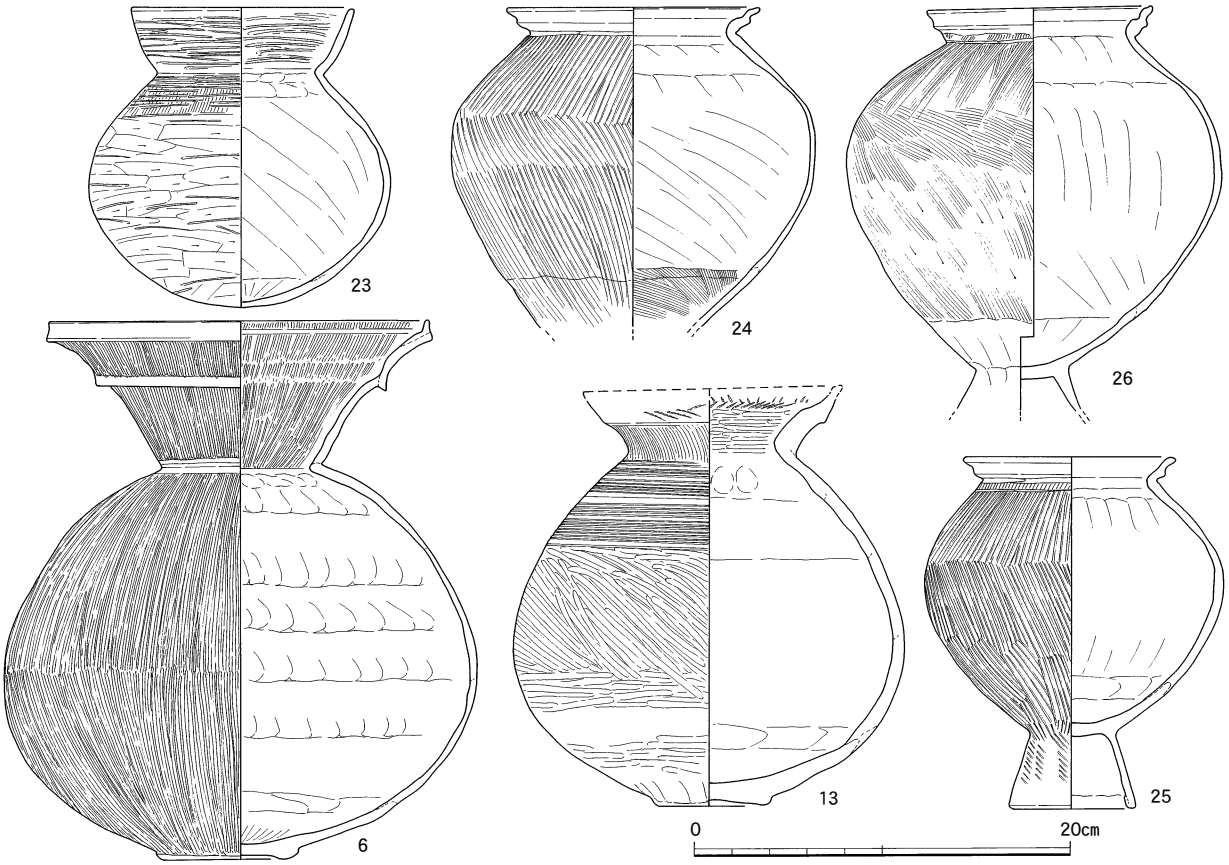

第４図　古轡通りＢ遺跡井戸ＳＥ53出土土器（１：４）　註(7)文献資料を再実測

の装飾的ハケメが見られる。また、体部外面のハケメは３段ないしは４段に調整されている。これらの要素はＳ字甕Ｃ類に近いものであるため、「堀田式」のＳ字甕はＤ類のなかでも古い要素を持つ一群と把握できる。

この一方、「堀田式」とほぼ同じ段階であるにもかかわらず、調整手法の異なる一群が存在する。その典型例として、古轡通りＢ遺跡（松阪市早馬瀬町）井戸ＳＥ53出土資料[7]を挙げる（第４図）。図示したのは、いずれも今回新たに再実測したもので、番号は報告番号に合わせている。Ｓ字甕は、24～26である。いずれも体部外面上半の横方向装飾的ハケメを施さないもので、外面頸部にはヘラ状工具による沈線状押圧が巡る。25の脚台底縁部は面をなすものである。これらの要素は、Ｓ字甕Ｄ類のなかでも古い要素として把握できるものである。

つぎに、堀田遺跡出土資料との違いを見ておく。最も目立つのが、体部外面上半の横方向装飾的ハケメの有無である。堀田遺跡資料では普通に見られるものが、古轡通りＢ遺跡では完全に喪失している。また、口縁部形態では、堀田遺跡のものは端部外面に明瞭な面を形成するものであるが、古轡通りＢ遺跡のものは面の形成があまり見られないばかりか、形態的にはＢ類に近い26のようなものもある。さらに、古轡通りＢ遺跡の26は、体部外面のハケメが粗雑で、下半部はケズリに近いものである。

堀田遺跡は雲出川流域、古轡通りＢ遺跡は櫛田川中流域である。これら

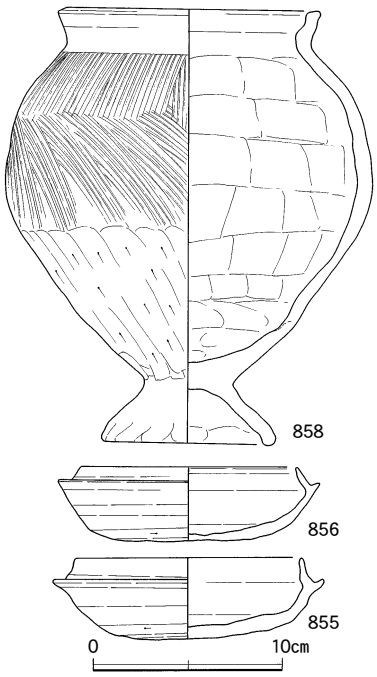

第５図　小谷古墳群土壙墓ＳＸ381出土土器（１：４）　註(8)文献資料を再実測

の違いは、地域的な差異と見るのが妥当である。ただし、Ｓ字甕Ｃ類以前に地域的な差異はあまり無く、比較的均質な状況を示していることを踏まえる必要がある。

なお、余談であるが、伊勢における台付甕の最終形態として認識できる資料を提示しておく。第５図は、堀田遺跡に隣接する丘陵上に形成された小谷古墳群（松阪市嬉野天花寺町）内で確認された、土壙墓ＳＸ381出土資料[8]である。共伴する須恵器は田辺昭三氏による陶邑編年[9]のＴＫ43型式に併行する時期のものであり、６世紀後葉に相当しよう。この資料はＳ字甕Ｅ類の範疇とはいえ、口縁部が直立し、体部外面下半のハケメ調整ですらケズリに変化している。伊勢において、これよりも新しい台付甕は今のところ管見に及ばない。

ｄ　丸底甕の状況

丸底甕は、「堀田式」段階に至り組成上はじめて出現するものである。「堀田式」の丸底甕は、体部外面にヘラケズリを施すものであり、この手法は古轡通りＢ遺跡でも見られる（第４図23）。堀田遺跡からは近畿地方で出土する布留系甕も見られることから、「体部外面ヘラケズリ」という手法は、この地域で発生した独自のものと考えることができる。

ケズリ手法のみを見ると、当該地域では突発的な手法のように見える。しかし、Ｓ字甕の体部外面に施されるハケメは、その具体的効果のひとつが器壁を薄くすることであり、それはすなわち「ケズリ」に通じるものである。したがって、丸底甕の体部外面に見られるヘラケズリは、基本的にはＳ字甕の手法下にあるものと判断できる。

つぎに、土器の整形を見ておく。堀田遺跡では、体部内面下半に指頭圧痕の見られる資料がある（第１図100）が少なく、下半に擬口縁を有するもの（第１図101）の方が多い。古轡通りＢ遺跡の資料では、体部下半に擬口縁を有している（第４図23）。これらの状況を見ると、堀田遺跡では布留系甕の影響を受けた外型製作技法[10]が一部で見られるものの、大部分はＳ字甕をはじめとした在来の手法（擬口縁手法）で製作されていると考えられる。

以上のことから、「堀田式」併行期に出現する丸底甕は、その形態が受容されているものの、手法は在来のものの系列下にあると判断できる。なお、「堀田式」に続く河曲Ｂ群段階や、さらに後続の高茶屋式段階では、丸底甕の形態が大きく変化し、カマドを用いた炊飯形態によりふさわしいものとなる。この点からも、「堀田式」併行期は、それへと至る過渡的な様相を示すといえよう。

ｅ　二重口縁壺の状況

「堀田式」の二重口縁壺は、体部から頸部にかけての屈曲に丸みを持ち、口縁端部を内側に肥厚させるものである。前稿で指摘したように、この要素は布留系甕をはじめとした布留式の影響下にあると考えられる。

この一方で、古轡通りＢ遺跡では体部から明瞭な屈曲を有して立ち上がり、口縁端部を上方に突出させる、いわゆる「伊勢型二重口縁壺」[11]が見られる（第４図６）。伊勢型二重口縁壺の変遷については、これまでにもいくつかの検討があるのでここでは省略するが、「堀田式」段階に、伊勢型二重口縁壺とは別の二重口縁壺が出現していることをとくに注意しておきたい。

なお、「堀田式」として提示した二重口縁壺は、堀田遺跡をはじめとした雲出川流域以外では、今回提示した寺門遺跡のほか、鈴鹿川流域で見られる[12]。今のところ南伊勢地域では見られないもので、伊勢中北部に特徴的な形態である可能性もあり、今後の分布状況把握が必要である。

おわりに

小稿では、前稿を受けて「堀田式」とその後の土器変遷を見てきた。この結果、いくつかの視点を提示することが可能となった。

一つめは、高坏の形態と変遷に関する問題である。今回の検討で、「堀田式」から高茶屋式にかけての高坏の変

遷はほぼ明確になった。古墳時代後期（高茶屋式）の高坏は、坏部が椀形を呈する高坏Ｂが中心となるのであるが、その成立は高坏Ａを祖形としている状況が指摘できた。言うまでもなく古墳時代後期は、須恵器出現の影響を強く受け、組成的に大きな変化が見られる時期である。椀形高坏が盛行するのも、大きくはその影響下と考えられる。しかし、そこには在来の伝統が残存しているのであり、そのこと自体、注目に値しよう。

二つめは、伊勢における地域差の問題である。雲出川流域（堀田遺跡）と櫛田川流域（古轡通りＢ遺跡）とを単純に比較しても、そこには微妙な違いが見られた。このような差異は、古墳時代前期前半頃にはあまり目立たないものであった。「堀田式」段階に至り、地域差が生じるようになったと見ることもできる。残念ながら厳密な小地域の設定はできないが、今後の資料増加によっては可能となろう。その際、土器の違いにより設定できる小地域にはいかなる意味があるのかを見極める必要がある。

最後に、大きな課題を提示しておく。各地との併行関係から、「堀田式」を古墳時代前期後半と措定することはまず問題ないものと考えられるが、高茶屋式の成立は、須恵器で言えば田辺編年のＴＫ23～47型式に併行するため、概ね古墳時代後期初頭（５世紀末から６世紀初頭）の年代が当てられよう。とすると、その間に収まるであろう「河曲Ｂ群土器」が古墳時代中期の土器ということになる。しかし、古墳時代中期の時期幅を100年程度と見る以上、この間を「河曲Ｂ群土器」のみで充填するのは適切とは言えない。今回提示した寺門遺跡の資料は、「堀田式」と「河曲Ｂ群土器」との間を埋める良好な資料ではあるが、もう少し充実した資料が必要である。土器の型式学的検討は今後も進めていく必要のある極めて重要な課題であるものの、それと平行して、実年代観も含めた再検討が常に必要である。

〔註〕

（１）拙稿「伊勢における古墳時代前期後半の土師器に関する覚書」（『研究紀要』第14号　三重県埋蔵文化財センター　2005年）

（２）三重県埋蔵文化財センター『堀田第３～５次調査』（2002年）

（３）赤塚次郎・早野浩二「松河戸・宇田様式の再編」（『研究紀要』第二号　愛知県埋蔵文化財センター　2001年）

（４）拙稿「古墳時代の土器」（『河曲の遺跡』三重県埋蔵文化財センター　2004年）

（５）拙稿「古墳時代後期の土師器から見た伊勢湾沿岸部の地域関係」（『かにかくに』八賀晋先生古稀記念論集　2004年）

（６）昭和60年度三重県教育委員会調査。内容は、三重県埋蔵文化財センター『鈴鹿市中ノ川中流域の考古資料』（研究紀要第15－２号　2006年）を参照。

（７）三重県埋蔵文化財センター『古轡通りＢ遺跡・古轡通り古墳群発掘調査報告』（2000年）

（８）三重県埋蔵文化財センター『天花寺丘陵内遺跡群発掘調査報告』Ⅵ（2005年）

（９）田辺昭三『須恵器大成』（角川書店　1981年）

(10) 筆者は、布留系甕に外型製作技法が用いられているという井上和人氏の指摘に賛同する。井上和人「「布留式」土器の再検討」（『文化財論叢』奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集　1983年）。

(11) 新名強「三重県出土の二重口縁壺について」（『研究紀要』第８号　三重県埋蔵文化財センター　1999年）、川崎志乃「伊勢型二重口縁壺の基礎的研究」（『Miehistory』vol.13　三重歴史文化研究会　2002年）など。

(12) 亀山市教育委員会『地蔵僧遺跡発掘調査報告』（1978年）、三重県埋蔵文化財センター『山城遺跡・北瀬古遺跡』（1994年）など。

三重・古墳時代の馬文化

― 続・三重県内出土の古墳時代馬具集成 ―

山　中　由紀子

1　はじめに

筆者は以前、三重県内の馬具集成の機会を与えられ、その作業を行なった（以下、「前稿」と称する）[1]。集成については県内全ての資料を集成するという目的のもと行なったものの、筆者の力量不足から全てを資料化することができず、不備もあった。また、紙数の関係もあり集成作業を受けての検討・考察を行なうことはできなかった。

これらの反省から、再度県内の不時発見等の記述を洗い出し、より正確な集成作業を行なうことを第１の目的とした。次に、遺物の所在が確認できる例で、実測図が公開されていないものについて実測を行なうことを第２の目的とする。そして、それから見えてくる三重県内出土の古墳時代馬具について検討・考察するという作業を行う。

2　集成

第１表は前稿の集成表を元にしているが、新たに発見したものについてはその後に加えて番号を与えている。前回掲載した部分のうち、欄外に※印がつけてある例については今回の調査で判明し、加筆したものである。前回掲載した実測図や詳細については必要のない限り本稿には載せていない。前稿を参照されたい。

(1) 前稿で触れた例[2]

新井水掛遺跡（４－１）　奥壁・側壁石の掘り込み痕と玄室床面の敷石のみ検出し、側壁の掘り込み痕から両袖式もしくは左片袖式横穴式石室と思われる[3]。玄室内の出土遺物は原位置を保っていない。馬具は、鞍の座金具（１）と小片１片で、いずれも鉄製である。座金具は約半分が欠損し、花弁状の突起が現状では３弁であるが、本来は６弁つくものと思われる[4]。小片は、鞍座金具の破片とするには半球部の立ち上がりがきつく、器高もあることから半球形辻金具の半球部とされているものである。筆者も実見したが、半球部から脚部へと繋がる部分にあたると思われるが、確証はもてず、とりあえずその可能性について言及するに止めたい。

太岡寺３号墳　６基の古墳群である。東名阪自動車道建設に伴い消滅した。鉄鏃など多量の鉄製品が出土しているが、馬具の出土は一部文献に触れられているのみで詳細は不明である。大岡寺古墳群出土遺物は未整理の状態で、中には一括で「第３」「第５」などと書かれたカードが入れられている箱もあった。そのため、出土遺構と遺物が混乱している可能性も捨てきれないが、その記述に基づくと、３号墳からは木芯鉄板張壺鐙の壺部吊金具と思われる金具が一対分出土している。他に、馬具の可能性がある金具が２点出土している。

河田Ｂ２号墳[5]（35－１～５）　直径12.0mの円墳で、内部主体は木棺直葬である。馬具は方形立聞素環鏡板付轡一対、鐙一対分（図化していないが、吊金具はもう１点存在する。）、鞍金具一対がある。本例の轡の特徴は捩り引手をもつ点であるが、銹による破損が著しく、捩りの基点や範囲までは観察できない。向かって右側の引手の銜金具と連結する円環部は、銜先環と連結してから曲げて環を造っている。素環部の下部、本来引手と銜が当たっていた部分の鉄棒は他の部分に比べて細い。このことから、この轡は使用されたもので、引手の円環部は補修により再度円環を造ったのではないだろうか。図化はしていないが、鞍金具は円形座金具に鋲具が取り付くものである。鐙は、三条の兵庫鎖に吊金具がつき、吊金具裏側には木質が残存する。

河田Ｂ３号墳[6]（36－１・２）　直径10.0mの円墳で、内部主体は木棺直葬である。鋲具２点（１・２）が出土している[7]。鐙の鋲具にしては鉄棒が細く、他の帯革についたものであろうか。

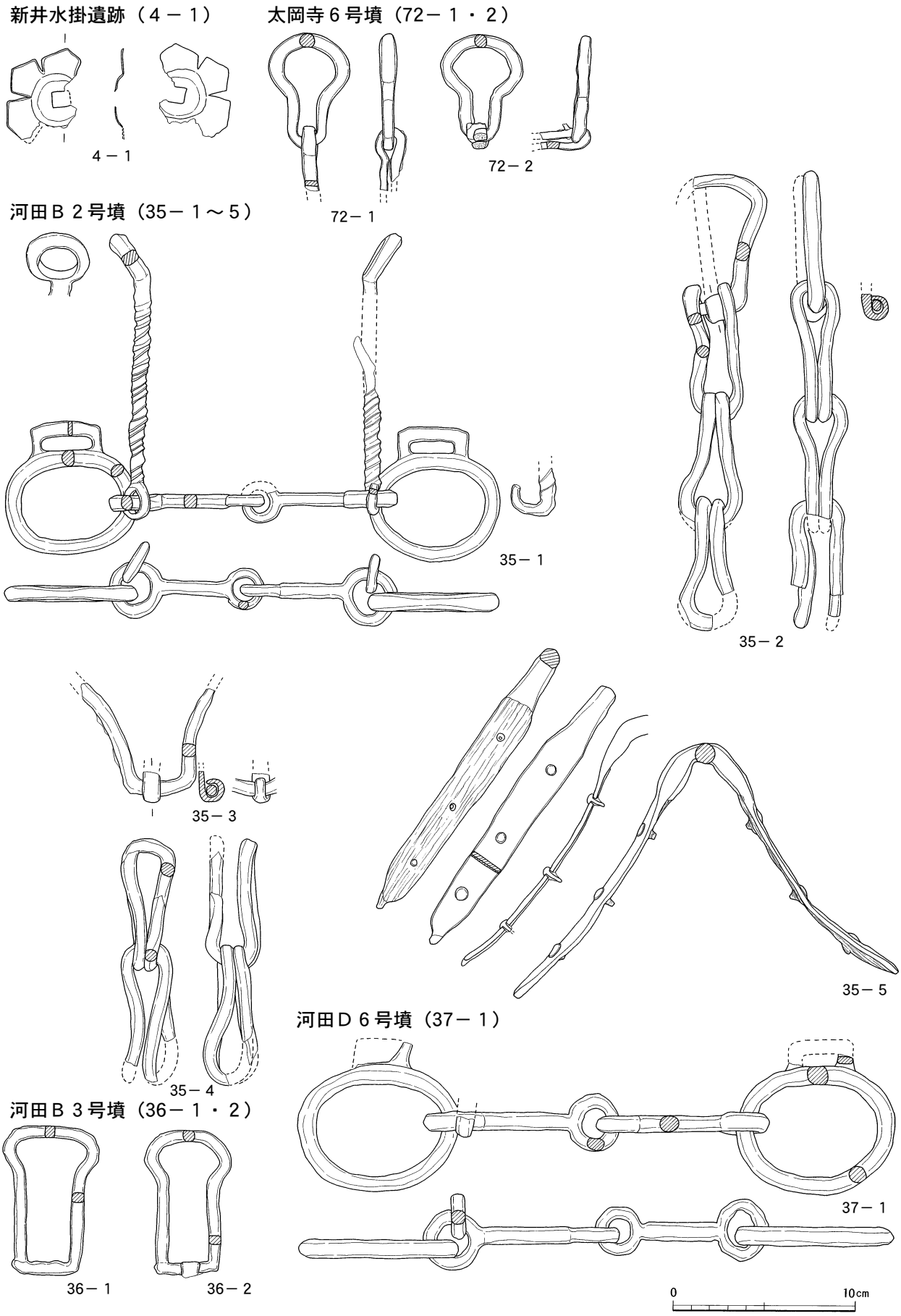

第１図　新井水掛遺跡、太岡寺６号墳、河田Ｂ２・Ｂ３・Ｄ６号墳出土馬具（Ｓ＝１：３）

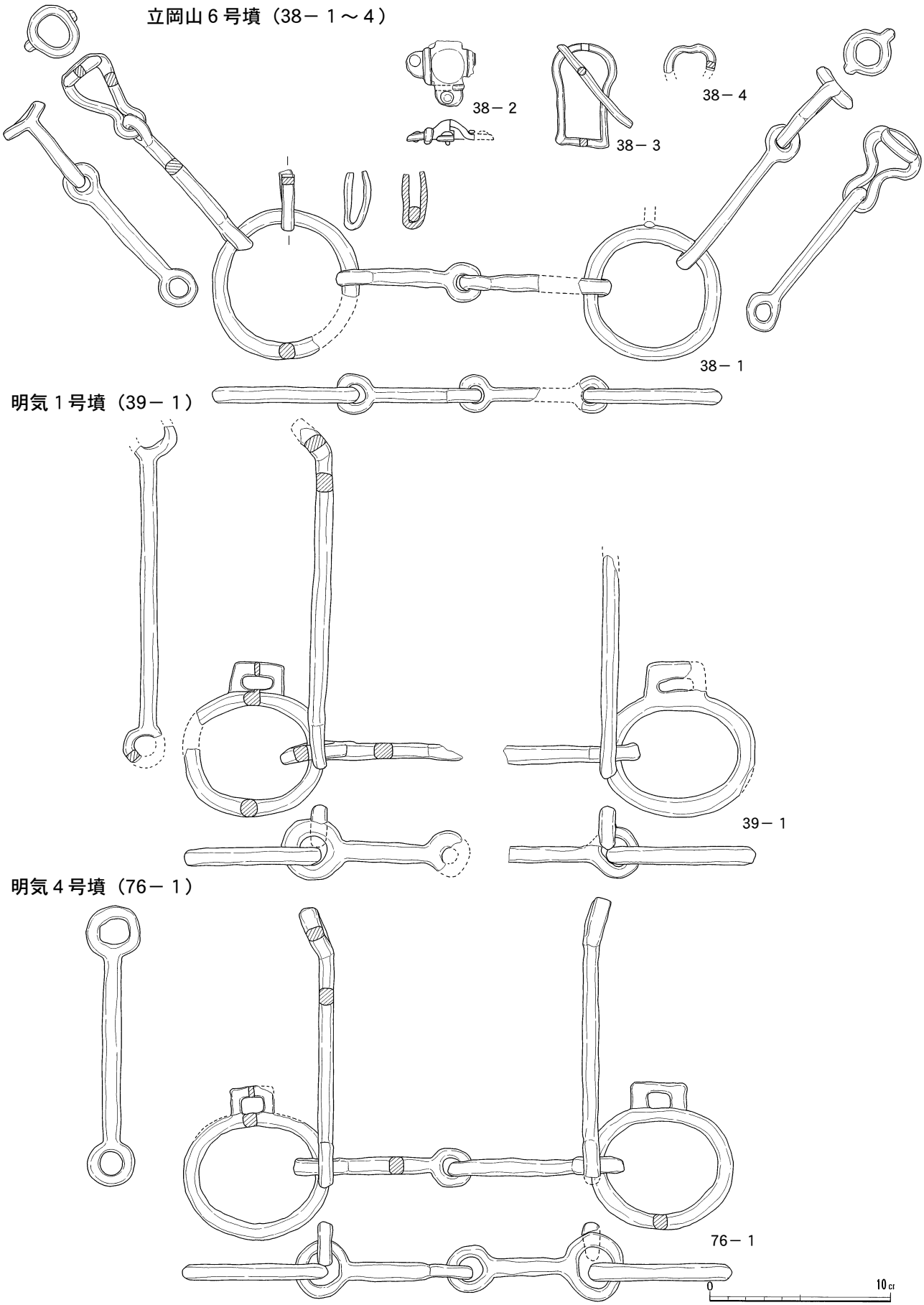

第２図　立岡山６号墳、明気１・４号墳出土馬具（Ｓ＝１：３）

石塚谷古墳（40－１～７）

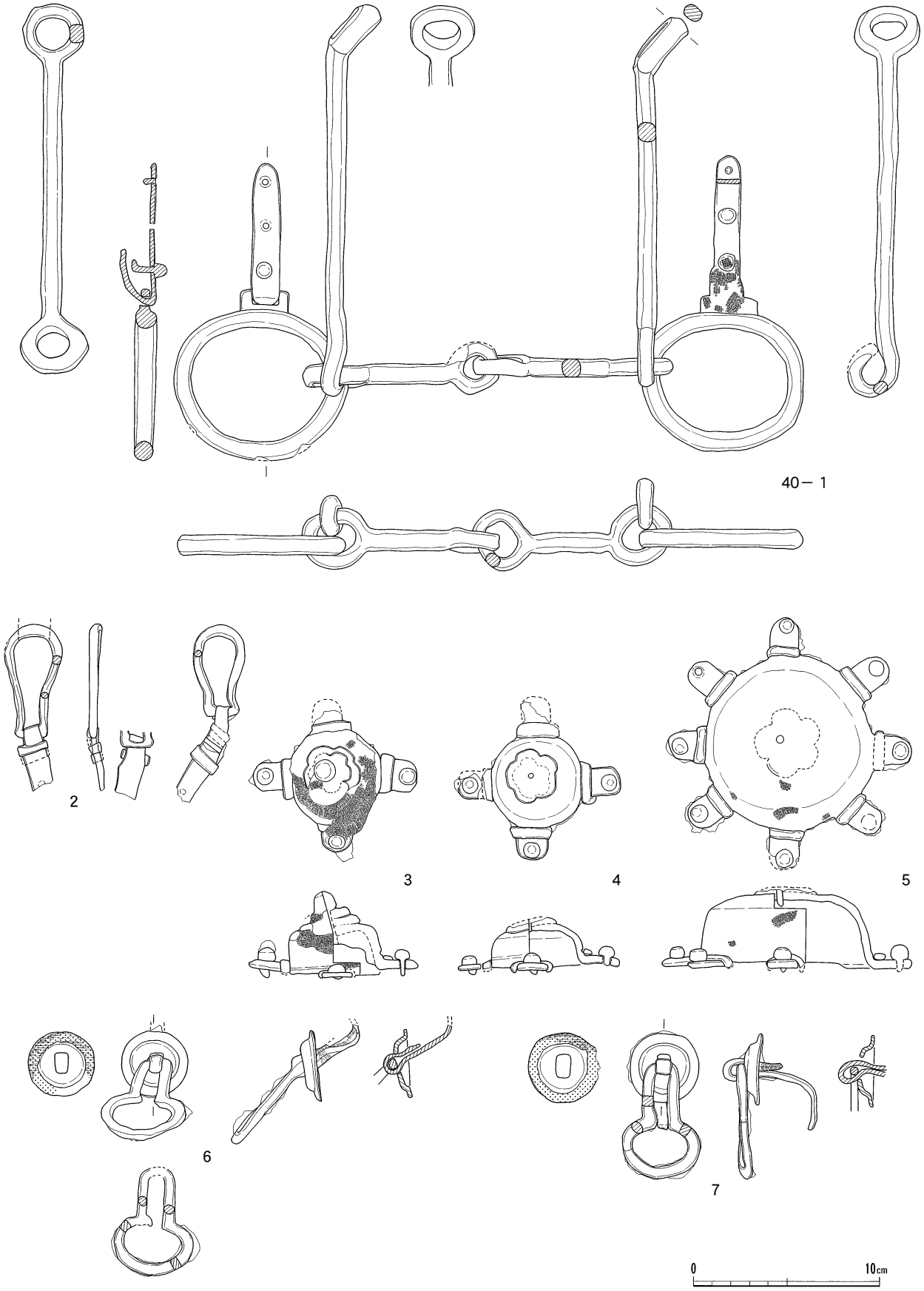

第３図　石塚谷古墳(1)出土馬具（Ｓ＝１：３）　（※アミカケは漆付着範囲）

河田Ｄ６号墳[8]（37－１）　方形立聞素環鏡板付轡（１）が出土している。引手金具は欠損しているが、銜金具と引手金具を直接連結する形式のものである。

立岡山６号墳[9]（38－１～４）　直径16.5mの円墳で、木棺直葬を内部主体に持つ。無立聞素環鏡板付轡１、半球形辻金具１、鉸具２が出土している。轡（１）はほぼ正円を呈し、円環金具を立聞とする。引手金具の先には別造りの引手壺がつくが、右側引手金具の孔の開く方向が素環側円環と引手壺側円環が直交するため、引手壺も左側とは向きが異なる。半球形辻金具（２）は鉄製で、丸形脚が２ヶ所欠損する。一条の責金具が取り付く。鉸具（３・４）は面繋を構成する部品であろう。

明気１号墳[10]（39－１）　直径19.5mの円墳で、木棺直葬を内部主体に持つ。方形立聞素環鏡板付轡（１）の立聞は幅の狭いもので、素環部鉄棒の中央につくのではなく、素環鉄棒の背面に揃えて立聞を鍛接している。

石塚谷古墳[11]（40－１～12）　木棺直葬を内部主体に持ち、銀象嵌大刀を出土したことで知られる。馬具は方形立聞素環鏡板付轡１、鉸具付舌状金具２、半球形辻金具２、半球形雲珠１、木芯鉄板張壺鐙の兵庫鎖一対分と吊金具二対分が出土している。轡（１）は鉄製であるが、立聞につく吊金具・鋲は鉄地金銅張製である。引手金具は銜金具と直接連結する。引手壺は共造り屈曲式であるが、通常、左右の引手壺の屈曲方向は対称となるが、本例では同方向に向く。右側の引手金具の銜金具側円環はもう一方の引手金具の円環と違い、あとから曲げて環状に造ったものである。

半球形辻金具（３・４）・雲珠（５）には脱落しているが半球部頂部に５弁の花形座がつき、宝珠飾で留めていたと思われる。いずれも刻み目を持たない責金具１条が脚部につき、鋲を１ヶ所ずつ打つ。辻金具は半球部・脚部等全て鉄地金銅張製であるが、雲珠は脚部・鋲・責金具とも鉄地金銅張製、半球部のみ鉄製の可能性がある。

鉸具付舌状金具（２）は、面繋の顎革と頂革もしくは頬革につき、革帯の長さを調節する用途の金具である[12]。

鞍金具は円形座金具に鉸具が取り付くもので、鞍居木に差し込む脚は良好に残存する。座金具の裏には、図の横方向の木目方向の木質と漆が付着する。

壺鐙兵庫鎖（８・９）は一対分が出土しているが、吊金具は二対分存在する。一対は幅の細いもの（９・12)、もう一対は太いもの（８・11）である。壺部に固定する鋲孔は８は両側とも５ヶ所、９では片側で５ヶ所確認できる。また、兵庫鎖は一対分しか存在しないのに吊金具は二対分あることから、吊金具のみ付替えて使用したか、もしくは、兵庫鎖の代替として革帯を使用したもう一対の木芯鉄板張壺鐙を副葬したのかもしれない。鉸具は、外枠先端に直径３㎜の孔をあけ、Ｔ字状刺金を通す。吊金具の裏側には木質が良好に残存する。

その他、轡・辻金具・雲珠には麻布と思われる繊維がべったりと付着していた。

曽祢崎３号墳（41－１～４）　前稿でも掲載したが、座金具（４）が図化されておらず、実測の上再掲した。

伊勢市神路山出土　元皇學館大学教授の井上頼文教授所蔵遺物の中にある。これらは、大手前女子学園（現大手前学園）に寄贈されたが、井上教授が同学園を退職した際に引き上げたらしく、現在の所在は不明である[13]。

八代神社蔵（48－１）　八代神社は鳥羽市神島にある。1976～1977年に資料調査が実施され、最近その実測図が公開された[14]。この轡は、８世紀代に入るかという鑣轡で、鋳造銅製である。

(2) 新たに判明した例

大岡寺５号墳　詳細は３号墳と同様である。馬具かどうか不確かであるが半球形雲珠もしくは辻金具脚状の金具がある。爪形の平面形を持ち、１ないし３鋲を打つようである。通常の半球形雲珠・辻金具の脚は一定の厚さであるが、本例は断面形は台形状を呈し、半球部に接する部分が厚い。

大岡寺６号墳（72－１・２）　詳細は３号墳と同様である。鞍金具に座金具はないが本来存在した可能性がある。

正知浦２号墳（73－１～６）　亀山市椿世町に所在する古墳群で、国道１号亀山バイパス建設に伴う調査で１・２

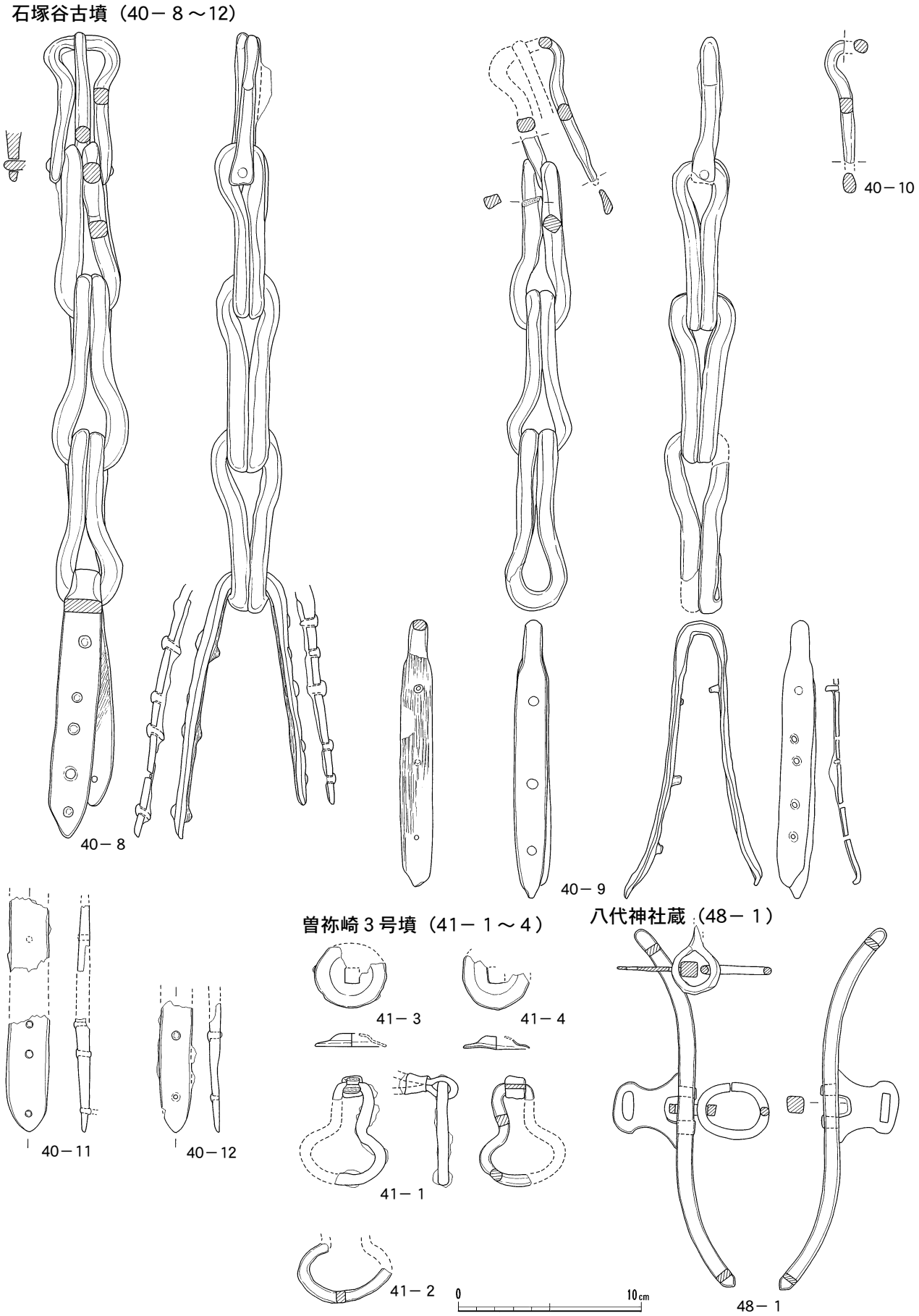

第４図　石塚谷古墳(2)、曽祢崎３号墳、八代神社蔵　馬具（S＝１：３）

正知浦２号墳（73－１～６）

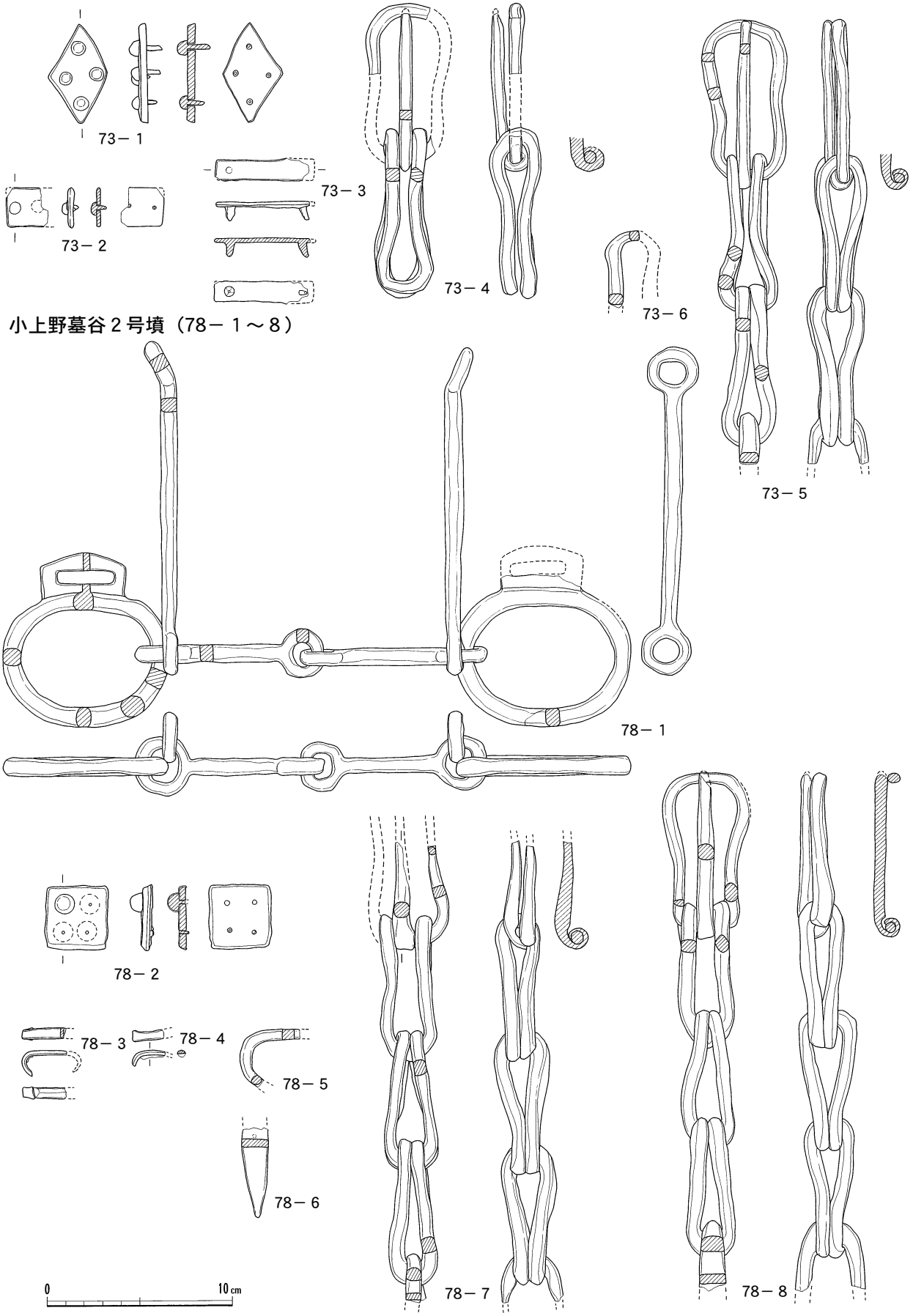

小上野墓谷２号墳（78－１～８）

第５図　正知浦２号墳、小上野墓谷２号墳出土馬具（Ｓ＝１：３）

号墳が調査された。馬具が出土した２号墳は直径25m程の円墳で、左片袖式横穴式石室を内部主体に持つ。石室内は撹乱を受けているが、馬具は玄室中央の土器集中出土地点から出土した。馬具には、菱形飾金具（１）・方形飾金具（２）・長方形金具（３）・木芯鉄板張壺鐙（４～６）がある。菱形飾金具・方形飾金具・長方形金具いずれも鉄製である。長方形金具は四日市市御池５号墳出土の長方形金具と類似するもので、馬具とすればどこにつくものかは不明である。木芯鉄板張壺鐙は兵庫鎖と鉸具、吊金具の一部が残存するのみであるが、全容の知れる５から、二連の兵庫鎖を持つ形式である。通常は三連であるが、本例の兵庫鎖は他例の鎖が一単位８㎝未満であるのに比して8.6～9.2㎝と長い。鉸具は、外枠を造り、それに棒状刺金を巻きつける形式である。

「字三月田ニ於ケル古墳」[15]　武器馬具仏像等出土とされるものである。これについて「右仏像ヲ持帰リテ安楽寺ニテ三日間開帳セリ。其時村中大ニ疫病流行スルニヨリ此祟リトシテ元ノ処ニ還シ埋メシと云フ。（後略）」とある。馬具についての詳細については触れられておらず、出土が事実だとしても仏像と同様に埋め戻されたのであろう。

明気４号墳（76－１）　前掲の明気２号墳と同年度に調査されたものである。４号墳は長径30.0m×短径24.0mの楕円形の墳丘をもち、木棺直葬である。馬具は、方形立聞素環鏡板付轡（１）が出土した。この轡は、１号墳の轡と同様、比較的幅の狭い立聞をもち、素環部の中央につくのではなく、素環鉄棒の背面に合わせて立聞を鍛接しているようである。引手壺は共造り屈曲式のものであるが、比較的屈曲の角度が浅い。

塚山３号墳[16]　出土記録があるのみで詳細は不明である。

「笠松山発掘品」　明治30年に高等師範学校教授兼帝国博物館御用掛三宅米吉・帝国博物館技手黒川真道が度会郡宇治山田町尾上町西村竜太郎方で、「笠松山発掘品」を見たとされる。鉄製品の中に轡があったようである[17]。

小上野墓谷２号墳（78－１～８）　昭和60年度に農道整備事業に伴い発掘調査が行なわれ、直径15m程の円墳１基が調査された。左片袖式横穴式石室を内部主体に持ち馬具は石室床面より出土した。馬具は、方形立聞素環鏡板付轡（１）と鉄地金銅張方形飾金具（２）・責金具（３・４）・鉸具片（５）・木芯鉄板張壺鐙（６～８）である。轡立聞は平面形が山形を呈する。断面形で見ると、素環鉄棒の中央からやや後部分に鍛接される。銜金具と引手金具は直接連結するもので、引手壺は共造り屈曲式である。素環部は、使用のためか下半部の鉄棒が痩せて細くなっている。鉄地金銅張方形飾金具は裏側に金銅板の折り返しが良好に確認できる。鋲も鉄地金銅張である。この飾金具は責金具（３・４）と組み合い、辻金具となる可能性がある。７・８は三連の兵庫鎖に鉸具がつく。鉸具は外枠を造り、棒状刺金を巻きつける形式である。６は鐙吊金具の先端部であろう。

高猿古墳群　明治年間には「金具残片　轡の如きもの若干」、大正元年には、「轡鏡板と杏葉とは鐵地に金銅を張つたものではなくて、鐵に銅を張つて金箔を押したもので、（以下略）」が出土したとされる[18]。後者は、帝室博物館（東京国立博物館）に提出されたが、鏡以外は地元に返還され、主に三重県師範学校に保管されたと言われる[19]。

長田古墳群　伊賀市長田・三軒家に所在したとされる古墳群である。弁天池の中島（弁天祠が祀られている）において、昭和39年８月に百中魅氏が円頭大刀把頭、鉄製馬具、土師器片・須恵器片を採取した[20]。

長屋八ツ塚古墳群　名張市長屋（現赤目町相楽）に存在した古墳６基を、昭和30年に畑地とするため開墾した際、轡の他に「須恵器鈴台小壺、土師器手付き盌、蓋坏・蛤貝、鉄刀、鉄鏃、小刀（破片）」が出土したとされる[21]。

３　検討

(1) 編年

前稿では、それぞれの例について年代を記していなかった。本稿では三重県内出土古墳時代馬具について、大まかな編年作業を試みる。

埴輪等は埋葬にあたって製作され、製作年代と副葬年代との差がさほどない「葬具」であるが、馬具は被葬者の

生前の品が埋葬時に葬具となるという側面があり、共伴する葬具との年代差が各古墳で同一とは限らない。そのため、本稿では馬具自体の各部位の変化に重点を置いて並べている[22]。

①　轡・板状鏡板付轡

県内で複数見られる形式のｆ字形鏡板付轡と楕円形鏡板付轡について特に取り上げて見ていく。

ｆ字形鏡板付轡　６例出土している中、詳細の知れるものは４例である。大里西沖遺跡例は鉄製であるが、ｆ字形鏡板付轡では県内で最古例である。残り３例は、まず文様板の形状から見ると、井田川茶臼山古墳例（11－20・21）の文様板の中央円形部と縁金部との間に陸橋が現われる形態のものであるから、ｆ字形鏡板でも後出で、キラ土古墳例より新しいといえる。しかし、薬師谷14号墳例（25－１・２）と比較するとその陸橋の形は薬師谷14号例のほうが明確であること、また、縁金具の鋲数が薬師谷14号例の方が多く密に打つことから３例での前後関係は、キラ土→井田川茶臼山→薬師谷14号となる。キラ土と井田川茶臼山の間はもう１型式あっても良いが、井田川茶臼山と薬師谷14号の間はほとんどないと考えられる。

楕円形鏡板付轡　県内では井田川茶臼山古墳例、小山Ａ－１号墳例、丸尾山古墳例の３例のみである。ここでは、銜金具を鏡板に連結する部分に注目する。小山Ａ－１号例は連結部表側に半球形覆金具を被せ、連結部が外側から見えないような工夫を施している。これは装飾性重視の工夫であり、他府県の例も見るとおおよそTK43型式段階から始まるようである。後の２例の差異は銜連結孔縁金部の鋲の有無である。井田川茶臼山例は鋲は打たないが、丸尾山例は密に鋲を打つ。鋲は時代が新しくなるにつれ密に打つ傾向があることから、井田川茶臼山→丸尾山→小山Ａ－１号となる。

②　轡・連結方法

鏡板の外側で連結していたのを内側で連結するようになるのがＴＫ10型式併行期、井田川茶臼山古墳例からである。外側連結では、大里西沖遺跡とキラ土古墳例は銜先環と遊環を孔の開く方向を直交にして共造りにする。その連結方法からキラ土古墳例はＭＴ15型式併行期から若干遡る可能性があるが、鏡板のｆ字形の形状から、大里西沖遺跡例とキラ土古墳例の間にはもう一型式あると考えられ、キラ土古墳をＭＴ15型式併行期まで下げた。

また、銜先に取り付けた軸を鏡板裏から刺しこみ可動性を持たせ、鏡板内側で引手金具を連結するのはＴＫ43型式で、県内では富岡前山古墳例のみである。

引手金具と銜金具を遊環を介して連結する方法は、キラ土古墳のような共造り遊環の例を除いては県内ではない。

③　轡・その他

鏡板を面繋に連結する吊金具は、別造り板状吊金具を用いるのはＴＫ43型式段階までである。それ以降になると、鏡板と一体に造る形式となり、県内では山添３号墳・富岡前山古墳がある。これについては、杏葉でも同様である。

素環鏡板付轡に見られる方形立聞は幅広のものが幅の狭いものよりも先行するようである。また、立聞を鉸具に造るものは、ＴＫ209～ＴＫ217型式併行期に見られる。

捩り引手は県内では富岡前山古墳と河田Ｂ２号墳の２例のみであるが、ＴＫ43型式段階に現れる。

轡全体としては、内湾楕円形鏡板はＭＴ15～ＴＫ10型式段階のみに見られ、これらは全て別造りの引手壺を持つ。また、三重県内において素環が盛行するのはＴＫ43型式併行期からである。

④　雲珠・辻金具

初現期は環状雲珠・辻金具、十字形辻金具のみであるが、ＴＫ10型式併行期から半球形雲珠・辻金具が現れる。半球形雲珠・辻金具は半球部の高いものと低いものに分かれるが、その盛行・変遷にはさほど特徴は見られない。

⑤　鐙

県内例ではＴＫ43～ＴＫ209に集中する。井田川茶臼山古墳例の木芯鉄板張壺鐙は、壺部の形状が球形になる

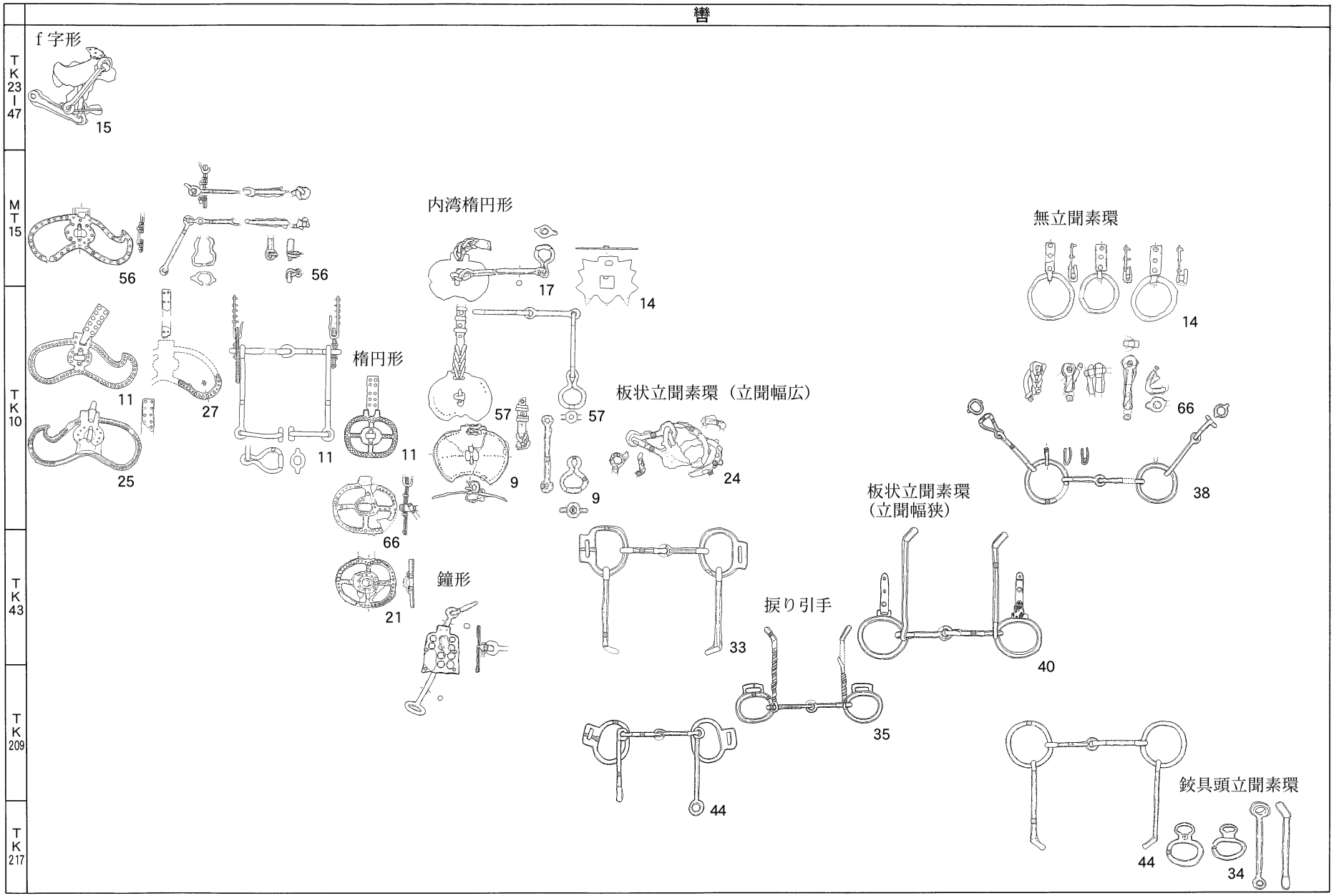
轡
TK23-47
MT15
TK10
TK43
TK209
TK217
f 字形
15
56
56
11
27
25
11
11
楕円形
66
21
鐘形
内湾楕円形
17
14
57
57
9
9
板状立聞素環（立聞幅広）
24
33
44
振り引手
35
板状立聞素環
（立聞幅狭）
40
無立聞素環
14
66
38
鉸具頭立聞素環
44
34

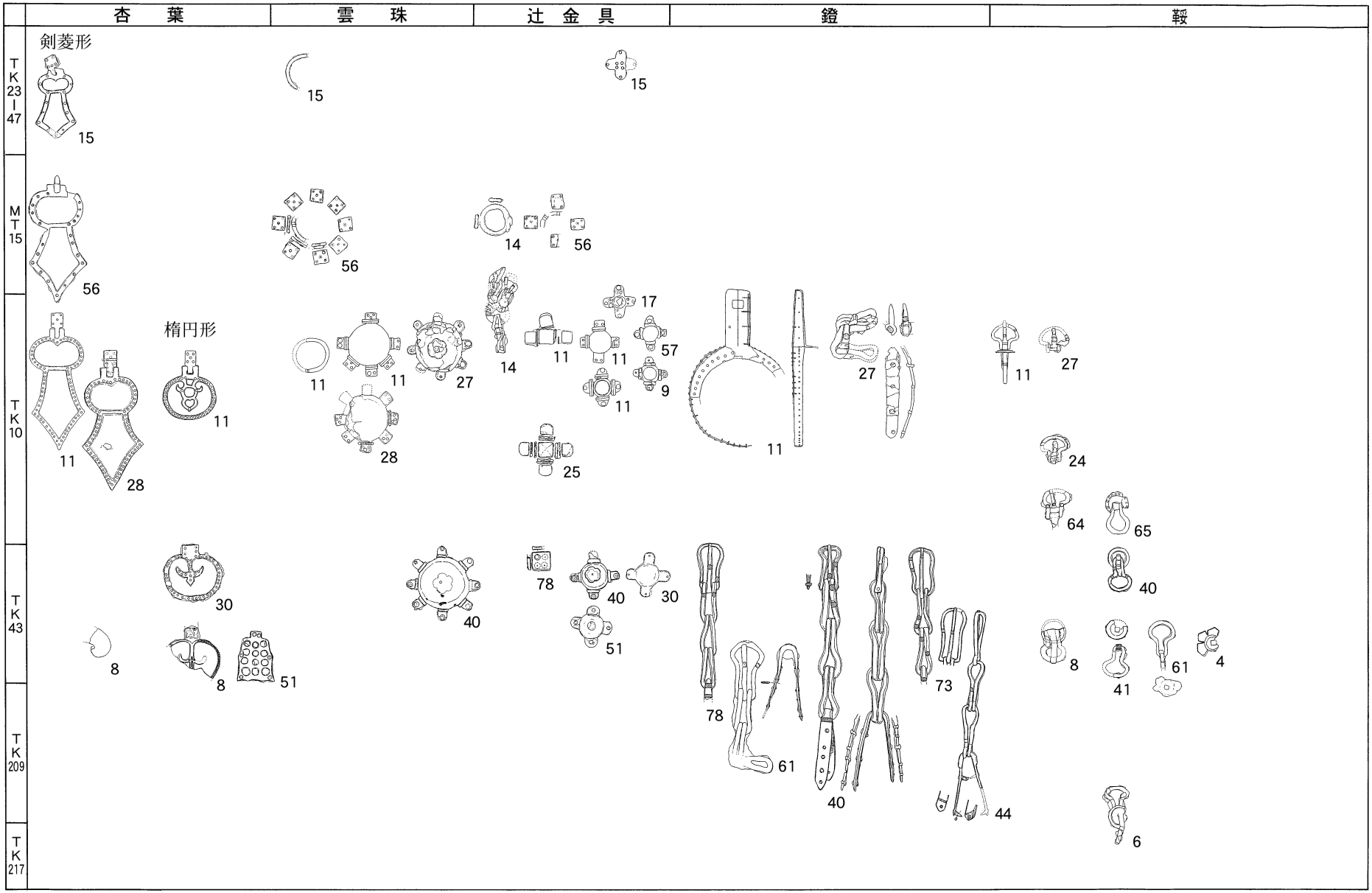

第６図　三重県内出土馬具編年（Ｓ＝1：10、番号は第１表遺跡番号に対応）

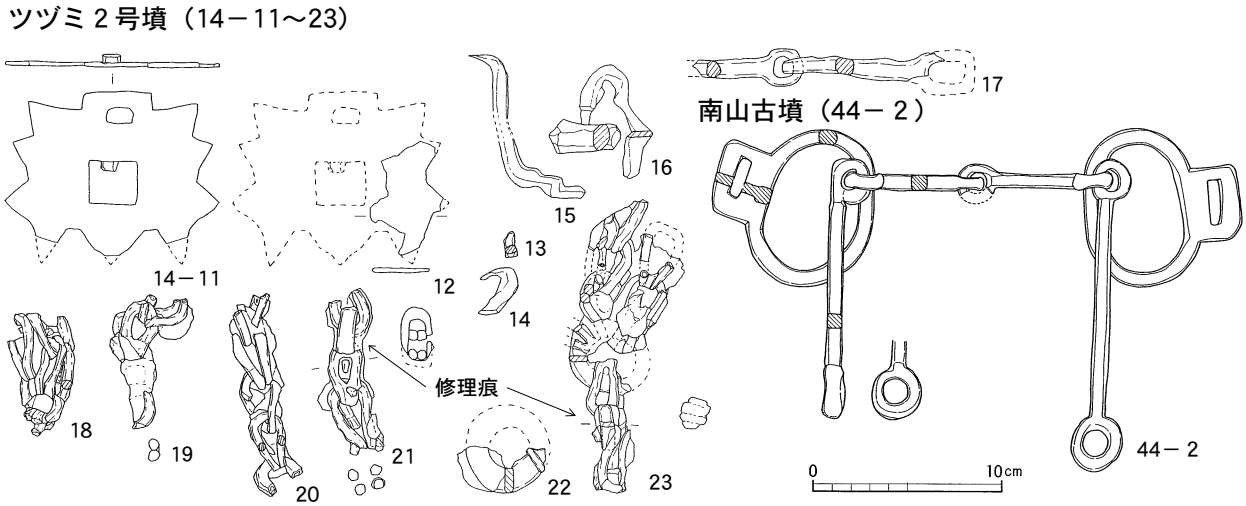

第７図　修理痕の見られる馬具（Ｓ＝１：４）

のに対し、ＴＫ43型式以降に盛行する壺鐙は円錐形を呈する。その後半の鐙の細部について見ていくと、兵庫鎖鉸具は、石塚谷古墳例では逆U字型の枠にＴ字型の刺金を噛ますが、他は枠を一体で造り、棒状刺金をその枠に巻き付けている点に違いがある。他、兵庫鎖は大半が３条であるが、一部２条のものもある。時期的な差異はない。

⑥　鞍（鞍金具）

鞍金具は、西野５号墳と天理参考館所蔵の鞍金具以外は、鞍金具のみである。その鞍金具を見ていくと、ＴＫ10型式段階、井田川茶臼山古墳例・西野５号墳例において刺金を持ち、鉸具の平面形が三角形を呈するものが先行し、ＴＫ10型式後半から刺金を持たず、鉸具の平面形が瓢箪形の鞍金具が出現、それ以降の主体となる。鞍座金具は、円形が大半であるが、勝地大坪２号墳例や新井水掛遺跡例のように花弁状の突起を持つものもある。

(2) 使用痕・修理痕を持つ馬具

古墳から出土する馬具は、それが被葬者の生前使用したものであったのか、入手し実際はほとんど使用することなく副葬したのか、もしくは埴輪等と同様、埋葬にあたって用意された葬具であるのか。それを考える一つの手段として馬具自体の使用痕・修理痕がある[29]。県内例では、ツヅミ２号墳環状辻金具、南山古墳轡、石塚谷古墳轡・鐙、加和良１号墳轡、鎌切３号墳轡、河田Ｂ２号墳轡、小上野墓谷２号墳轡が見られる。

①　使用痕

使用痕のみが見られるのは、加和良１号墳轡、鎌切３号墳轡、河田Ｂ２号墳轡、小上野墓谷２号墳轡である。加和良１号墳の銜先輪が連結する連結軸は、鏡板に固定された付近は残存するものの中央付近に向かい擦り切れたような状況で細くなり欠損している。また、鏡板にある孔は、８の字が横を向いたような形状を呈する。もともとからこのような形状をしていたと考えるよりも、使用により銜先環が鏡板と擦り、鏡板が磨り減ったものと思われる。鎌切３号墳に付いても同様で、鏡板の孔がやや８の字が横を向いたような形状を呈する。

河田Ｂ２号墳・小上野墓谷２号墳の素環鏡板付轡は、素環の下部の鉄棒が他の箇所に比べて細くなっている。これは、実際馬に装着した際、銜金具・引手金具が当たる部分であり、使用により磨耗し、鉄棒がやせたことを表していると思われる。実見できなかった轡の中には、そのような例があるのではないだろうか。

②　修理痕

修理痕がみられるのは、ツヅミ２号墳辻金具、南山古墳轡、石塚谷古墳轡・鐙の４例である。ツヅミ２号墳は、鏡板にとりつく吊金具と、環状辻金具に取り付く革帯が兵庫鎖で、おそらく面繋の革帯の大半が兵庫鎖となるものである。この兵庫鎖の途中で環状金具が見られる部分が２ヶ所ある。これは、破損した兵庫鎖をつなぐための円環

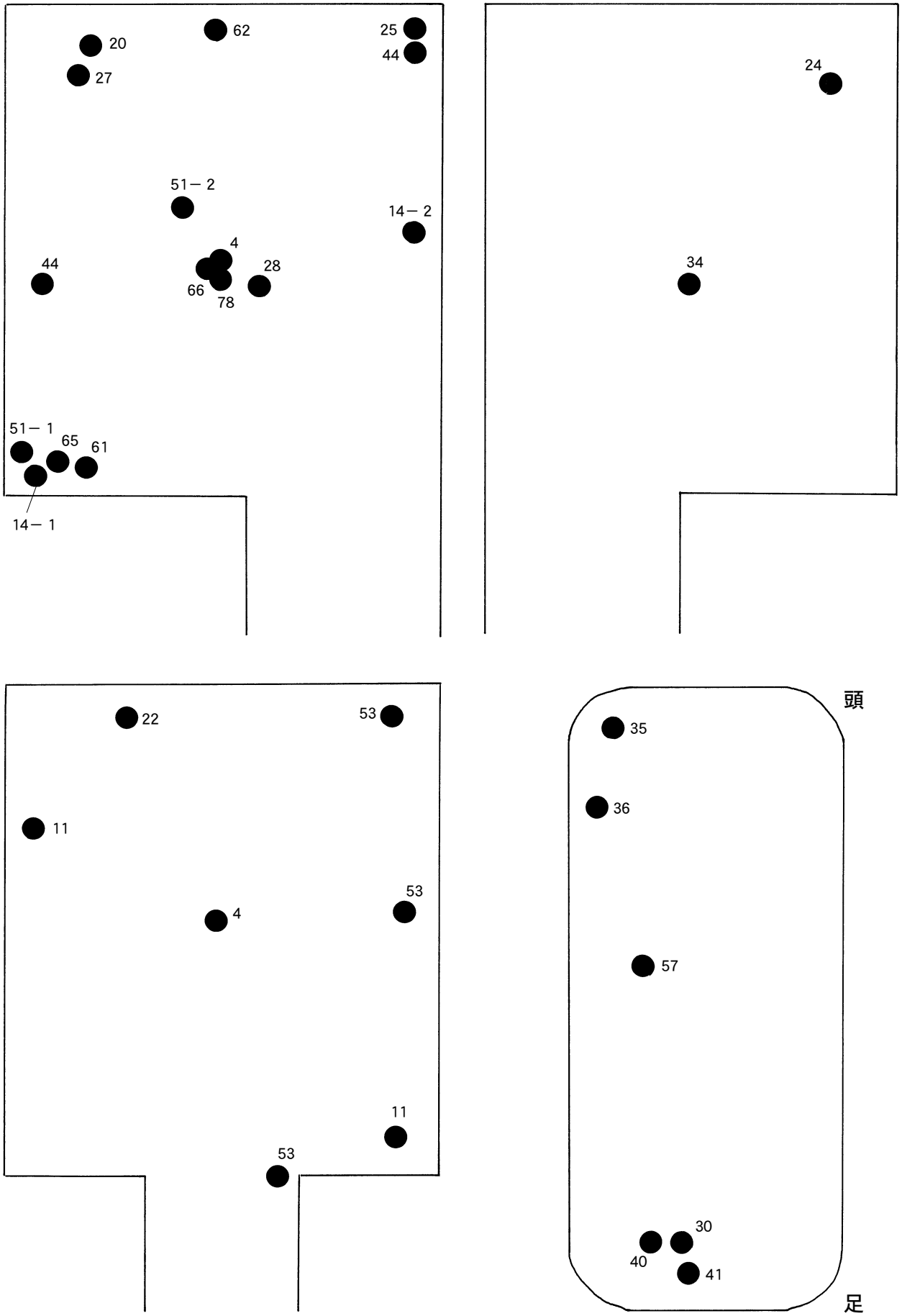

第８図　三重県内出土馬具副葬位置模式図

で、修理して使用し続けたことを表している。南山古墳轡は引手の長さが異なっており、銜と連結される円環部が鉄棒を伸ばして再度環状に曲げて造られている。これについても、使用により最も摩擦により破損しやすい銜と引手の連結部の引手円環部が破損し、再度環状に作り直したのであろう。石塚谷古墳は、轡と鐙に修理痕が見られる。轡は、南山古墳と同様引手の銜と連結する部分の円環が再度環状に曲げて造られている。この轡に特徴的なのが、その修理の際、本来はもう一方の引手と対称になるはずである共造り引手壺の屈曲方向が、同方向につけられてしまっていることである。鐙は、前述したように少なくとも２セット副葬されている。吊金具の幅が細いタイプと太いタイプの２種類であるが、どちらも通有のものと違い鋲の数が多い。本来は３鋲、左右対称の位置に打たれているが、40－９では、吊金具を恐らく再度伸ばして鋲の位置が対象になるように兵庫鎖に取り付ける部分をずらしている。鋲孔は40－８は両側とも５ヶ所、40－９では片側で５ヶ所確認できるが、鋲の脱落した孔は裏に木質が覆い、脚は貫通しておらず鋲の間隔は一定でない。先端の鋲の位置も端過ぎて強度に疑問があり、破損したものを再度別の位置に鋲を打ち直したものと思われる。

(3) 副葬位置

筆者は以前、古墳時代の馬具について横穴式石室内の出土状況を検討したことがある[24]。横穴式石室出土の馬具は、棺内に入ることはないが属人性を持ち、階層性も有することが明らかになった。また、鉄鏃や土器等と同じように横穴式石室を家に見立てて、ある一定の場所（馬具では袖部）に副葬する特徴もある。ここでは、県内出土馬具を横穴式石室・木棺直葬ごとに検討を行う。詳細の知れるものは横穴式石室で26例[25]、木棺直葬では６例である。

①　横穴式石室

横穴式石室では、26例中、追葬による片付けや盗掘等の撹乱を受けていないと思われるのは15例である。ただ今回は、撹乱の可能性のある例も全て石室の形態別に出土位置をドットで落とした。

この中で、埋葬の頭部方向が分かるものについて見ると基本的に棺に添わせ、足側に副葬する例が多い[26]。また、前回の検討と同様袖部に置かれる例が多い。

②　木棺直葬

木棺直葬では、鏡や玉類、武器武具類は棺内に入れて被葬者に添わせ、盾等は棺外の木棺横に置いて副葬される。前者は、被葬者の持ち物としての副葬と鏡や武器武具類は僻邪の意味を持たせた副葬の２つの意義付けがなされ、後者は鏡と同様僻邪の役割をなしている。詳細の分かる県内木棺直葬出土の馬具は６例と少数である。石塚谷古墳例は被葬者足側に床面から浮いた状態で出土したことから棺上に置いたものと思われる。曽祢崎３号墳は足側の粘土塊外側、副葬品埋納部から出土した。奥小波田１号墳は棺中央部から出土しているが、棺底から高い位置で出土していることから棺上に副葬されたのであろう。これらはいずれも被葬者とは別の空間に副葬されているが、山添２号墳例のみは足側の棺を区切る粘土塊の内側から須恵器群と共伴しており、棺内に副葬されたものと思われる。

検討例が少ないが、横穴式石室の場合と同様、木棺直葬においても棺外に副葬される傾向があるようである。土器や農工具類のように棺小口に別に空間を設けて副葬したり、また棺外でも被葬者上に置かれる。前者は、横穴式石室で袖部に馬具を副葬する例と同じであり、後者はあくまでも属人性を有した副葬と言える。しかし、盾や鏡等のように辟邪の意味合いを持たせるものでもないようである。ちなみに、石塚谷古墳出土例は、轡・雲珠・辻金具等に麻と思われる布が付着しており、副葬する際には袋に入れたものと思われる。

(4) 保有形態

馬具は、面繋、胸繋[27]、尻繋、鞍、鐙に伴う馬具を副葬するものもあれば、ごく一部のみ副葬する場合がある。言うまでもないが、馬具は金属部のみで構成されるのではなく、木質部・皮革部・布部・金属部で構成されるものである。よって、木質部・皮革部・布部のような有機質部分は腐蝕により残されることはほとんどなく、残存する

金属部分から馬具の全体像を想像するしかないのである。鞍・鐙等は六大Ａ遺跡例にあるように、木質部分のみでも十分成り立つことから、古墳等から鞍・鐙が出土しないからといってそれらが副葬されていないと言うことはできない。このような点を考慮しても、馬具の一部のみを副葬する例がある。これは、どう考えればいいであろうか。

一部のみ副葬・面繋のみ　これについては、16例と多い。面繋を構成する馬具さえ揃っていれば、乗馬は可能といえるからである。その詳細を見ると、鉄製内湾楕円形鏡板付轡のセット、素環鏡板付轡がほとんどであるが、薬師谷14号墳・塚山古墳群・丸尾山古墳例は鉄地金銅張鏡板付轡のセットである。塚山古墳群は伝世品であり、丸尾山古墳は細片となっているので他に馬具がある可能性がある。撹乱のないのは薬師谷14号墳例のみである。薬師谷14号墳からは、鉄地金銅張ｆ字形鏡板付轡と組合式辻金具、鉸具が出土している。

一部のみ副葬・尻繋のみ　尻繋を構成する馬具は雲珠・杏葉等で、県内では天保１号墳例のみである。天保１号墳は全体的に撹乱を受けているが、剣菱形杏葉３、半球形雲珠１、杏仁形鋲等が玄室中央からまとまって出土している。面繋馬具も副葬されていたとしても、破片がなく、その可能性は低いと考える。

一部のみ副葬・鞍のみ　鞍を構成する馬具は、前輪・後輪・鞍金具である。御池５号墳、薬師谷７号墳、曽祢崎３号墳、上山９号墳がある。いずれも、盗掘等の影響の可能性があるのでここでは検討対象から除外する。ただし薬師谷７号墳は、石室内から鞍金具が、周溝から供献土器と共に素環鏡板付轡が出土しており、本来セット関係にあった馬具を分けて副葬・供献したと言えるかもしれない。

フルセットの副葬　ここでいう「フルセット」とは、面繋、尻繋、鞍、鐙等が見られる例について判断している。県内の例では、井田川茶臼山古墳と西野５号墳がそれにあたる。ただ、石塚谷古墳は杏葉は出土していないが雲珠があるため、尻繋部が副葬されたと言えることからフルセットの副葬と考える。富岡前山古墳も盗掘を受けているが、鞍部以外は揃っているため、当初からフルセットであったと思われる。

井田川茶臼山古墳には大きく分けて２セットの馬具が副葬されているが、そのうち報告書で言うところのⅤ・Ⅵ群の馬具は面繋の馬具（ｆ字形鏡板付轡と辻金具類）、鞍に伴う鞍金具、木芯鉄板張壺鐙、尻繋の馬具（剣菱形杏葉と環状雲珠、辻金具）、また胸繋に取り付けたであろう馬鈴１がある。その時期はTK10型式併行期の所産である。

西野５号墳では直径20.0mの円墳と思われる古墳で両袖式横穴式石室を内部主体に持つ。石室内は撹乱を受けているが馬具は奥壁の方から出土している。出土馬具[28]は細片が多いが、轡類（１～３）、辻金具類（４～７）、杏葉類（８～10）、半球形雲珠（11）、鐙類（12～19）、鞍金具類（23～30）、鉸具片（20～22）である。２はｆ字形鏡板縁金具片、１は銜あるいは引手金具片である。８～10は剣菱形杏葉である。報告書でも指摘されているように、９の縁金具から楕円形、剣菱形、心葉形、鐘形の可能性があるが、報告書ではとりあえず楕円形として復元されている。時期的なものや他例から見てｆ字形鏡板と組み合う杏葉としては、楕円形、剣菱形があるが、楕円形は例は少ない。そのため、10が剣菱部であるとここでは判断した[29]。

石塚谷古墳は、素環鏡板付轡、鉸具付舌状金具、半球形雲珠、半球形辻金具、鞍金具、鐙が出土している。

(5) 鈴鹿川と雲出川－伊勢野氏の検討をヒントに－

伊勢野氏は、県内出土馬具を集成された際、伊勢地域における鈴鹿川と雲出川の優位性について述べている[30]。10年以上前の指摘であるが、これは現在も色褪せることない明確な指摘である。この点を、前項で見た馬具の保有状況を元に再検討してみたい。

①　フルセット馬具の保有

伊勢野氏は、井田川茶臼山古墳に見られる２セットの馬具の副葬と西野５号墳のフルセット馬具の副葬から、立地する鈴鹿川と雲出川の優位性について触れた。両例とも検討したようにほぼ同時期と言っていい段階の馬具である。それぞれ、冠片や筒金具など金銅製飾金具を持つこと等から、当該時期における両河川の盟主的な古墳である

と考えられ、フルセットの馬具を入手し得る地位にあったと言えるのではないか。

② 天保１号墳・薬師谷14号墳と井田川茶臼山古墳

雲出川流域出土馬具について、若干の検討を加えたい。雲出川流域でも右岸は古墳群の集中地域ということもあり、馬具出土遺跡が比較的集中する。その中でも、フルセット馬具を保有する西野５号墳については既に見たが、その他天保１号墳と薬師谷14号墳に注目してみたい。

天保１号墳は、松阪市嬉野島田町に位置する古墳である。近畿自動車道建設に伴って発掘調査が行なわれた、９基の古墳群である。１号墳は直径約15.0mの円墳で、左片袖式横穴式石室を内部主体に持つ。馬具は、剣菱形杏葉

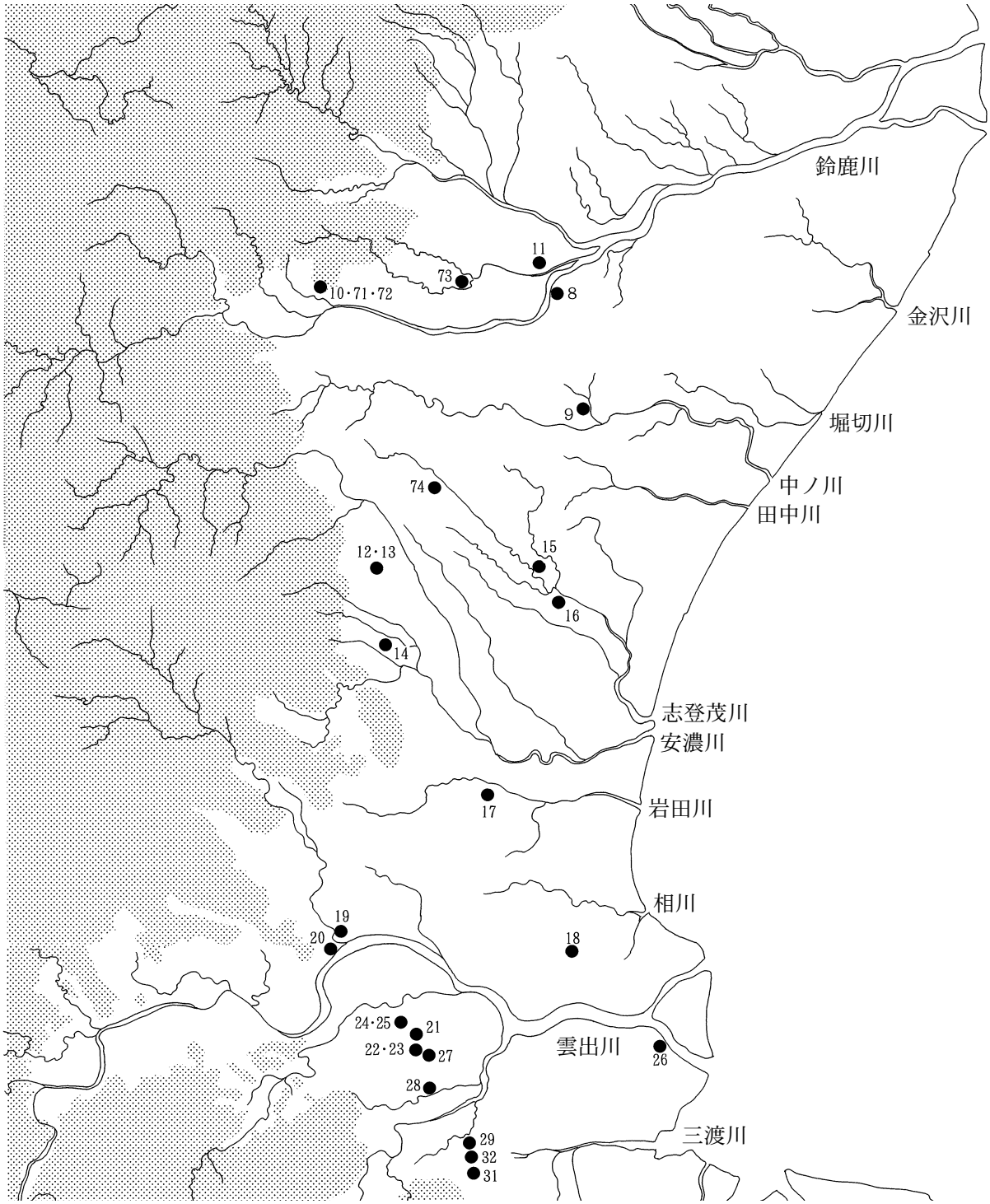

第９図　三重北中勢地区馬具出土遺跡分布図（１：200,000）

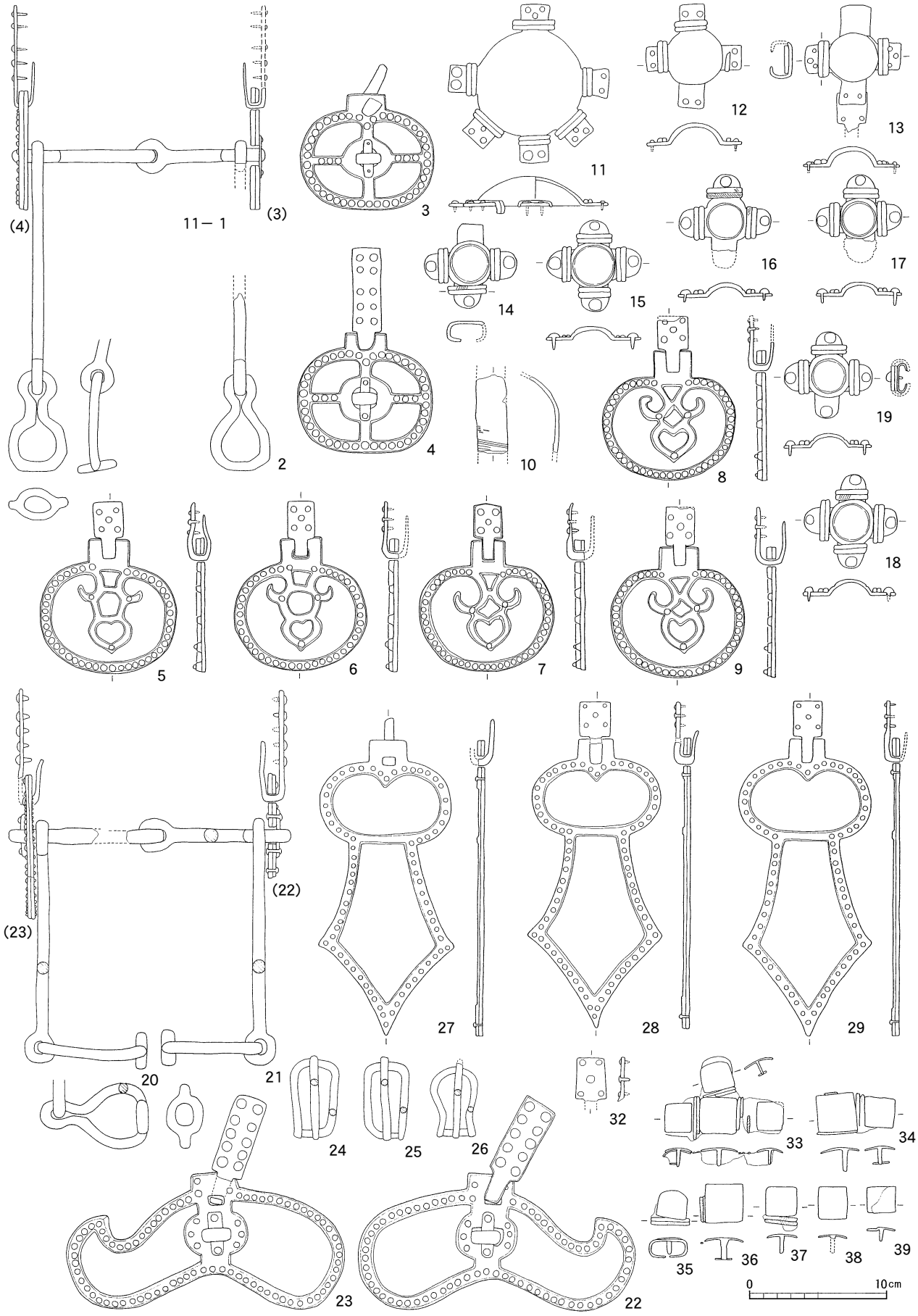

第10図　井田川茶臼山古墳出土馬具(1)（S＝1：4）

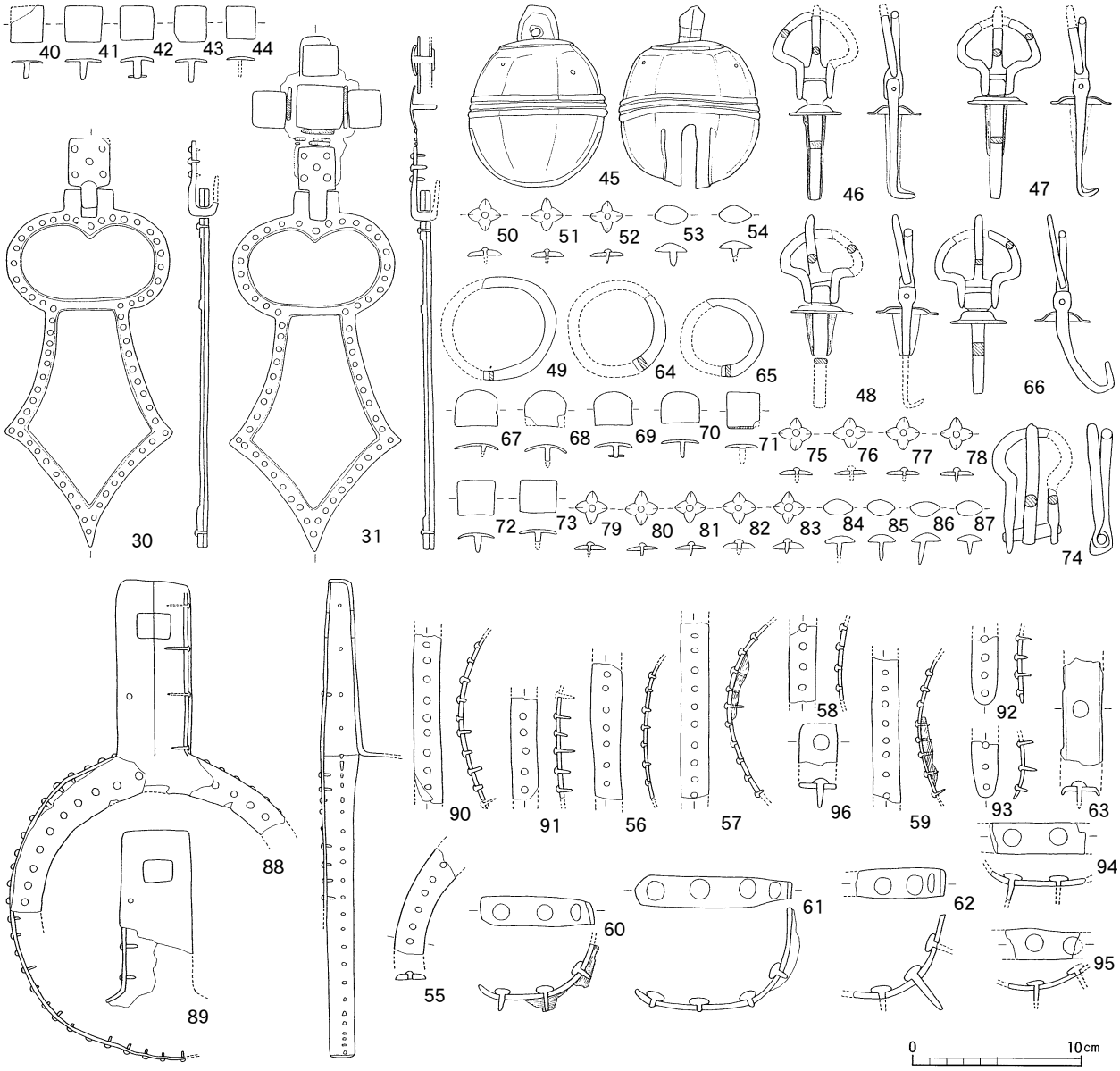

第11図　井田川茶臼山古墳出土馬具(2)（S＝1：4）

3（1～4）、半球形辻金具？（6）、半球形雲珠1（5）、辻金具もしくは雲珠責金具（7～10）、鉸具5片（11～15）、留金具2（16・17）、杏仁形飾鋲10（18～27）である。剣菱形杏葉の楕円部の縁金具は心葉形を呈し、下部との境には陸橋を持つ。鋲についても密に打つもので、三重県内では亀山市井田川茶臼山古墳出土の剣菱形杏葉とほぼ同一のものである。また杏仁形飾鋲についても同じものが井田川茶臼山古墳から出土していることなど、その類似性が伺える。半球形雲珠は、半球部と脚部を共造りにし、皮革との連結は鋲を打ち責金具で留める。類似する雲珠には若干半球部の断面形が異なるが井田川茶臼山古墳出土Ⅲ群のものがある。

薬師谷14号墳は、14基からなる古墳群である。14号墳は、不整形であるが直径14.0m程の円墳で左片袖式横穴式石室を主体部に持つ。古墳群は位置する尾根の先端に立地する。この14号墳は薬師谷古墳群の造営の契機となる古墳である。馬具は石室内からｆ字形鏡板付轡と辻金具、鉸具、飾鋲が出土している。盗掘等は受けていない。馬具は石室右側壁の奥壁寄りから出土している。このｆ字形鏡板付轡は、既に検討を加えたように、井田川茶臼山古墳例に比して若干後出の要素を呈する。辻金具は方形金具に半円形金具を組み合わせ、各々の金具間には縄目刻みを持つ２条の責金具を配し皮革と留める。これについては井田川茶臼山古墳例の馬具と同様である。

③　保有状況の再検討

両例について、薬師谷14号墳は面繋に伴う馬具のみが出土しており、天保１号墳は尻繋に伴う馬具のみが出土している。その時期は、類似する井田川茶臼山古墳出土馬具と比較すると、ｆ字形鏡板付轡が薬師谷14号墳例の方が若干後出であるが、他の馬具から見てもほぼ同一段階に副葬される馬具といっていい。天保１号墳においては石室の破壊もあり断言は出来ないが尻繋に伴う馬具のみが副葬された可能性があり、薬師谷14号墳例については間違いなく面繋に伴う馬具のみが副葬されたといえる。もちろん、腐蝕の可能性がある有機質のみで全て造られた鞍と鐙がある可能性はあるが、それでも尻繋に伴う馬具はなかったことは断言できる。

ｆ字形鏡板付轡は、同じ雲出川流域の西野５号墳がそうであるように、剣菱形杏葉とともに明確なセット関係にあることが指摘されており、副葬古墳についても他の古墳に比してより優位性を持つことが言われている[31]。そこで、一つの仮説を立ててみたい。

④　馬具の分配

ｆ字形鏡板付轡と剣菱形杏葉は、セットで出土することの多い馬具である。セット関係の強い馬具がこの２例のように単独で出土する意味は何であろうか。乱暴な推測を承知で仮説を立てると、馬具が、完全なセットとしてこの地域にもたらされ、その馬具を入手した雲出川地域の「首長」が自身の流域支配の道具として利用したとは言えないだろうか。すなわち、ｆ字形鏡板付轡と剣菱形杏葉のセット馬具を入手した雲出川流域の首長が、ｆ字形鏡板付轡をもつ面繋部分を薬師谷古墳群集団に、剣菱形杏葉を含む尻繋部分を天保古墳群集団に、自身の地域内の支配権強化のために再分配したということである。もちろん、薬師谷古墳群は古墳群が立地する周辺地域の小地域の権力者であろうし、天保古墳群についても同様の状況であろう[32]。

このような状況がうかがえる雲出川流域は馬具文化という意味では他地域に比べて優位にあるといえる。鈴鹿川

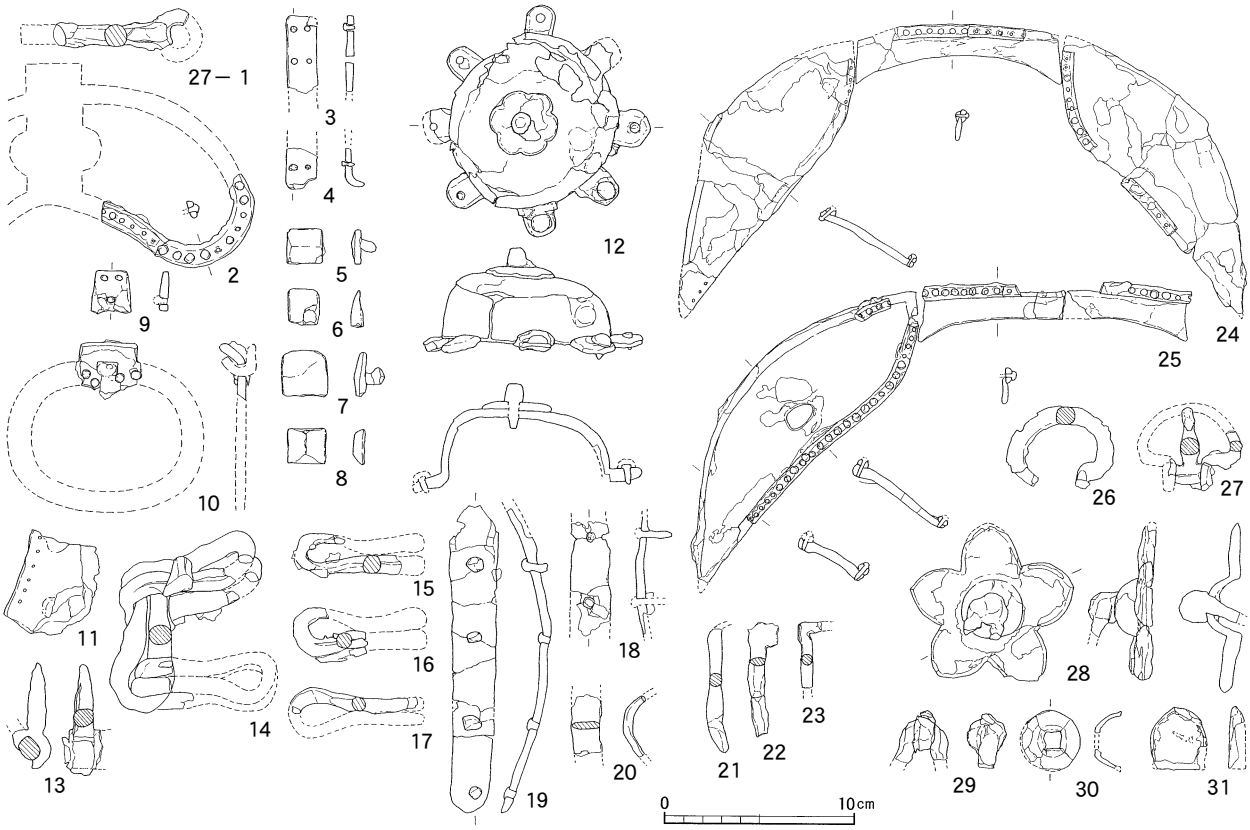

第12図　西野５号墳出土馬具（Ｓ＝１：４）

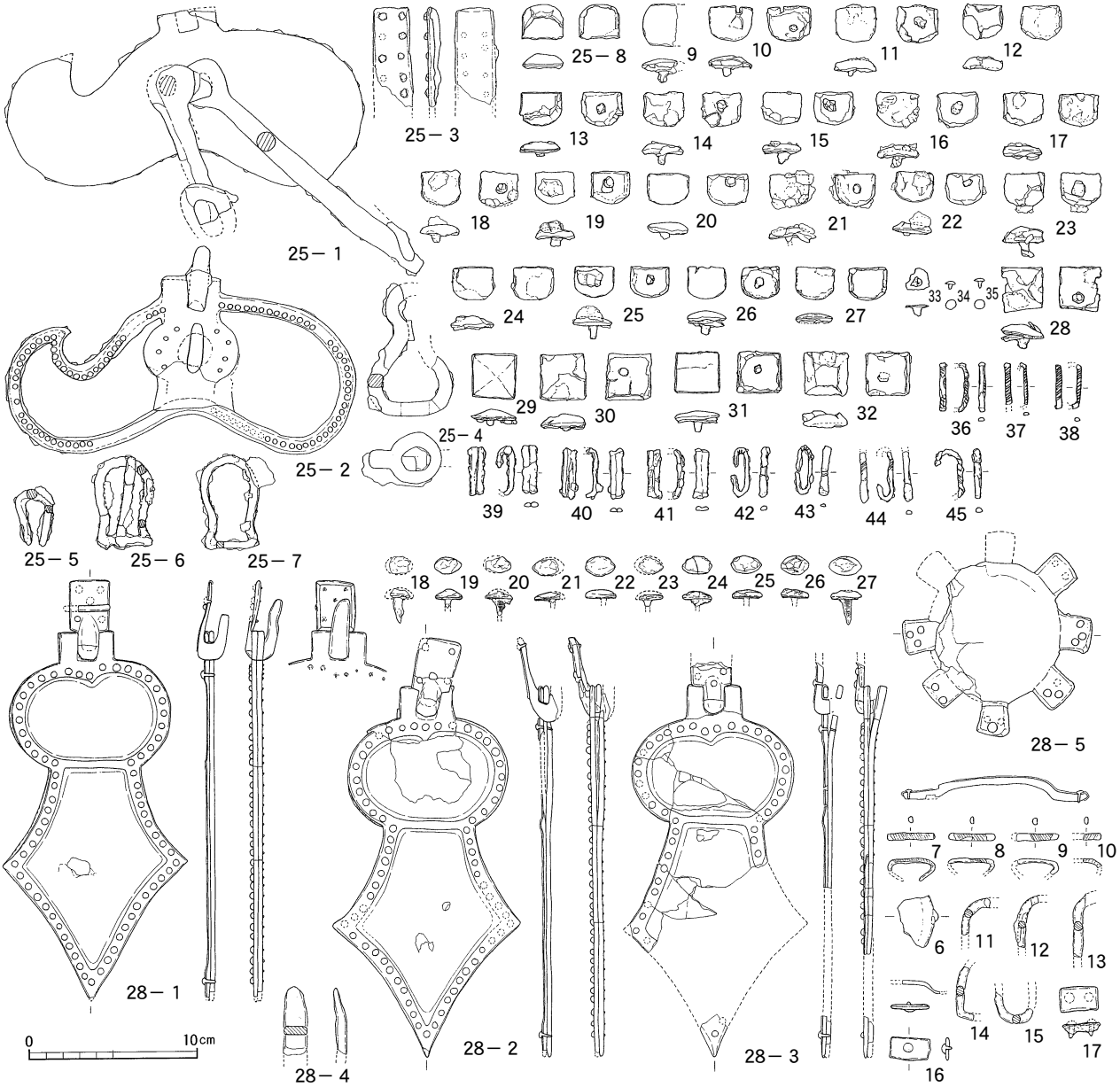

第13図　薬師谷14号墳、天保１号墳出土馬具（Ｓ＝１：４）

流域は残念ながら出土例も少なく、検討を加えることはできない。鈴鹿川流域の首長は２セットの馬具を保有するという意味では雲出川流域と遜色はないが、ここで言えることは、雲出川流域ではｆ字形鏡板付轡のセット馬具を２セット持ち、鈴鹿川流域でもｆ字形鏡板付轡のセット馬具１セットと、またそれとほぼ同時期である楕円形鏡板付轡のセット馬具１セットを持つということである。この意味でも、両流域の優位性がうかがえるのである。

４　おわりに

三重県内で出土した馬具の集成を受けて、三重県内出土馬具を取り巻く状況について触れてきた。今回触れなかった伊賀地域においても、例えば服部川流域の大山田盆地、上野盆地内の木津川流域、名張川流域など馬具出土古墳が集中する。この地域の馬具は不時発見が多く、検討を加えることが難しい。伊賀地域は畿内からの影響が強い地域であり、畿内との関連という観点で検討を加える必要があると考える。

また、今回は馬具自体の要素、古墳から出土する馬具という観点に偏った。しかし、三重県内出土の馬具には、

「副葬品」としての側面の他に「生業」に絡む問題もある。これについては別稿を成すこととしたい。

馬具という、古墳の一副葬品のみを取り上げたため、三重における古墳文化のごく一部を明らかにするに留まった。しかし、他のあらゆる視点からの検討が加えられることにより、今回の内容が修正され、もしくは補強されることもあると思う。今後、大方の批判を賜りたいと考える。

本稿を成すにあたり、藤井直正・斉藤理・宇佐見亜紀・歌納木実生・大川操の諸氏には、資料の実見等にご配慮いただき、さまざまなご教示をいただいた。文末ではありますがご芳名を記して謝意を表します。

〔参考文献〕

第１表にある各遺跡の報告書類は、本稿で再度検討した事例以外は掲載していない。文献40を参照していただきたい。以下、本稿で参考にした文献は以下のとおりである。

1　伊勢野久好「第４章遺構・遺物のまとめ　３古墳時代」（『天花寺山』一志町埋蔵文化財調査報告12・嬉野町埋蔵文化財調査報告７　一志町・嬉野町遺跡調査会　1991）
2　伊勢野久好「第３章調査の成果　１.西野古墳群の調査」（『天花寺山』一志町埋蔵文化財調査報告12・嬉野町埋蔵文化財調査報告７　一志町・嬉野町遺跡調査会　1991）
3　伊勢野久好『ヒジリ谷・薬師谷古墳群発掘調査報告』一志町教育委員会　2004
4　岩中淳之他『南山古墳発掘調査報告』伊勢市教育委員会　1982
5　岩中淳之「付篇Ⅱ　～東京国立博物館所蔵～伊勢市関係遺物の紹介」（岩中淳之『伊勢市文化財調査報告５　隠岡遺跡発掘調査報告』伊勢市教育委員会　1987）註釈より
6　大西源一「伊賀の遺跡遺物（六）」（『考古學雑誌』第貳巻第九號）1895)、「伊賀高猿發掘品の一二」（『考古學雑誌』第七巻第九號　考古學會　1917）
7　小野山節「馬具と乗馬の風習」（小林行雄編『日本考古学大系』第３巻　日本Ⅲ　古墳時代　　平凡社　1959）
8　春日井恒『四日市市遺跡調査会文化財調査報告書Ⅹ　御池古墳群　－造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』四日市市遺跡調査会　1993
9　金子裕之「鳥羽八代神社の神宝」（『奈良文化財研究所紀要』独立行政法人奈良文化財研究所　2004）
10　金子裕之「鳥羽八代神社の神宝２」（『奈良文化財研究所紀要』独立行政法人奈良文化財研究所　2005）
11　鹿野吉則「大和における馬具の様相－鉄製楕円形鏡板付轡を中心に－」（森浩一編『考古学と地域文化』同志社大学考古学シリーズⅢ　同志社大学考古学シリーズ刊行会　1987）
12　栗林誠治「馬具の修理痕」（『徳島県埋蔵文化財センター研究紀要　真朱』第３号　財団法人徳島県埋蔵文化財センター　1999）
13　小久保栄一「神島の神宝」（『郷土志摩』№44　神島特集号　志摩郷土会　1973）
14　小玉道明「Ⅲ　御池５号墳の調査」（小玉道明・早川裕己『四日市市埋蔵文化財調査報告８　四日市の後期古墳』四日市市教育委員会　1973）
15　小玉道明『三重県埋蔵文化財調査報告26　井田川茶臼山古墳』三重県教育委員会　1988
16　小玉道明「三重の考古学年表稿　近代２」（『三重の古文化』第90号（通巻131号）　三重郷土会　2005）
17　斉藤理『新井水掛遺跡発掘調査報告』桑名市教育委員会　2005
18　下村登良男「Ⅳ　結語」（下村『河田古墳群発掘調査報告Ⅲ』多気町教育委員会　1986）
19　下村登良男「曽祢崎古墳群」（『明和町史　史料編第一巻　－自然・考古－』　明和町　2004）
20　鈴木敏雄『三重県河芸郡高野尾村考古誌考』
21　杉本宏『宇治二子山古墳発掘調査報告』宇治市教育委員会　1991
22　高野尾小学校百年祭実行委員会編『高野尾の百年』1976
23　多気町史編纂委員会「第二編原始　第五章　古墳時代　第三節　後期の古墳　立岡山古墳群」（多気町史編纂委員会編『多気町史』通史　多気町　1992）
24　多気町史編纂委員会「第二編原始　第五章　古墳時代　第三節　後期の古墳　石塚谷古墳」（多気町史編纂委員会編『多気町史』通史　多気町　1992）
25　多気町史編纂委員会「第二編原始　第五章　古墳時代　第三節　後期の古墳　明気古墳群」（多気町史編纂委員会編『多気町史』通史　多気町　1992）
26　田中秀和・奥山由紀『安濃町埋蔵文化財調査報告13　西相野遺跡・ツヅミ遺跡発掘調査報告書』安濃町教育委員会・安濃町遺跡調査会　1999
27　田辺昭三『須恵器大成』角川書店　1981
28　津市教育委員会「稲葉・鎌切古墳群」（『三重県埋蔵文化財年報』昭和58年度　三重県教育委員会　1983)。現在整理中。
29　西村美幸・前川嘉宏『曽祢崎遺跡（第２次）・曽祢崎古墳群』三重県埋蔵文化財センター　1997
30　早瀬保太郎「第二節　古墳時代　二、伊賀の古墳」（『伊賀史概説』上巻　1973）
31　保坂三郎・神尾明正・西村強三「10.伊勢の考古学的遺跡　四.神島」（『神宮を中心とする文化財－文化財集中地区特別総合調査報告

第１集－』文化財保護委員会　1962）
32　前川嘉宏・野田修久他『近畿自動車道（久居～勢和線）埋蔵文化財発掘調査報告－第３分冊３－　天保古墳群』三重県教育委員会・三重県埋蔵文化財センター　1991
33　三重県教育委員会「小上野墓谷遺跡」（『三重県埋蔵文化財年報16　昭和60年度』三重県教育委員会　1986）
34　三重県教育委員会『一般国道１号亀山バイパス埋蔵文化財発掘調査概要Ⅳ　正知浦遺跡・堀越遺跡第一次調査』　1988
35　三重県埋蔵文化財センター『鈴鹿市中ノ川流域の考古資料』三重県埋蔵文化財センター　2006
36　三宅米吉・黒川真道「三重紀行の内」（『考古学会雑誌』第２巻第３号　考古学会雑誌編集部　1898）
37　宮代栄一「古墳時代の面繋構造の復元」（『ＨＯＭＩＮＩＤＳ』第１号　ＣＲＡ　1997）
38　明和町史編集委員会「名所・旧跡」（明和町史編集委員会編『明和町史』明和町　1972）
39　山中由紀子「横穴式石室出土馬具の基礎研究」（『立命館大学考古学論集Ⅰ』立命館大学考古学論羞刊行会　1997）
40　山中由紀子「資料紹介・三重県内出土の古墳時代馬具集成」（『三重県史研究』第20号　三重県生活部　2005）
41　四日市市教育委員会『四日市市下海老町　御池第５号墳発掘調査概要』四日市市教育委員会　1965

〔註釈〕

①　参考文献40参照。これを本稿では「前稿」と称する。

②　番号については、第１表にある「遺跡番号」－「個々の馬具番号」と表現している。

③　文献40でもそうであるが、本稿では、石室の袖部の呼称については埋葬・副葬行為を重視する立場から玄室から奥に向かって右・左と呼ぶ。

④　参考文献17参照。本稿に掲載した実測図は、桑名市教育委員会にて筆者実見のうえ、再実測したものである。

⑤　多気町教育委員会で実見の上、再実測したものである。

⑥　前掲註⑤に同じ。

⑦　どちらも刺金が外れた状態で保存処理されたが、実見した際刺金は所在不明となっていた。

⑧　前掲註⑤に同じ。

⑨　前掲註⑤に同じ。

⑩　前掲註⑤に同じ。

⑪　前掲註⑤に同じ。

⑫　参考文献37参照。

⑬　大手前大学名誉教授藤井直正先生のご教示による。

⑭　文献９、10参照。

⑮　参考文献20参照。

⑯　参考文献38参照。

⑰　参考文献16・36参照。

⑱　参考文献６参照。

⑲　参考文献30参照。

⑳　参考文献30参照。

㉑　参考文献30参照。

㉒　参考文献27参照。馬具年代の指標として須恵器の型式名を表記しており、必ずしも古墳の年代と合うとは限らない。

㉓　参考文献12参照。

㉔　参考文献39参照。

㉕　同一古墳内で複数セット出土している場合、各セット毎それぞれ１としてカウントした。また、無袖式横穴式石室については、今回は検討から除外している。

㉖　頭位置については、報告書で記述されている場合、その記述に拠った。記述されていない場合は、遺物出土状況から筆者が判断した。

㉗　胸繋については、小野山節氏の研究から分けられているものであるが、胸繋を構成する馬具には杏葉や馬鈴・環鈴等がある（馬形埴輪等の表現から）。しかし、出土した杏葉は尻繋につくものと分けることが出来ないし馬鈴についても例は少なく、環鈴は甲冑に伴うという指摘もされている（参考文献21参照）。よって、ここでは、胸繋については検討せず、馬鈴・環鈴がなくともフルセットの馬具と考えている。

㉘　出土馬具の各部位の判断については報告書の記述とは違うものがある。これは、筆者実見の上、判断したものである。

㉙　報告書では10の金具について剣菱形杏葉の金具としての可能性に触れながら、敢えて不明鉄製品とされた。

㉚　参考文献1、193～195ページ参照。

㉛　参考文献７参照。

㉜　今回は、きわめてセット関係の強い馬具であるので注目することができたが、このような状況が他地域にも見られるかどうか、類例を検索して再検討していきたいと考える。

第１表　三重県内出土馬具一覧

番号	遺跡名	所在地	出土遺構		撹乱・盗掘の有無	馬具出土位置	面繋		鞍	鐙	尻繋		その他	備考	
			墳形	主体部			轡	辻金具			雲珠	杏葉			
1	其原二子塚古墳	いなべ市北勢町阿下喜字其原	不明	石室			素環？							旧員弁郡山郷村其原字上垣内	
2	字アリナガ前方後円墳	員弁郡東員町大字山田字アリナガ	前方後円墳 28	石室？			有							大正４年ごろ発掘　員弁郡神田村大字山田字アリナガ	
3	旧大長村大字長深北一色出土	員弁郡東員町長深	円	石室										1920年発見	
4	新井水掛遺跡	桑名市大仲新田字新井水掛	不明	両袖式もしくは左片袖式横穴式石室	有	玄室中央							鈴具		※
5	桑名宗社所蔵	出土地不明											三環鈴1		
6	御池5号墳	四日市市西坂部町字足洗	円　14m	無袖式複室横穴式石室	有	前室左側			鞍金具1				留金具4		
7	登城山1号墳	四日市市日永字登城山	不明	不明									馬具	明治43年10月9日発掘、石崎嘉太夫蔵　現物は行方不明 ※『四日市市史』1961四日市市役所	※
8	保子里1号墳	鈴鹿市国府町保子里	前方後円墳	石棺	有				鞍金具1対	木芯鉄板張壺片（鈴具、兵庫鎖等）		双葉剣菱1 三葉文楕円1	銅鈴9　鈴具1		
9	加和良1号墳	鈴鹿市三宅町西条	円　15	木棺直葬	無		内湾楕円形　1対	半球形2					鈴具2		
10	太岡寺3号墳	亀山市太岡寺町	円　17.8	横穴式石室				脚？1		木芯鉄板張壺吊金具1対分				他、不明金具1、第5主体部にも辻金具様の金具あり	※
11	井田川茶臼山古墳	亀山市井田川町	前方後円墳？円（20m）？	両袖式横穴式石室	無	1号石棺外	十字文楕円形1	半球形8			半球形6脚1	変形三葉文楕円5＋1?			
						石室右袖部	f字形1対	組合式4＋	鞍金具3	木芯鉄板張壺1対分		剣菱5	銅鈴1　鈴具3 飾鋲（花形3　銀杏形2）		
						石室左袖部		環状の円環部1 脚（方3　半円形4）	鞍金具1	木芯鉄板張壺片	環状の円環2		鈴具1　飾鋲（花形9　銀杏形4）		
12	大塚B-6号墳	安濃町大塚字西山	円　18	横穴式石室	有	ー	板状鏡板付							明治16年発掘	
13	大塚C-1号墳	安濃町大塚字西山	円　16	両袖式横穴式石室	無	ー							鈴具1		
14	ツヅミ2号墳	安芸郡安濃町大字東観音寺字ツヅミ	円　9	左片袖式横穴式石室	無	袖部	無立聞素環　2組分	環状、責金具							
						追葬の棺上	異形棘葉形　一対	環状						補修痕あり	
15	大里西沖遺跡	津市大里睦合町	SK5		無	土坑中層	f字形　一対	十字形1			環状円環1	剣菱3			
16	六大A遺跡	津市大里窪田町	SR1		ー	ー			木製両輪　3	木製壺2					
17	鎌切3号墳	津市神戸	前方後円34	木棺直葬	無	棺内?	内湾楕円形　一対	半球形6					鈴具2	現在整理中	
18	旧一志郡小森出土	津市高茶屋小森町	不明	石室？			轡							明治19年発掘	
19	入田古墳	久居市庄田町入田	円　18.8	無袖式横穴式石室	有	奥壁		環状の円環部？1							※
20	宮ノ下1号墳	一志町其倉字宮ノ下	円　10	左片袖式横穴式石室	有	奥壁		半球形？脚1	鞍金具1対				菱形留金具1　他		※
21	小山A1号墳	一志町小山前田	不明	横穴式石室			十字文楕円形1								
22	中野山10号墳	一志町八太字中野山	円	両袖式横穴式石室	追葬あり	奥壁	方形立聞素環（捩引手）1		鞍金具1	木芯鉄板張壺1対分					
23	中野山古墳群	一志町八太字中野山	円？	石室？									「鉄製馬具片」数個		
24	薬師谷7号墳	一志町八太	円　15	右片袖式横穴式石室	無	右側壁（奥寄り）			鞍金具1						
					ー	周溝	方形立聞素環　1対								
25	薬師谷14号墳		円　14	左片袖式横穴式石室	無	右側壁（奥寄り）	f字形　1対	組合式（方形金具5・脚19＋・責金具10）					鈴具2		
26	前田町屋遺跡・墳墓群	松阪市星合町	包含層		ー	ー	引手金具1								

番号	遺跡名	所在地	出土遺構		撹乱・盗掘の有無	馬具出土位置	面繋		鞍	鐙	尻繋		その他	備考	
			墳形	主体部			轡	辻金具			雲珠	杏葉			
27	西野5号墳	松阪市嬉野天花寺町西野	円 20	横穴式石室	有	奥壁	f字形鏡板付轡片	組合式 金具4	輪鞍金具鞍金具2障泥吊金	木芯鉄板張壺鐙片8	花形座付半球形8脚1	剣菱形？片3	鉸具3片		
28	天保1号墳	松阪市嬉野島田町上野垣内	円 15	横穴式石室	有	玄室中央					半球形8脚1	剣菱形3	飾鋲（銀杏形）10		※
29	旧嬉野町上野出土	松阪市嬉野上野町					「クツワ残片」						「鉄製馬具」	昭和9年発掘	
30	山添2号墳	松阪市山添町上山	円 18	1号主体部（木棺直葬）	無	足元、棺内	素環鏡板付轡1	半球形4			半球形1（8脚？）	三葉文楕円形3			
				落ち込み部			鉸具立聞素環鏡板付轡1						留金具1 鉸具1		
31	八幡山古墳	松阪市大阿坂町福壽	円 28	木棺直葬？3			鉄製轡						鉄製轡は須恵器杯身に入った状態で出土	第2次世界大戦中に発掘須恵器杯身内から出土	
32	小野古墳群	松阪市小野町	円				「鉄製くつわ片」数個								
33	河田A6号墳	多気郡多気町河田字東谷	円 30	木棺直葬	有	頭部棺上？	方形立聞素環 1対			木芯鉄板張壺片1			菱形・方形留金具各1		
34	河田A7号墳	多気郡多気町河田字東谷	不明	右片袖式?横穴式石室	有	玄室中央	鉸具立聞素環 1対								※
35	河田B2号墳	多気郡多気町河田字東谷	円 12	木棺直葬	無	棺外、副葬品副葬部分？	方形立聞素環1対（振り引手）		鞍金具2	木芯鉄板張壺1対					※
36	河田B3号墳	多気郡多気町河田字東谷	円 10	木棺直葬	無	棺上							鉸具2		※
37	河田D6号墳	多気郡多気町河田					方形立聞素環1対								※
38	立岡山6号墳	多気郡多気町大字相可字立岡山	円 16.5	木棺直葬			無立聞素環 1対	半球形1					鉸具2		※
39	明気1号墳	多気郡多気町大字相可字明気	円 19.5	木棺直葬	有		方形立聞素環 1対								※
40	石塚谷古墳	多気郡多気町大字荒蒔字石塚谷	円 30	木棺直葬（第2墓坑）	有	足元、棺上？	方形立聞素環1対	花形座半球形2		木芯鉄板張壺鐙2対	花形座付半球形8脚1				※
41	曽祢崎3号墳	多気郡明和町上野字曽祢崎	円 約18m	木棺直葬（埋葬主体1）	無	棺外 （足側）			鞍金具1対						
42	塚山古墳群	伊勢市二俣町		石室？			方形透かし鏡板付1対						帯金具28? 鉸具4 鉈尾14以上		
43	まこも1号墳	伊勢市上地町まこも	円 約29m	木棺直葬？			鏡板1 銜若しくは引手金具								
44	南山古墳	伊勢市鹿海町字南山	円 18m	左片袖式横穴式木室	無	奥壁	無立聞素環1対								
						木室中央部	方形立聞素環1対			木芯鉄板張壺鐙1対					
45	高倉山古墳	伊勢市豊川町高倉山	円	両袖式横穴式石室	有								馬具		
46	伊勢市神路山出土	伊勢市神路山											留金具		
47	旧外城田村大字宮古字谷口出	度会郡玉城町大字宮古	円？	木棺直葬？			轡1				雲珠1			俗称矢塚 1914年発見 旧外城田村大字宮古字谷口	
48	八代神社蔵	鳥羽市神島					銅製鑣轡						留金具		※
49	志島10号墳（上村古墳）	志摩市阿児町志島布苔	円	横穴式石室 石棺有			十字文透心葉形1対	半球形1	覆輪片1		半球形12脚1、他半球形1				
50	泊古墳	志摩市大王町畔名字泊	前方後円墳	石室								十字文楕円形1		轡鏡板の可能性？ 東博	
51	富岡前山古墳	伊賀市富岡字前山	円 12	横穴式石室	有	玄門近く左側壁	鐘形1対（振り引手）	半球形		立聞金具	四脚半球形	鐘形	菱形飾金具		
						奥壁	方形立聞素環（振り引手） 1対								※
52	下中島2号墳	伊賀市平田字西谷	円 16	左片袖式横穴式石室	有	不明			鞍金具						

番号	遺跡名	所在地	出土遺構		撹乱・盗掘の有無	馬具出土位置	面繋		鞍	鐙	尻繋		その他	備考	
			墳形	主体部			轡	辻金具			雲珠	杏葉			
53	辻堂古墳	伊賀市中村字南浦	円 約20m 前方後円？	両袖式横穴式石室 組合石棺	有	奥壁、右側壁、玄門	素環1（別造引手壺）								
							素環1（共造引手壺）								
54	寺音寺古墳	伊賀市炊村字滝ノ鼻	前方後円墳 53	不明									胡籙金具1		
55	「轟の后の墓」	伊賀市鳳凰寺					2			輪鐙2			旧伊賀国山田郡鳳凰寺村字轟の后の墓		
56	キラ土古墳	伊賀市佐那具町字キラ土	前方後円 50	横穴式石室			f字形 1対	環状			環状	剣菱形4			
57	奥小波田1号墳	伊賀市下友生字下小波田	円 20	木棺直葬（埋葬主体1）	無？	棺外 （頭部側棺上）	鉄製内湾楕円形 1対	半球形 3					鈒具2		※
58	杉之本1号墳	伊賀市才良字杉ノ本	円										馬具	開墾により消滅	
59	久米山1号墳	伊賀市四十九町立岡	楕円 19×13	横穴式石室			轡							昭和38年調査 名阪国道により消滅	
60	久米山44号墳	伊賀市守田町字北平尾	円 23	横穴式石室			素環1対								
61	勝地大坪2号墳	伊賀市勝地字大坪	円 12.4	左片袖式横穴式石室	無？	袖部～玄門部			鞍金具1	木芯鉄板張壺鐙3個体分					
62	桐ヶ谷15号墳	伊賀市阿保西ノ沢・桐ヶ谷	円 10	左片袖式横穴式石室	有	奥壁埋土		環状の円環？							※
63	四ノ切古墳	名張市蔵持町原出字四ノ切	円	横穴式石室			方形立聞素環 1対			木芯鉄板張壺				昭和29年名張高校発掘	
64	中村2号墳	名張市百合が丘西	円 20	両袖式横穴式石室					鞍金具1				菱形・方形留金具各1		
65	上山9号墳	名張市夏見字上山	円 15m	左片袖式横穴式石室	有	袖部			鞍金具1覆輪?1						
66	丸尾山古墳	名張市赤目町星川字落シ谷	円 21m	左片袖式横穴式石室	有	石室ほぼ中央	楕円形鏡板付轡	方形組合式の方形金具3							
67	天理参考館所蔵	推定三重県出土							海金具・磯金具						
68	徴古館所蔵	出土地不明										唐草文棘葉形1			
69	徴古館所蔵	出土地不明						半球形1				唐草文心葉形1			
70	徴古館所蔵	出土地不明										鳳凰文心葉形1			
71	大岡寺5号墳	亀山市太岡寺町													※
72	大岡寺6号墳	亀山市太岡寺町							鞍金具1対						※
73	正知浦2号墳	亀山市椿世町	円 25	左片袖式横穴式石室	有？	玄室中央				木芯鉄板張壺鐙1対			菱形・方形飾金具各1・留金具1		※
74	字西三月田ニ於ケル古墳	津市高野尾町		石室？										武器馬具仏像等出土	※
75	塚山3号墳	多気郡明和町竹川	円 15	木棺直葬？											※
76	明気4号墳	多気郡多気町大字相可字明気	楕円 30×24	木棺直葬			方形立聞素環 1対								※
77	「笠松山発掘品」	度会郡宇治山田町倭町（現伊勢市倭町）					轡								※
78	小上野墓谷2号墳	伊賀市真泥	円 15	左片袖式横穴式石室	有	玄室中央	方形立聞素環 1対	責金具2		木芯鉄板張壺鐙1対			鈒具片1・方形飾金具1		※
79	高猿古墳群	伊賀市喰代					金具残片、轡？							明治年間出土	※
80							鉄地金銅張鏡板					鉄地金銅張杏葉		大正元年（1912）頃出土	
81	長田古墳群	伊賀市長田・三軒家											鉄製馬具	昭和39年8月採取	※
82	長屋ハツ塚古墳群	名張市長屋（現名張市赤目町相楽）					轡							昭和30年出土	※

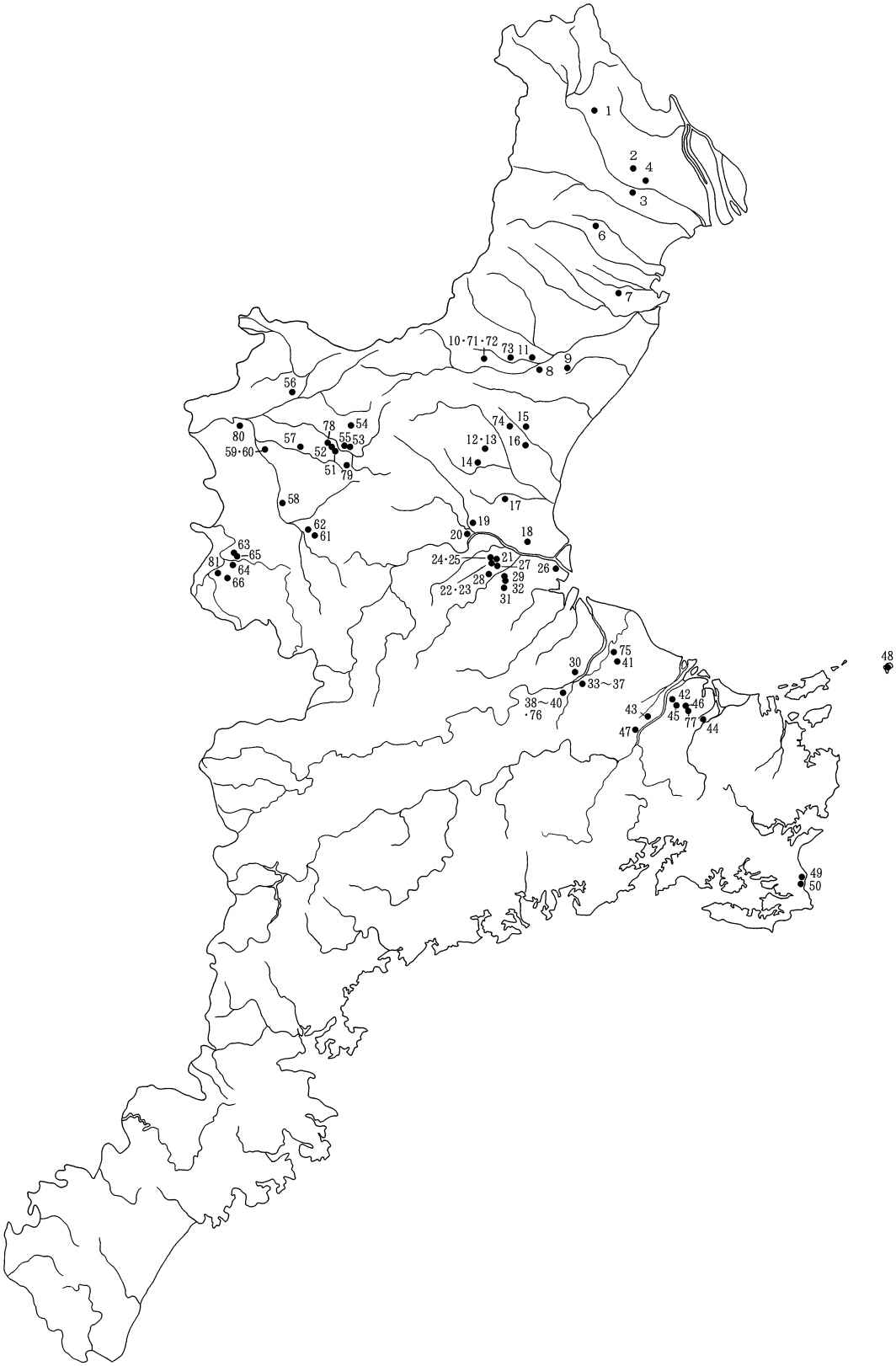

第14図　三重県内出土馬具分布図

三重県神殿遺跡出土の独鈷状石製品について

奥　　義　次

はじめに

神殿遺跡は櫛田川下流で分流する祓川右岸の自然堤防上に立地する（第１図）。標高は約10m。行政的には多気郡明和町金剛坂字神殿にあたる。1985年度に県営圃場整備事業に伴う水路部分中心の発掘調査が三重県教育委員会により実施され、古代から中世の複合遺跡であることが明らかにされた[1]。この時、Ｃ地区南端部に設定されたトレンチ（幅３ｍ・長さ36m）北端部で独鈷状石製品が出土した[2]。今まで、この石器は展示会に出展されたり、『図録　三重の縄文時代』や『明和町史　史料編　第１巻自然・考古』に写真が掲載されて知られてきたものの、正式な資料紹介はなされていない。

神殿遺跡の独鈷状石製品

本石器は第２図（以下略）１にみるように一方の体部末端が折損しているだけでなく、中央のくびれ部から右半分は表裏面とも背・腹部から２次剥離が加えられ、原形をとどめていない。左右対称形を前提にすると、全体の８割強は残っているので、復元長は21.6㎝ほどのバナナ形となり、当該石器としては大型の部類に属する。左端部（刃部）には使用痕か、刃こぼれ状の打痕が残り、斧のように鈍く尖る。中央の隆帯（鍔部）は角がなくて丸味をおびる。体部左側は端部（刃部）に近いほど熱を受けて赤変している。裏面・折損部付近に細かい敲打整形痕が残るほかは丁寧に研磨されている。使用痕特有の小さな打痕は左隆帯の外側に表裏両面ともほぼ同じ位置に認められる。体部左側の上下縁には縦方向に筋（すじ）状の擦痕多数が残る。また、左隆帯表面中央部からくびれ部にかけてはタール様付着物が観察される。くびれ部より右側の２次剥離は折損後、転用のためになされたのか、否かは判然としない。ただ、それによって右側隆帯は表面中央部と下縁の一部に残存するだけで、全周しない。左側隆帯は裏面中央部で低く、やや不明瞭となることと、前述の研磨状況の差異や素材自体の反り具合を加味すると、実際の表裏の区別を反映しているのかもしれない。この点は後述の下射和池例７の両面を観察した時の微妙な差異にもあてはまる。所属時期については包含層出土で相応の一括遺物がなく、弥生時代以前の確実な遺物としては、晩期末葉・馬見塚式土器（第２図11）がわずかに確認されているので、その時期との関連性が大きい。現在のところ、このタイプの独鈷状石製品は後晩期の中でもより後出的とする見方[3]が有力であり、その意味では晩期末葉という位置付けにも妥当性がある。法量は現存長17.95㎝、最大幅（鍔部）5.8㎝、最大厚3.0㎝、重さ420gを測る。石材は緑色片岩と思われる。

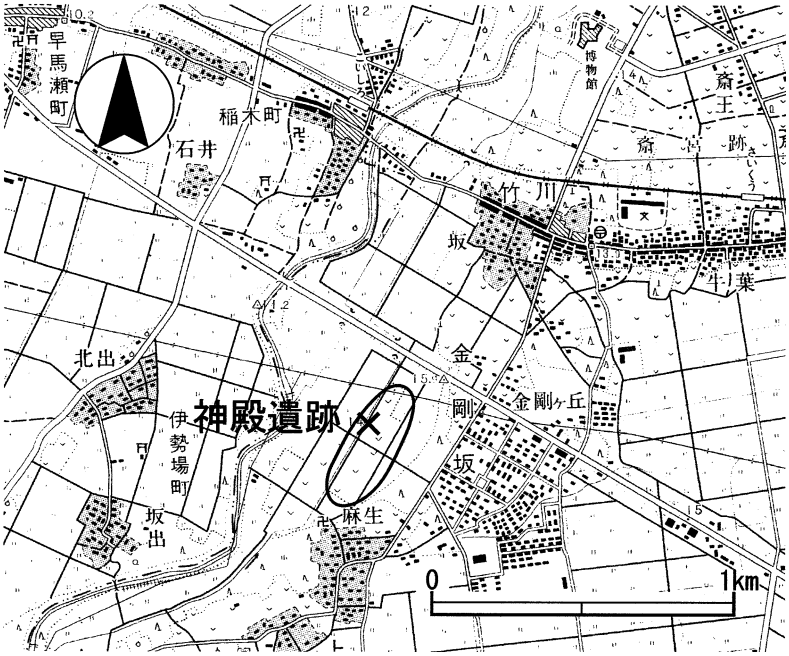

第１図　神殿遺跡の独鈷状石製品出土地点（×印）（１：25,000）〔松阪〕

県内の類例

次に、この石器の県内出土例に目を向けたい。現在、管見に及ぶ限りでは、第１表にあげたように疑問のものを含め、７遺跡９例があげられる[4]。

先ず、北勢の永井遺跡例（２）は弥生前期の溝ＳＤ３出土のもので、くびれ部より左側半分が欠失している[5]。実見をしていないので詳しいことはわからないが、図でみると、上縁が弧状になり、下縁が内反気味であるのでバナナ形に近

図番号	遺跡名（採集地名）	所在地	型式分類	所属時期	註
2	永井	四日市市尾平町永井	Ａ－５？	弥生前期	6
3	（岸岡）	鈴鹿市南若松町	Ａ－１	不明	8
4	（小戸木橋下）	津市久居小戸木町	Ｂ－２	不明	8
5	天白	松阪市嬉野釜生田町天白		縄文後期後半	１０
6	〃	〃　〃　〃		〃　〃	〃
7	（下射和池）	松阪市射和町神山谷	Ｂ－１	縄文後・晩期	１１
8	〃	〃　〃　〃	Ｂ－７	〃	〃
1	神殿	多気郡明和町金剛坂字神殿	Ｂ－７	縄文晩期末葉？	
9	池ノ谷	〃　多気町丹生字池ノ谷		〃	１２

※　１．遺跡名は北から順番にあげた。地名は２００６年３月末現在による。
　　２．型式分類は註８の後藤論文に準拠した。

第１表　三重県下出土の独鈷状石製品一覧表

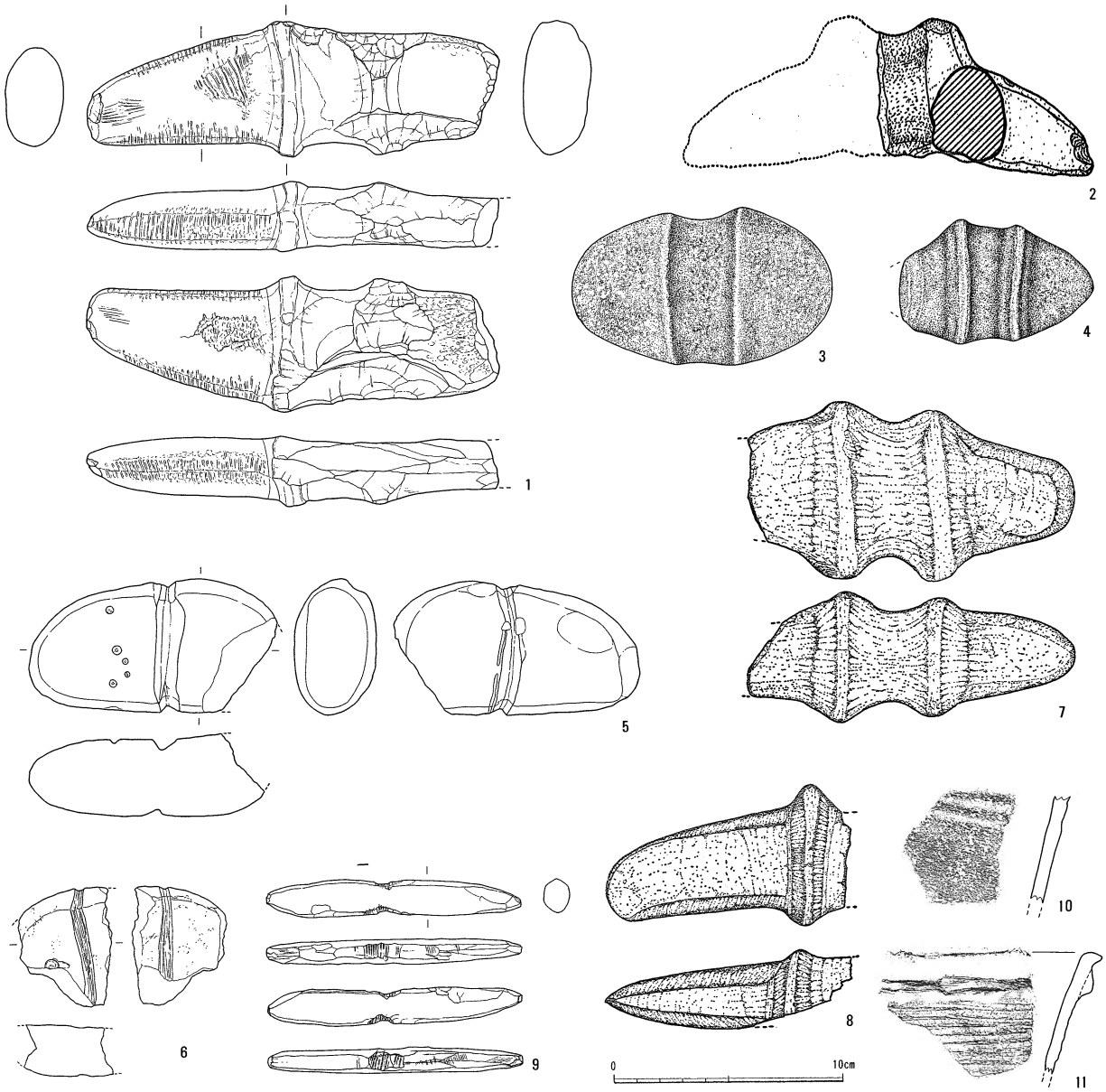

第２図　三重県下出土の独鈷状石製品集成図（２・５～８はそれぞれの文献による　３・４は註７の写真をもとにスケッチ）

い。くびれ部の溝は明瞭なようだが、隆帯は上縁部だけが瘤状に突出するようで鍔状にはめぐらない。右端部には使用痕か、小打痕が残る。短軸断面からすると、自立が可能に見える。復元形はいわゆる西日本型独鈷状石器[6]に該当する。所属時期は弥生前期新段階と推定される。石英斑岩製。なお、ＳＤ３からは条痕文系・水神平式土器が出土している点も注目される。

これとは別に円礫の中央部に溝がめぐる石錘型石製品とされた類似品が見られるが、かなりずんぐりとした寸づまりのものであり、ここでは対象外とした。

岸岡例（３）は楕円礫の中央部に太い溝を巡らせたもので両端は尖らず、槌状となる[7]。当該石器としては出現期の形態に相当する[8]。遺跡の位置・出土状況などは不明。全長11.2㎝、高さ約6.7㎝。

小戸木橋下例（４）は岸岡例と同様、『三重考古図録』に写真のみ掲載されているもので、詳しい事情は分からない。ただ発見地名の記された注記では、まさに雲出川河床における発見であり、同流域の遺跡から運搬されてきたと解釈するのが、自然である。写真をみる限りでは、一方の端部が少し欠失している。長軸は直線的で、一対の隆帯をはさんで、くびれ部の溝が巡る。隆帯は左側の突起の方がやや高く、上下不対称である。端部は右端がやや尖るものの、概ね槌状を呈する。現存長8.3㎝、最大幅約5.4㎝。

天白遺跡例（５・６）は同報告書に一応、本器種として２点取り上げられているものである[9]。報告者も岩偶の可能性を否定されていないように、本器種の一般的な類型に対比し、同類のものとして積極的に認定することについては躊躇する。遺跡内での器種分類の帰結として理解はできるが、やはり、岩偶のありようとの類似性（特に盲孔状の押点の存在）や溝の作出法、石材選択と共に両頭石斧・石槌と称されるような機能面となる両端部の状態などの違いは吟味されるべきであろう。

下射和池築造に伴う発見例（７・８）は射和文庫所蔵になる２点で、付箋によると、天保十年（1839）下射和池（現・神山池）増築の際に出土したことが分かる[10]。他には片面に朱がかなり付着した定角石斧１点もある。このうち７は前述の小戸木橋下例とほぼ同形で、一回り大きい。一端を欠くが、器面全体に敲打整形痕をとどめる。右端部は槌状に丸みをおび、少し使用痕が残る。中央くびれ部の溝をはさんで一対の隆帯も全周する。隆帯は左側上縁の方がやや大きく、下縁は左右ほぼ水平で自立する。使用痕の存在や隆帯の部分的な磨滅状態からすると、未製品という見方は当たらない。現存長14.2㎝、最大幅7.6㎝。

８はくびれ部から右半分余りを欠く。器面全体に研磨の行き届いた見事な磨製品。体部の平面形はバナナ形になり、緩やかに内湾する。左端部の断面形は両刃の石斧と変わらない。刃部はわずかに刃こぼれがみられる。石材は蛇紋岩か。現存長10.5㎝、最大幅6.3㎝。７・８とも詳しい出土状況は不明であるが、築堤工事に伴って近くの丘陵縁辺を削土した際に発見されたものであろう。８の割れ面にはこの付近特有の山土が付着している。堤防の延長約50ｍにも満たない小溜池拡張工事中の発見なので、もし両者（いずれも鍔付で、打製棒状のものと磨製バナナ形の対照的な二種）が共伴とすると、貴重な事例となる。所属時期は定角石斧もみられることから縄文後晩期と考えたい。

池ノ谷遺跡例（９）は細長い小型棒状のもので、通常の独鈷状石製品とは趣を異にする[11]。やや扁平な素材の中央部を上下両縁のみ抉って溝をつけ、両端は磨いて意識的に尖らせている。長軸は直線的であるが、上辺はかすかに湾曲する。石材は結晶片岩製と思われる。全長11.1㎝、最大幅1.5㎝、厚さ1.0㎝。鍔状の隆帯がなく、直線的に尖る点を重視すると、いわゆる九州型[12]ないし西日本型独鈷状石器[13]とされたものに近い例となる。所属時期は表採品で不明であるが、同遺跡のメインは晩期末葉にあり、その時期かもしれない。

おわりに

神殿遺跡例の紹介に併せて、三重県下における当該石器の概要についてふれてきた。現時点では天白・池ノ谷両遺跡例は独鈷状石製品そのものとは見なし難く、関連資料として取り上げた。これらを除くと、４～５つに型式分類が可能である（第１表）。このうち、帰属時期が特定できるのは永井遺跡例（弥生前期新段階）の１件だけで、他は確実な土器の共伴がなく、推測の域を出ない。ここでは型式分類の逐一についてふれるだけの余裕はない。ただ、神殿遺跡例のように平面形が湾曲し、中央・くびれ部をはさんで一対の隆帯（鍔部）が巡るもので、両端が斧状に尖り、研磨仕上げのものについては、滋賀県で弥生前・中期に属する報告例が知られている[14]。神殿遺跡では晩期末葉・馬見塚式期の可能性を示唆したが、該期は浮線文系土器の波及・拡散という情勢[15]があり、独鈷状石製品のような、いわば東日本を代表する指標的な遺物の導入・受容についても、そのような動向と不可分なものとして理解をしておきたい。

なお、本稿を草するにあたり、明治大学・植木雅博氏には文献の提供を受け、資料の観察では竹川欽也・高山英行両氏、図化作業では三重県埋蔵文化財センター・北川ゆき、楠純子両氏の協力を得た。記して感謝をいたします。

〈追記〉

脱稿後、岸岡例（３）については、かつて真田幸成氏が伊勢新聞紙上（Ｓ35.11.19日付）で古物商ルートからの購入品である由、指摘されていることを知った。本来の出土地は愛知県知多郡常滑付近ということなので、県内例から除外すべきであろう。

また、松阪市嬉野天花寺町小谷赤坂遺跡（第５次調査）で石錘？と報告[16]されたもので、有溝石錘と解釈するよりはＡ－１タイプに近い類例のあることを知った。長さ8.7、幅4.4㎝、重さ220ｇをはかる完形品で、下図のように中央に浅い溝を作出する。溝を区画する稜はあまり明瞭ではない。溝の片側（左）には整形時の敲打痕が残り、一方の側（右）は全体に丁ねいに磨いている。両端部には使用痕ないし敲打痕は認められない。輪郭線は溝の深さの差が影響して、下縁は直線的であるが、上縁は微かに内反気味となる。大きさの割には溝幅がやや大きい。石材は石英砂岩。弥生後期の竪穴住居ＳＨ273pit１（主柱穴）出土であり、混入遺物と考えられる。

なお、第５次調査の縄文時代遺物には包含層出土土器の中に後期頃とされたものがある。これについて、管見では弥生中期・貝田町式に伴う縄文施文のものと判断した。本資料が当該石製品の中で、初現的な形態とすると、今のところ、適当な後・晩期遺物が見当らず、整合的な解釈をすることはむずかしい。

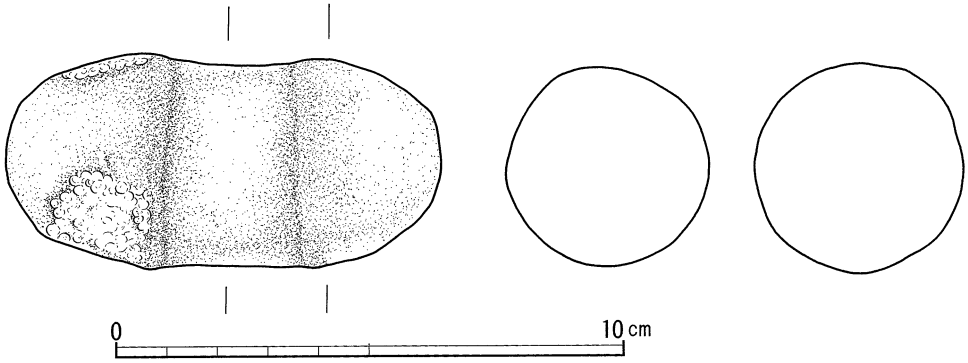

第３図　小谷赤坂遺跡出土の独鈷状石製品（２/３）

〈註〉

（1）三重県教育委員会『三重県埋蔵文化財年報16』　1986

（2）注記にはⅠトレンチ・包含層出土と表記されている。遺跡名については、『三重の縄文時代』では寺垣内遺跡とあるが、『明和町遺跡地図』によるまでもなく、神殿遺跡であり、訂正をしておきたい。また、第２図10・11の２片のうち11は明らかに馬見塚式の突帯文土器であるが、10については素文突帯とは言い難く、凹線文土器の可能性もないとは言えない。なお、出土地点で独鈷状石製品により近いのは11の方で、11が約120m、10は約150mほど北へ隔たっている。

（3）野口義麿「独鈷石　どっこいし」『日本考古学辞典』日本考古学協会　1962

（4）岡本孝之「近畿の白河型石器とその考古学的意義」『列島の考古学』渡辺誠先生還暦記念論集刊行会　1998　にはこのうち３遺跡４例がとりあげられている。

（5）小玉道明・伊藤洋ほか『永井遺跡発掘調査報告』四日市市教育委員会　1973

（6）渡辺誠「大阪府高槻出土の独鈷石をめぐって」『考古学論叢』１　別府大学考古学研究会　1973

（7）榧本亀次郎『三重考古図録』三重県教育委員会1954　小戸木橋下例も同書による。現在、前者の南若松町には「岸岡」なる字名は見当たらない。岸岡町所在の岸岡山遺跡Ⅰ～Ⅲのいずれかに相当するものであろうか。

（8）後藤信祐「独鈷状石器小考」『唐澤考古』５　唐沢考古会　1985。型式細分は、米田耕之助「独鈷状石製品覚え書」『古代』第71号早稲田大学考古学会　1981　にも詳しい

（9）大下明・久保勝正「石器・石製品」『天白遺跡発掘調査報告』三重県埋蔵文化財センター　1995

この場合、いわゆる独鈷石に似たものとして独鈷状石製品という扱いをされている訳ではないようである。独鈷石または独鈷状石製品のいずれにしても用語上の問題は残る。

(10) 拙稿「射和文庫所蔵石器」『松阪市史　第２巻史料篇　考古』　蒼人社　1978　また、これについては、江坂輝弥「射和文庫所蔵の考古資料－特に下射和池発見の縄文時代石器について」『松阪大学地域社会研究所報』８　松阪大学地域社会研究所　1996　にも紹介されている。

(11) 拙稿「勢和村の考古遺跡」『勢和村史　資料編二』勢和村　2001　に写真がある。

(12) 島津義昭「西日本の独鈷状石器」『九州考古学の諸問題』福岡考古学研究会　1975

(13) 前掲の註(6)に同じ。

(14) 田井中洋介「弥生社会からみた独鈷石」『紀要』第10号　滋賀県文化財保護協会　1997

(15) 現在、県内20余の遺跡で出土を確認している。これについては別稿の予定である。

(16) 木野本和之・川崎志乃『天花寺丘陵内遺跡群発掘調査報告Ⅳ』三重県埋蔵文化財センター　2000

執筆者一覧

穂　積　裕　昌（三重県埋蔵文化財センター）
豊　田　祥　三（三重県埋蔵文化財センター）
伊　藤　裕　偉（三重県埋蔵文化財センター）
山　中　由紀子（三重県埋蔵文化財センター）
奥　　義　次（三重県埋蔵文化財センター）

研　究　紀　要

第 15－1 号

― 特集　古墳時代 ―

2006（平成18）年３月

編集・発行　三重県埋蔵文化財センター
印　　刷　㈲　山　文　印　刷